

平成 25 年度

包括外部監査の結果報告書

経済局の財務事務の執行および関係出資団体の経営に係る事業の管理について

平成 26 年 3 月

仙台市包括外部監査人
公認会計士 今野 利明

包括外部監査報告書 目次

I 外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 包括外部監査対象期間	1
4. 特定の事件を選定した理由	1
5. 外部監査の方法	1
6. 外部監査実施期間	2
7. 外部監査の補助者	2
8. 利害関係	2
II 経済局の事務の執行および関係出資団体の経営管理について	3
1. 経済局の事業	3
2. 経済局の機構図	11
3. 経済局の一般会計決算額	12
4. 経済局関係出資団体	13
III 外部監査の結果および意見	14
1. 仙台市中小企業融資制度について	14
2. 仙台市中小企業育成融資制度利子および保証料補給金について	24
3. 企業立地促進助成金について	27
4. 東北復興交流パーク事業について	33
5. 東北復興創業スクエア事業について	35
6. 仙台市情報・産業プラザ運営管理費について	39
7. 公益財団法人仙台市産業振興事業団補助金について	44
8. 公益財団法人仙台市産業振興事業団について	48
9. 株式会社仙台ソフトウェアセンターについて	55
10. 公益財団法人仙台観光コンベンション協会運営費等補助金について	62
11. 観光客誘致宣伝に要する経費について	65
12. 公益財団法人 仙台観光コンベンション協会について	67
13. 緊急雇用創出事業－仮設住宅安心見守り協働事業について	72
14. 緊急雇用創出事業－国民健康保険料等収納率向上事業について	78
15. 緊急雇用創出事業－震災対応就職支援事業について	85
16. 緊急雇用創出事業－産業人材育成事業について	92
17. 緊急雇用創出事業－震災対応等臨時職員雇用事業について	102
18. 緊急雇用創出事業－誘致企業雇用促進事業について	107
19. 農業園芸センター運営管理費について	112
20. 財団法人仙台市農業園芸振興協会について	114
21. 被災農家経営再開支援事業費について	115

22.	東日本大震災農業生産対策交付金、農業生産復旧緊急対策事業補助金、農業生産復旧促進事業について.....	117
23.	農業用機械施設等整備費補助金について	121
24.	被災地域農業復興総合支援事業について	125
25.	農業基盤復旧復興整備計画策定事業について.....	128
26.	仙台東部地域農地集積促進業務委託について.....	132

包括外部監査の結果報告

I 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

経済局の財務事務の執行および関係出資団体の経営に係る事業の管理について

3. 包括外部監査対象期間

平成 24 年度(自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日)

ただし、必要に応じて過年度の一部についても監査対象としている。

4. 特定の事件を選定した理由

仙台市においては、東日本大震災により大きな打撃を受けた市経済の完全復旧と復興後の自立した地域経済の実現に向け地域産業金融支援、緊急雇用対策、被災農家支援等、諸事業の大幅な拡充が図られた。そのため経済局の事業費は震災前の 60 億円から震災後は 100 億円超と急激に増加し、今後も震災復興対策事業等により更なる増加が見込まれる。

このような状況に鑑み、経済局の財務事務の執行および関係出資団体の経営に係る事業の管理について、その合規制を見るとともに経済性、効率性、有効性の観点から検討する必要性を認めた。

5. 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

① 経済局の財務事務の執行

・補助金交付に係る事務の執行管理

・契約事務の執行管理

・財産管理

・経費に係る事務の執行管理

・経済局執行事業の運営管理

② 関係出資助団体の運営管理

(2) 主な監査手続

① 関係書類の閲覧および質問による状況把握

- ②資料の照合および分析
- ③関係諸帳簿および証拠書類との照合
- ④関係出資団体への往査

6. 外部監査実施期間

平成 25 年 7 月 10 日から平成 26 年 3 月 7 日

7. 外部監査の補助者

公認会計士 大枝 宏
公認会計士 佐々木 伸之
公認会計士 大西 徹
公認会計士 齊藤 貴彰
公認会計士 佐藤 慎太郎

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ 経済局の事務の執行および関係出資団体の経営管理について

1. 経済局の事業

(1)はじめに

平成 23 年 3 月の東日本大震災により企業の生産設備、流通ネットワーク、交通網および農業生産基盤等、仙台市の経済インフラは大きな打撃を受けた。

この影響は、平成 23 年の各種統計資料に顕著に表れている。

平成 24 年経済センサス-活動調査に基づく資料によると、仙台市の事業所の製造品出荷高は暦年ベースで平成 22 年の 9,632 億円から震災の年である平成 23 年には 4,619 億円と前年比約 52%減少し、仙台市観光交流課の資料によると、仙台市の観光客入込数は暦年ベースで平成 22 年の 19,789,520 人から平成 23 年は 16,207,800 人と 18.1%減少している。また、農林水産省の資料によると仙台市の農業産出額は暦年ベースで平成 18 年の 86.5 億円から平成 23 年には 55.6 億円と 36%減少した。

仙台市は平成 23 年 6 月に仙台経済の回復を目指した緊急的措置である集中経済施策を公表、「企業経営を支え、事業の再生を応援」、「賑わいの創出により、観光業・小売業などを支援」、「仙台の農業と市民の食を支えるため、早期営農再開を支援」、「緊急の雇用対策により、市民の生活基盤を守る」を柱とした事業の実施を発表した。同時期に国においては、東日本大震災復興基本法が成立、平成 23 年 7 月には東日本大震災復興対策本部から「東日本大震災からの復興の基本方針」が示され、今後 10 年間の「復興期間」のうち、平成 27 年度までの当初 5 年間は「集中復興期間」と位置づけ、重点的に国が事業費を確保するものとされた。それを受け仙台市は平成 23 年 11 月に「仙台市震災復興計画」を策定、震災からの復旧・復興に向けた体系的、計画的な取り組みが開始されることとなった。

仙台市震災復興計画は一日も早い復旧・復興を目指すとともに、早期の復興により東北全体の復興を牽引するといった観点から、国が集中復興期間と位置づけた平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間と同じ計画期間としている。

平成 24 年度の仙台市経済は復興需要の恩恵等により回復基調にあるものの、大規模かつ広範囲な震災の影響から資材の不足および人員不足等により復興事業の進捗は遅れがちであり、本格的な復旧・復興にはまだまだ長い時間が必要である。

(2)経済局の事業の概要

仙台経済の復興を目指して「仙台経済ステップアッププラン 2012」が作成された。その趣旨は以下のとおりである。

「東日本大震災から 1 年、仙台市の経済は、復興需要の高まりや国内外からの支援などもあり、回復基調にあるものの、復興需要の恩恵を享受しきれていない分野や風評被害等により大きな影響下におかれている企業もあり、経済状況の二極化の恐れも生じている。

復興需要は永続的ものではなく、この需要を梃子としながら中長期的な安定成長へとつなげていくことが必要であり、そのためには、将来に向けた仙台市の企業の競争力を堅固にし、

防災や環境面での「実証実験都市」として新たな産業や技術を開発していく取り組みや、世界中から人材を集め交流人口を増やす取り組みへのステップアップが求められる。

このような状況の中、仙台市は震災からの復興と安定的な成長に向けた政策を集約した仙台経済ステップアッププラン 2012 を取りまとめ、平成 24 年度を震災復興計画における仙台経済発展プロジェクトの本格的な展開を迎えるべき時と位置づけ、総事業費 100 億円、4 つの合言葉、12 のプログラムをスタートさせた。」

仙台経済ステップアッププラン 2012 の 4 つの合言葉、12 のプログラムは、以下のとおりである。

合言葉 1. 事業拡大-企業の販売の拡大、競争力の強化、復興需要に対する新たな起業を集中的にサポートする。

P1. 集中販路拡大プログラム

「地域ビジネスマッチングセンター」の創設

- ・営業のノウハウを持つ専任スタッフが、ものづくり企業、IT 企業など地域企業の優れた製品・サービスを域外の企業に対し売り込み代行することにより、販路拡大を支援する。

「震災復興販路拡大支援」

- ・中小企業総合展などへの出展支援や復興支援企業フェアの開催により、商談機会の創出を図る。また、展示会等における地域企業の販売促進のスキルを向上させることにより、中小企業の販路拡大を支援する。

「他、国際経済交流事業」

P2. 競争力強化・起業促進プログラム

「東北復興創業スクエア」

- ・復興過程で生まれる新たな需要に対応した商品・サービスの創出を担う起業家や新事業の立ち上げ等を、マーケティング、デザイン、人材育成の面で支援する。

「地域ビジネス創出支援」

- ・被災地のコミュニティや地域資源を活かした新たな地域ビジネスを始める取り組みを支援する。

「他、ものづくり関連産業復旧・復興支援、ものづくり中小企業支援補助金、御用聞き型企業訪問等 12 事業」

合言葉 2. にぎわい創出-東北の復興を牽引する、にぎわいの拠点を中心部に創出し、都市型ツーリズムを推進するとともに、国際コンベンション都市づくりを強力に進める。

P3. 東北復興交流パークプログラム

「東北復興交流パーク」

- ・中心部商店街を「東北復興交流パーク」と位置づけ、東北の観光や産業の復興を支援する拠点を整備し、集中的に事業を行うとともに、既存の「仙台なびっく」と連携し一体的

な事業展開を行うことにより、中心部の魅力を発信し賑わいの持続とさらなる発展を図る。
「他、中心部商店街将来ビジョン推進事業」

P4. 商店街のにぎわい創出プログラム

「商店街震災復興対策」

・安全安心の向上ために行うアーケードの大規模改修等の施設整備や賑わいの強化のための商店街のイベント事業を支援する。

「名掛丁エスカレーター整備」

・平成 25 年開催の「仙台・宮城デスティネーション・キャンペーン」に向け、仙台駅西口のペDESTリアンデッキで最大の通行量となっている名掛丁階段にエスカレーターを設置し、安全性と利便性の向上を図る。

「他、空き店舗活用による地産地消普及啓発事業、商店街等支援助成事業等 4 事業」

P5. ミュージアム観光魅力創出プログラム

「DC(仙台・宮城「伊達な旅」春キャンペーン)」

・平成 25 年開催の「仙台・宮城デスティネーション・キャンペーン」を復興に向けた大きな機会と位置付け、平成 24 年春にプレキャンペーンにより機運を盛り上げるとともに、受入れ環境の整備充実、観光資源の魅力の発掘・磨き上げを図る。

「ミュージアム連携」

・仙台・宮城地域の多様なミュージアム施設の共同事業体である「仙台・宮城ミュージアムアライアンス」において、共同広報や複数のミュージアム施設が共通のテーマ・スタイルで展覧会を行う「クロス展示」などの連携事業を行い、観光資源の一つとしてのミュージアムの魅力を発信する。

「秋保作並誘客支援」

・デスティネーションキャンペーンの開催時期に合わせ、磊々峽をライトアップするなど、新たな観光資源としての魅力を高める。また、情報誌やネット等によりそれらの観光情報を国内外へ発信し、秋保・作並温泉の知名度向上と誘客拡大を推進する。

「海外プロモーション」

・海外に仙台・東北の魅力ある観光資源と楽しみ方を発信し、外国人観光客の増加を図る。中国・香港を新たに重点先として加え、さらなる誘客を図る。

「他、武将隊による観光復興推進、プロスポーツチーム連携観光 PR 推進、三大祭り開催支援、動物公園整備等 35 事業」

P6. 国際コンベンション都市強力推進プログラム

「国際コンベンション誘致強化」

・本市が復興需要に依存せず、息の長い経済成長を実現するには、関連産業のすそ野が広く、中長期的に経済活力の獲得を見込める国際コンベンションを積極的に誘致することが有効である。そのため、コンベンション開催助成、開催準備金貸付に加え、誘致スタッフの強化、国際会議開催手続のワンストップサービスの実現など、誘致体制を大幅

に拡充整備する。また、2015年国連防災世界会議の仙台開催に向け、誘致の取り組みを強化する。

「仙台商業高等学校跡地利活用の推進」

・地下鉄東西線建設を契機とした新たなまちづくりや、交流人口の回復・拡大を図るため、民間事業者を活用するなどして仙商跡地の利活用を進める。

「日本女性会議 2012 仙台の開催」

・男女共同参画をテーマとしたイベントの中では国内最大級の日本女性会議を平成24年10月に開催する。

「他、海外への情報発信」

合言葉3. 未来開拓-農業のイノベーションを進めるとともに、本市の持続的成長を牽引する新産業を創出する。

P7. 農と食のフロンティアプログラム

「農と食のフロンティア創造推進事業」

・新しい生産技術、経営形態や関連産業との融合など、農業の新たな地平を切り開く「農と食のフロンティア」を東部地域に実現するための方向性をとりまとめつつ、地域再生の担い手となる農業者を育成し六次産業化を推進する。

「農地利用集積事業」

・農地の借り手・貸し手を結び付け、営農再開者の規模の拡大を支援することにより、収益性の高い大規模圃場化につなげていく。

・平成24年度作付け可能となる地区のうち稲作付けが困難な農地について、貸し手・借り手に1ha当たり10万円を補助し、農地利用の集積を促進する。

「他、地産地消推進事業等4事業」

P8. 次世代エネルギー活用プログラム

「次世代エネルギー産業立地調査」

・東部の被災地などにおいて、環境負荷の少ない太陽光発電事業等の立地可能性を探り、多様なエネルギー源の確保や関連産業の振興を図る。また、生活排水を吸収してオイルを生み出す藻類バイオマスの実証実験を行い、下水処理と連携して燃料生産を行う新しい循環型モデルの構築を目指しながら関連産業の集積を図る。

「エコモデルタウンの調査」

・新市街地形成が予定されている地区において、民間資本との協働によりエコモデルタウン事業に取り組み、特定のエネルギーに過度に依存せず、エネルギー効果の高い地域モデルの形成を目指す。

「他、避難所等への防災対応型太陽光発電システム設備、荒井東地区土地区画整理等7事業」

P9. 知的産業育成プログラム

「情報産業支援」

- ・今後需要拡大が見込まれるスマートフォンのアプリケーション開発を支援し、地域企業の技術力向上と関連人材の本市への集積を図るとともに、アプリケーションを活用した商店街の売り上げ増加や観光地の誘客など、多面的な経済効果につなげる。
- 「他、クリエイティブクラスター創生事業、仙台フィンランド健康福祉センター事業、仙台MEMS 産業クラスター創生事業等 5 事業」

合言葉 4. 足腰強化-震災からの「完全復旧」の向け、企業と農業の再生をサポートし、また、復興に向けた企業ニーズに合った人材を育成する。

P10. 企業・農業再生プログラム

「中小企業利子等補給」

- ・本市の震災関連融資制度において 3 年間の利子・保証料補給を行っているが、平成 24 年度新規借り入れ分についても継続して実施する。また、商工会議所等が指導・推薦する小規模事業者経営改善資金(震災対応特枠)についても同様に実施する。

「企業等支援情報発信」

- ・仙台圏の被災中小企業等が利用できる各種支援制度を、利用する側の視点から分かりやすく紹介する情報誌を制作し配布する。
- 「他、被災農家経営再開支援事業、農業用機械施設等整備費補助金、中央卸売市場運営管理、深沼漁港海岸保全施設復旧事業等 12 事業」

P11. 買い物弱者支援プログラム

「買い物弱者支援モデル事業」

- ・身近な商店の撤退・閉店や交通手段の不足などにより、高齢者を中心として、日常の買い物が困難になる状態が想定されるため、地域の状況に応じた宅配事業または移動販売車等による社会実験を行う。

P12. 雇用拡大・ミスマッチ解消プログラム

「雇用拡大」

- ・東日本大震災を受けて、緊急的な雇用の場の創出や都市型産業の誘致を積極的に進め、雇用の拡大を図る。緊急雇用創出事業、首都圏企業プロモーション事業、企業立地等促進助成金。

「ミスマッチ解消プログラム」

- ・求人と求職のミスマッチの解消により、安定的な就業を支援するとともに、復興需要を地元企業がしっかり受け止めることができるよう、企業のニーズに合った人材を育成する。震災対応就職支援事業、産業人材育成事業、人材確保支援事業、若年求職者就業体験研修事業。
- 「他、キャリア・コンサルティング事業、高校生就職支援事業等 7 事業」

(3) 主な経済指標

①製造業製造品出荷額等(従業員4人以上の事業所)

(資料:H24 経済センサス及び H22 工業統計調査)

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	従業者人件費および 派遣料(億円)	製造品出荷額 (億円)
平成23年(1月～12月)	603	15,958	630	4,619
平成22年(1月～12月)	556	17,234	671	9,632

②大型小売店(スーパー、百貨店)販売額(仙台)

(資料:経済産業省)

期 間	販売額(億円)	前年比(%)
平成24年(1月～12月)	2,408	7.5
平成23年(1月～12月)	2,239	1.1
平成22年(1月～12月)	2,203	△1.2

③公共工事請負額

(資料:東日本建設業保証(株))

期 間	全国	東北	宮城	
	前年比(%)	前年比(%)	請負額(億円)	前年比(%)
平成24年(1月～12月)	10.3	58.1	8,007	142.0
平成23年(1月～12月)	△0.5	38.4	3,309	57.2
平成22年(1月～12月)	△8.8	△15.3	2,104	△27.3

④新設住宅着工戸数

(資料:国土交通省)

期 間	全国	東北	仙台	
	前年比(%)	前年比(%)	戸数(戸)	前年比(%)
平成24年(1月～12月)	5.8	39.9	9,859	66.1
平成23年(1月～12月)	2.6	△4.3	5,937	△4.8
平成22年(1月～12月)	3.1	△0.4	6,236	6.2

⑤新規求人数(パートを含む)

(資料:厚生労働省、仙台公共職業安定所)

期 間	全国	仙台	
	前年比(%)	求人数(人)	前年比(%)
平成24年(1月～12月)	12.5	150,673	15.9
平成23年(1月～12月)	14.7	129,973	62.9
平成22年(1月～12月)	9.3	79,777	8.2

⑥観光客入込数(仙台)

(資料:仙台市観光交流課)(単位:人、%)

期 間	観光客入込数	前年比
平成 24 年(1 月～12 月)	18,554,458	14. 5
平成 23 年(1 月～12 月)	16,207,800	△18. 1
平成 22 年(1 月～12 月)	19,789,520	2. 2

⑦農業産出額(平成 23 年と平成 18 年の比較)

(資料:農林水産省)(単位:千万円)

	耕 種				畜 産				加工	合計
	米	野菜	その他	小計	乳用牛	豚・鶏	その他	小計	その他	
平成23年	243	158	41	442	51	48	15	114	0	556
平成18年	401	236	83	720	57	69	18	144	1	865
減少率(%)	39. 4	33. 1	50. 6	38. 6	10. 5	30. 4	16. 7	20. 8	100	35. 6

(4)政令指定都市の指標

(仙台市の概況(平成25年度版))

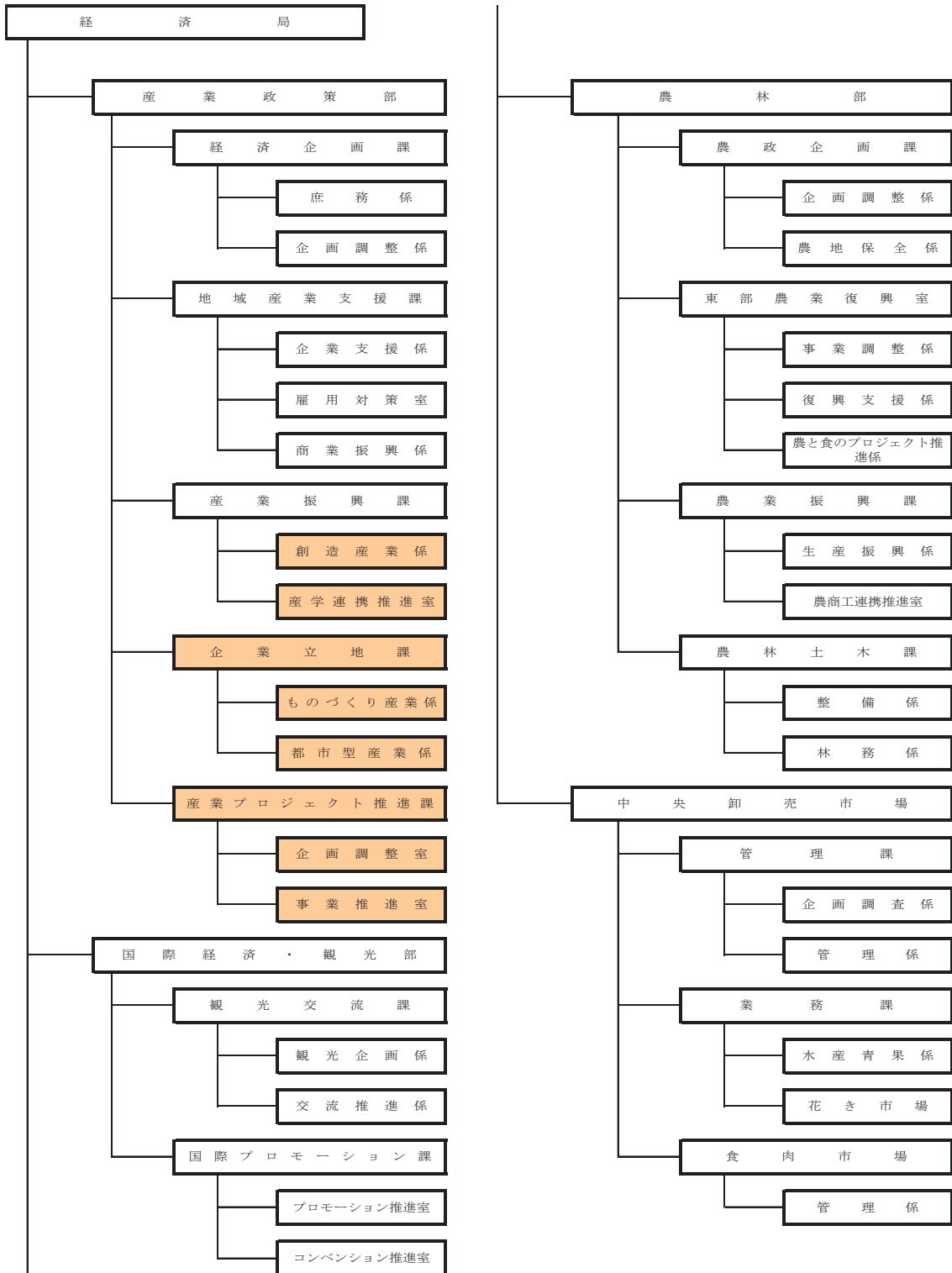
都市名	市域面積 (H25. 4. 1)	推計人口 (H25. 5. 1)	昼間人口 (H22. 10. 1)	製造業(4人以 上の事業所) 事業所数 (H22. 12. 31)	卸売・小売業 事業所数 (H21. 7. 1)	サービス業 事業所数 (H21. 7. 1) ※
	km ²	人	人	所	所	所
札幌市	1,121. 12	1,933,789	1,925,535	950	19,674	16,364
仙台市	785. 85	1,065,019	1,121,965	556	14,449	10,263
さいたま市	217. 49	1,240,797	1,133,978	1,057	11,181	8,825
千葉市	272. 08	963,880	938,148	478	8,041	6,658
川崎市	144. 35	1,444,474	1,275,628	1,452	9,536	7,928
横浜市	435. 17	3,701,475	3,375,330	2,800	29,052	24,441
相模原市	328. 83	719,933	630,432	1,061	5,379	4,768
新潟市	726. 10	810,415	826,202	1,142	10,875	8,232
静岡市	1,411. 93	710,279	739,584	1,599	11,124	7,725
浜松市	1,558. 04	793,565	798,622	2,323	10,230	7,302
名古屋市	326. 43	2,269,049	2,569,376	4,775	35,507	26,142
京都市	827. 90	1,472,334	1,599,037	2,689	21,979	14,879
大阪市	223. 00	2,682,221	3,538,576	6,873	56,884	38,939
堺市	149. 99	841,485	794,507	1,592	7,754	5,652
神戸市	552. 83	1,541,089	1,583,765	1,864	19,676	14,174
岡山市	789. 92	712,496	739,068	855	9,289	6,968
広島市	905. 41	1,181,758	1,198,347	1,344	15,692	11,605

北九州市	489.56	969,121	1,003,657	1,133	13,426	9,201
福岡市	341.70	1,500,899	1,637,813	892	21,934	15,726
熊本市	389.54	738,656	757,093	517	8,817	6,965

※サービス業は、産業大分類の「不動産、物品賃貸業」(うち「物品賃貸業」)、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」の合計

2. 経済局の機構図

(平成25年4月1日現在)



※網掛けは組織改正により新設又は移管された課及び係である。

3. 経済局の一般会計決算額

(単位:千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
商工費					
商工総務費	695,393	694,281	698,528	719,558	710,490
商工業振興費	17,904,722	28,322,872	22,639,078	26,848,738	24,487,777
中小企業融資預託金※	16,530,000	26,584,000	20,922,000	24,938,000	22,512,000
中小企業融資損失補償	339,680	498,246	328,988	284,137	116,899
中小企業融資利子保証料補給※				494,839	483,803
その他	1,035,042	1,240,626	1,388,090	1,131,762	1,375,075
緊急雇用対策費	0	624,349	1,263,971	2,997,838	2,838,331
観光費	800,918	615,190	565,660	479,330	627,792
中央卸売市場特会繰入金※	671,869	566,887	583,189	1,973,652	433,214
商工費計	20,072,902	30,823,579	25,750,426	33,019,116	29,097,604
農林費					
農業委員会費	140,182	132,655	138,308	134,803	132,532
農林総務費	429,568	425,953	417,281	445,318	496,899
農水産業振興費	299,076	395,920	346,347	1,475,508	2,544,344
畜産業費	2,695	2,623	-	-	-
林業費	81,480	74,600	105,698	66,520	88,461
農地費	242,758	243,515	213,829	127,642	152,482
農林費計	1,195,759	1,275,266	1,221,463	2,249,791	3,414,718
経済費合計	21,268,661	32,098,845	26,971,889	35,268,907	32,512,322
中小企業融資預託金を除く計	4,738,661	5,514,845	6,049,889	10,330,907	10,000,322

※中小企業融資預託金は、年度当初に預入され年度末に戻入される。

※中小企業利子補給および保証料補給金制度は震災後の平成 23 年度より開始。

※平成 23 年度の中央卸売市場繰入金の増加は、中央卸売市場の災害による使用料等の減 671,889 千円(平成 22 年度比)および災害復旧費 537,186 千円を補てんするための増加によるものである。

経済局の一般会計決算額は、年度当初に預入され年度末に戻入される制度融資の協力金融機関に対する中小企業融資預託金を除き、震災以降年間 100 億円規模の支出となっている。

4. 経済局関係出資団体

経済局の関係出資団体は以下のとおりである。

団体名	市出資額	市出資割合	正味財産 (資本の部)	市からの補助 /委託料
	(百万円)	(%)	(百万円)	
(公財)仙台市産業振興事業団	100	100.0	400	有
(株)仙台ソフトウェアセンター	284	31.3	941	有
(財)みやぎ産業交流センター	450	25.3	2,234	無
(株)仙台港貿易促進センター	710	32.5	1,182	無
(公財)仙台観光コンベンション協会	80	34.9	298	有
(公財)瑞鳳殿	582	65.6	1,117	無
(財)仙台湾漁業振興基金	275	50.0	598	無
(公財)翠生農学振興会	25	20.7	129	無
(財)仙台市農業園芸振興協会	200	100.0	233	有

注) 上記数値は各団体の平成 24 年度決算に基づく数値である。

上記関係出資団体のうち仙台市からの補助、または委託料の取引がある(公財)仙台市産業振興事業団、(株)仙台ソフトウェアセンター、(公財)仙台観光コンベンション協会および(財)仙台市農業園芸振興協会を包括外部監査の対象としている。

Ⅲ 外部監査の結果および意見

1. 仙台中小企業融資制度について

(1) 概要

① 中小企業融資制度の仕組み

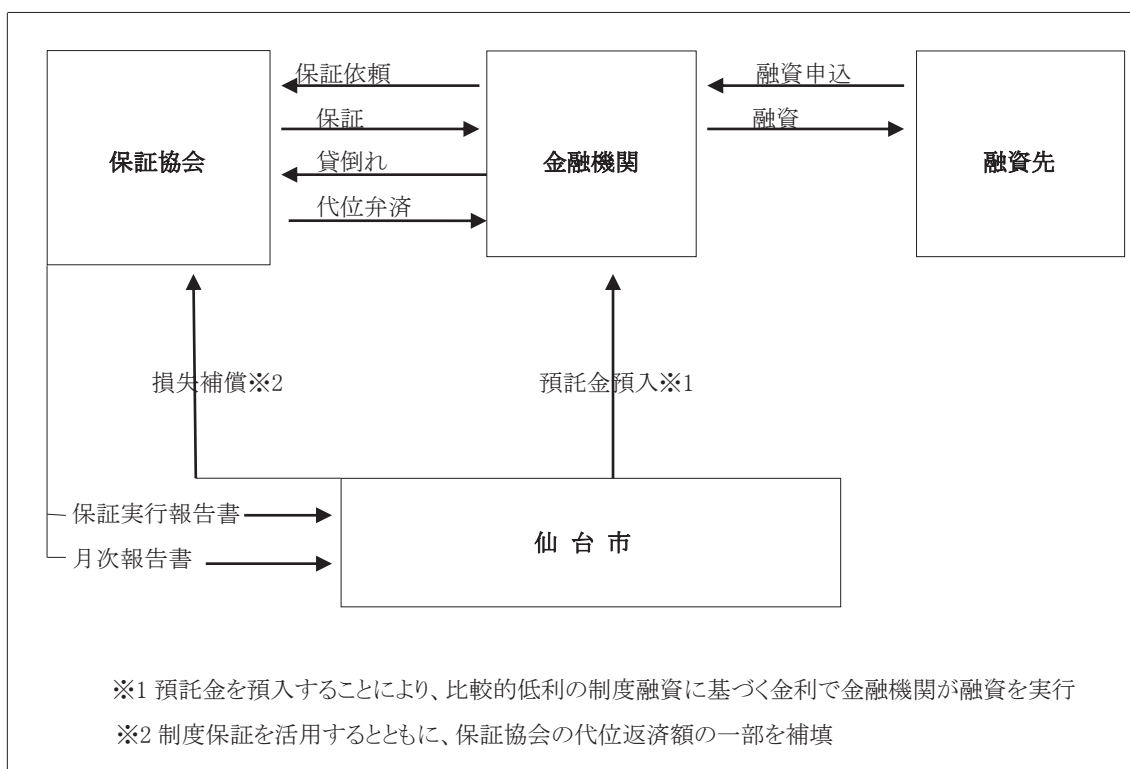
仙台市は、仙台市商工業振興条例第2条(助成措置)および第7条(融資のあっせん)に基づき中小企業が経営上必要とする資金を円滑に、かつ、低利で調達できるよう中小企業融資制度を設けている。

この制度の実施にあたり、仙台市は金融機関と融資の実施に関する覚書を締結し、仙台市が金融機関の決済用預金口座に融資基金を預託すること、そして金融機関は預託金の一定倍率の額を目途に中小企業者等へ制度融資の要綱に基づく比較的 low 利な融資を行うことを約している。すなわち、仙台市が融資金の一部を金融機関に預託し、金融機関が融資を実行する仕組みである。

また、この制度融資に基づく融資に関しては、宮城県信用保証協会(以下、「保証協会」という。)が保証を行い、中小企業の信用力を補完している。仙台市は、この制度融資に関し保証協会と信用保証に関する損失補償契約を締結し、この制度融資に係る保証協会の債務保証による損失に対して一定額を限度に損失補償することを約している。

これらの関係を図示すると、以下のとおりである。

制度融資の概要図



②平成 24 年度の中小企業融資制度資金の種類およびその内容は以下のとおりである。

制 度 名		融資限度額	返済期間	融資利率(固定金利)	保証料	その他
育成 融資	振興資金	50 百万円	運転 7 年 設備 12 年	1 年未満 1.8% 1 年超 2.2%	保証協会所定	保証人(個人 不要、法人代 表者 1 名)、 担保は場合 により必要
	経済変動 対策資金※	30~50 百万円	運転 7 年 設備 12~15 年	1.5%または 1.7%	0.7%または 保証協会所定	
融資 小口	小口零細 資金	12.5 百万円	運転 7 年 設備 7 年	1 年未満 1.6% 1 年超 2.0%	保証協会所定	
活性化 融資	地域産業 経済環境 適応資金他	50~100 百万円	運転 7 年 設備 12 年	1.7%	保証付きの場 合は保証協会 所定	保証人、担保 は金融機関 所定
支援 融資	起業家 支援資金	10 百万円	運転 5 年 設備 7 年	1.0%	0.7%	保証人(個人 不要、法人代 表者 1 名)等
	創造的産業 支援資金	30 百万円	運転 7 年 設備 10 年	1.7%	保証協会所定	

※経済変動対策資金には、平成 23 年度より新たに震災復興関連資金が加えられた。

③ 過去 5 年間の資金別融資実行額および融資残高の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

資金の種類			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
育成 融資	振興資金	融資実行額	18,969,875	13,384,454	10,989,792	7,528,328	8,894,291
		年度末残高	42,992,951	36,259,137	30,792,338	25,383,356	23,080,807
	経済変動対策 資金	融資実行額	14,855,553	16,638,538	10,125,348	35,498,605	7,077,167
		年度末残高(うち 復興関連資金)	17,354,634 (-)	27,336,383 (-)	27,749,939 (-)	52,326,518 (28,451,523)	47,412,498 (29,392,568)
小口融資		融資実行額	2,593,570	1,958,520	1,211,560	951,180	1,028,560
		年度末残高	3,330,009	3,784,851	3,489,071	2,947,505	2,622,651
事業協同組合等融資 ※		融資実行額	-	-	-	-	-
		年度末残高	16,542	6,480	2,424	-	-
地域産業活性化融資		融資実行額	-	9,700	42,890	-	-
		年度末残高	88,528	87,420	117,789	102,088	87,932
支援 融資	起業家支援 資金	融資実行額	186,800	173,100	134,500	55,920	132,820
		年度末残高	501,363	429,456	369,207	288,231	298,453
	創造的産業 支援資金	融資実行額	-	-	-	-	-
		年度末残高	29,891	12,220	-	-	-
合 計		融資実行額	36,605,798	32,164,312	22,504,090	44,034,033	17,132,838
		年度末残高	64,313,918	67,915,947	62,520,768	81,047,698	73,502,341

※事業協同組合投融資制度は平成 22 年度で廃止されている。

④預託金および協調倍率について

制度の実施に当たり、仙台市は金融機関と制度融資の実施に関する覚書を毎年度締結している。この覚書では、以下の事項が取り決められている。

ア、市は融資を実行する金融機関に融資基金として預託金を決済用預金として預け入れること

イ、金融機関は預託金に一定の数値(協調倍率)を乗じた額(融資枠)を目途に融資を行うこと
ウ、融資残高が融資枠を超えた場合には協議の上追加預託することなど

なお、預託金は年度末に市に返還され、次年度初めに改めて計算された額が預託される。

融資枠および協調倍率は次の方法で算出される。

$$\text{融資枠} = \text{預託金} \times \text{協調倍率}$$

$$\text{協調倍率} = \text{基準金利} \div (\text{基準金利} - \text{制度金利})$$

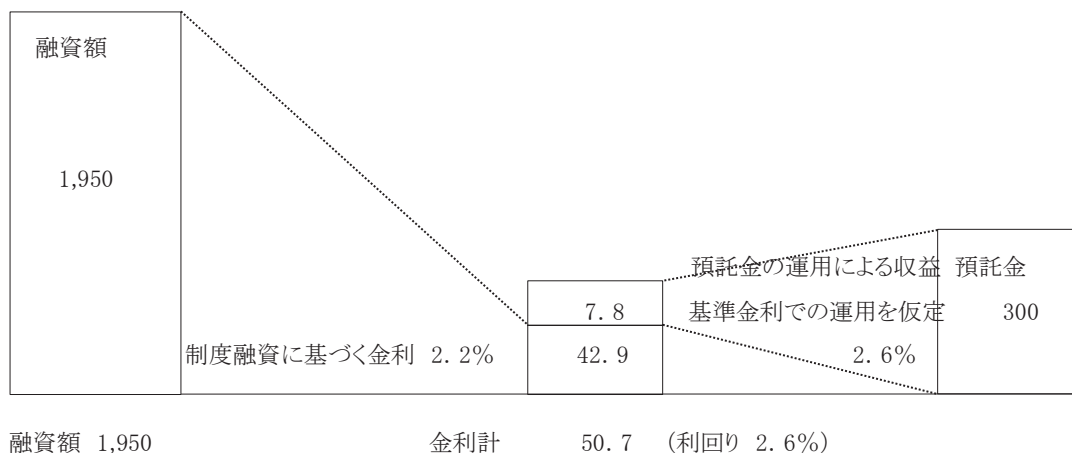
・基準金利は金融機関プロパー融資の金利に調整率として0.7%を上乗せした金利が使用されている。また、金融機関プロパーの融資金利は商工中金、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合ごとおよび融資資金ごとに算定されている。

・制度金利は仙台市中小企業融資制度において決められている金利である。

融資額が上記融資枠の範囲内であれば、金融機関は基準金利(金融機関プロパー融資の金利+調整率)を確保でき、融資を受ける中小企業は融資制度に定める低利の融資を受けることができる。

この関係を図に表すと以下のとおりである。

(例:基準金利を2.6%、制度融資の金利を2.2%とすると協調倍率は6.5(2.6%/2.6%-2.2%)となる。したがって、融資枠を1,950とすると預託金は300となる。)



制度融資の中で最も残高の大きい育成融資（経済変動対策資金）の協調倍率の計算は以下のとおりである。

	A	B	C	D	E	F	F`
金融機関	金融機関のプロパー融資金利 (%)	調整率 (%)	基準金利 (A+B) (%)	制度融資利率 (%)	差 (C-D) (%)	協調倍率 (C/E) (倍)	協調倍率 下2桁目調整 (倍)
商工中金	2.06	0.7	2.76	1.6	1.16	2.38	2.35
地方銀行	1.55	0.7	2.25	1.6	0.65	3.46	3.45
第二地方銀行	1.93	0.7	2.63	1.6	1.03	2.55	2.55
信用金庫	2.42	0.7	3.12	1.6	1.52	2.05	2.05
信用組合	2.73	0.7	3.43	1.6	1.83	1.87	1.85

※協調倍率は下2桁目を調整し0または5としている。

プロパー融資金利が高いほど制度融資利率との差が大きくなるため、協調倍率は低くなる。すなわち、同じ融資枠に対して預託金の金額が大きくなる。

過去5年間の預託金預入額およびそれにより創出される融資枠そして年度末融資残高等の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
預託金(決算額)(A)	16,530,000	26,584,000	20,922,000	24,938,000	22,512,000
融資枠(B)	62,980,400	86,545,150	80,368,700	83,024,850	82,479,500
融資残高(C)	64,313,918	67,915,947	62,520,768	81,047,698	73,502,341
預託金割合%(A)/(B)	26.2	30.7	26.0	30.0	27.3
平均協調倍率	3.81	3.26	3.84	3.33	3.66
融資割合%(C)/(B)	102.1	78.5	77.8	97.6	89.1

⑤保証協会との損失補償契約について

仙台市の中小企業融資制度は、中小企業信用補完制度のもとで運営されている。保証協会が信用保証をすることにより中小企業の信用力を補完し、また、保証協会は中小企業信用保険法に基づき日本政策金融公庫と信用保険を締結し信用保証に伴う損失をカバーしている。

従来、保証協会の保証は融資額の100%であったが、平成19年10月に責任共有制度が導入され保証協会は融資額の80%、金融機関が20%を負担する仕組みとなった。しかしながら中小企業信用保険法に基づくセーフティネット認定資金や東日本大震災復興緊急保証資金については従来どおり保証協会の100%保証である。

仙台市と保証協会が締結している損失補償契約において、仙台市が負担する損失補償の額は、保証協会が代位弁済した額から上記信用保険に基づき支払いを受けた保険金額およびその損失補償請求時までに回収のあった額を控除した額のうち融資制度毎に次の割合で

算定した額となっている。なお、責任共有制度の対象である保証の場合には、さらに当該額に100分の80を乗じた額とされている。

平成24年度融資に係る損失補償割合

融 資 制 度		損失補償割合
育成融資振興資金		60%
育成融資経済変動対策資金	セーフティネット認定資金	20%
	東日本大震災復興緊急保証資金	40%
	その他	60%
小口融資小口零細資金		80%
新事業創出支援融資起業家支援資金		90%
新事業創出支援融資創造的産業支援資金		70%

また、市は損失補償契約において、損失補償の限度額と損失補償の請求期間を定めており、平成24年度融資に係る損失補償の限度額および損失補償の請求期間は以下のとおりである。

	損失補償限度額	損失補償請求期間
育成融資	1,180,000 千円	H24/4/2 から H42/3/31
小口融資	57,000 千円	H24/4/2 から H34/3/31
新事業創出支援融資	20,200 千円	H24/4/2 から H37/3/31

平成23年度以前の融資に係る損失補償を含め、平成24年度末における損失補償契約の残高は15,075百万円となっている。

年度別損失補償額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市損失補償額	339,680	498,246	328,988	284,137	116,899

(2)実施した監査手続

- ①中小企業融資制度および損失補償制度についてヒアリング
- ②協調倍率および預託金の正確性検証
- ③貸出条件変更の申請書の査閲
- ④損失補償額の正確性検証

(3)実施した監査手続の結果

①損失補償額の算出について(指摘)

市の制度融資に関して、市は保証協会と損失補償契約(以下、「契約」という。)を締結し、保証協会の信用保証に伴う損失の一定割合を負担することとしており、市の負担割合は契約

により融資制度の資金ごと、さらには融資実行年度ごとに定められている。また、契約では市の損失補償限度額も制度融資の資金ごと、融資実行年度ごとに定めている。

制度融資の返済期限は、資金の種類ごとに運転資金は5～7年、設備資金は7～12年と定められており、市の損失補償は当該期間継続することとなる。

市は仙台市の財務諸表(貸借対照表等)において損失補償額を公表しているが、制度融資に係る損失補償額は契約に基づく制度融資の資金ごとおよび融資実行年度ごとの損失補償限度額からそれぞれの損失補償実行額を差し引いた損失補償限度額の残額を事業年度末の損失補償残高として公表している。

しかしながら、市の年度末の損失補償残高は、当該契約に基づく損失補償限度額の残額と年度末における実際融資残高に対する市の損失補償割合から算出した金額のいずれか少ない方の金額である。すなわち、契約に基づく損失補償限度額の残額があっても実際融資残高に対する市の補償割合で算出した金額が少ない場合、補償すべき金額は少ない金額となるからである。

したがって、市は損失補償残高を再計算し、正確な金額を公表すべきである。

②協調倍率と預託金について(意見)

協調倍率の算定における基準金利は、現状、金融機関のプロパー融資金利に調整率として0.7%を上乗せした金利を用いている。制度融資の中で融資残高および預託金額の最も大きい育成融資(経済変動対策資金)を例に、調整率0.7%の預託金への影響額を算定すると以下のとおりである。

調整率の上乗せがない場合の協調倍率

制度融資名	金融機関 種別	A			B	C	D	F
		基準金利	△調整率	プロパー金利	制度融資 利率	A-B	協調倍率 A/C	協調倍率下 2桁調整後
		当初		差引				
育成融資 (経済変動 対策資金)	商工中金	2.76	△0.7	2.06	1.6	0.46	4.47	4.45
	地方銀行	2.25	△0.7	1.55	1.6	-	-	-
	第二地銀	2.63	△0.7	1.93	1.6	0.33	5.84	5.80
	信用金庫	3.12	△0.7	2.42	1.6	0.82	2.95	2.95
	信用組合	3.43	△0.7	2.73	1.6	1.13	2.41	2.40

※地方銀行のプロパー融資金利は、制度融資利率より低いため協調倍率はゼロとしている。

調整率の上乗せがないと仮定した場合の預託金の再計算

(単位:千円)

制度融資名	金融機関	当初融資枠	協調倍率	預託金必要額	当初預託金	差引
育成融資 (経済変動 対策資金)	商工中金	1,360,650	4.45	306,000	579,000	273,000
	地方銀行	30,146,100	0	-	8,738,000	8,738,000
	第二地銀	12,326,700	5.80	2,126,000	4,834,000	2,708,000
	信用金庫	8,230,750	2.95	2,791,000	4,015,000	1,225,000

	信用組合	1,850	2.40	1,000	1,000	-
	合計	52,066,050		5,224,000	18,167,000	12,943,000

※預託金は百万円単位で預入されることから、同様に処理している。

上記のように、調整率0.7%の上乗せがないと仮定した場合の預託金必要額は、5,224,000千円となり現状の預託金18,167,000千円に比して12,943,000千円少なくなる。

しかしながら、金融機関のプロパー融資と中小企業向け融資である制度融資の相違は以下の点にあり、プロパー融資金利に調整率を上乗せし、その相違から生じるリスクを補填するために一定の調整率を上乗せすることは必要な措置である。

- ・中小企業向け融資の方が相対的に貸倒れコストは高い。
- ・協調倍率およびそれに基づく預託金は年1回の計算であり、金利変動リスクに対応できていない。

平成24年度における調整率0.7%は、過去10年間における長期金利の年間変動幅の最大値をとっているが、調整率で考慮すべきはプロパー融資に係る平均貸倒れコストと制度融資の対象である中小企業融資に係る貸倒れコストの差である。調整率を上乗せした基準金利が中小企業融資に係る貸倒れコストを反映することにより、当該基準金利と制度融資の金利差から計算される協調倍率により適正な預託金が算定できる。

金利変動リスクに関しては、一定幅以上の金利変動があった場合には、協調倍率を見直し追加預託金で対応すべきと思われる。

調整率の上乗せは必要であるが、その率如何により預託金の金額は大きく変動することから中小企業融資の実態を反映した適正な水準の率である必要がある。現状、公表データとしては、金融機関のプロパー融資に係る平均約定金利のみであるが中小企業融資に係る貸倒れコストの反映は金融機関にもメリットのあることであり、制度融資への協力金融機関と協議の上、必要なデータの入手に努めるべきである。

なお、制度融資の資金にはセーフティネット認定資金や東日本大震災緊急保証資金のように責任共有制度の対象外、すなわち、保証協会の100%保証となる資金があり、これらについては金融機関の負担する貸倒れコストはないのであるから、協調倍率および預託金は他の資金と区別し算定すべきと思われる。

③地域産業活性化融資および新事業創出支援融資について(意見)

地域産業活性化融資および新事業創出支援融資の実績額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
地域産業 活性化融資	融資枠	142,100	96,250	103,300	117,450	109,400
	預託金	65,000	41,000	43,000	53,000	47,000
	融資実行額	-	9,700	42,890	-	-
	年度末残高	88,528	87,420	117,789	102,088	87,932
新事業創出 支援融資	融資枠	651,950	571,400	483,200	406,800	315,550
	預託金	331,000	283,000	207,000	188,000	210,000

	融資実行額	186,800	173,100	134,500	55,920	132,820
	年度末残高	531,254	441,676	369,207	288,231	298,453
合計	年度末残高	619,782	529,096	486,996	390,319	386,385
制度融資全体	年度末残高	64,318,918	67,915,947	62,520,768	81,047,698	73,502,341
制度融資に 占める割合	年度末残高	0.96%	0.78%	0.78%	0.48%	0.53%

地域産業の活性化や新事業の創出は仙台市の経済対策の重要な柱であるが、上記のように、地域産業活性化融資、新事業創出支援融資(起業家支援融資、創造的産業創出支援融資)ともに市の制度融資においては非常に小さな割合であり、その推移をみても明らかに停滞している。

これらの融資については、調整率 0.7%に加えさらに 0.4~0.8%の政策的な上乘せをした基準金利を元に協調倍率が計算されるため、その率が 1.40~2.75 倍と低い、すなわち上記表に示すとおり融資額に占める預託金の割合が大きい。

多額の預託金は、融資を実行する金融機関へのインセンティブとなるものの、借り手となる中小企業者へのインセンティブとしての効果が弱いのではないかとと思われる。

地域産業活性化や新事業創出支援を重要な経済対策として位置付けその推進を図るなら、地域中小企業者へ効果的な方法で制度の周知を行うとともに、金融機関、商工会議所などと協議し預託金の在り方を含め制度融資の金利引き下げなど効果的な施策を検討することが望まれる。

④制度融資に係る条件変更について(意見)

中小企業育成融資制度要綱(以下、「育成融資要綱」という。)第 14 条第 1 項、第 2 項において、融資が実行された者の申し出があった場合、保証協会は育成融資要綱第 5 条の範囲内で信用保証の内容を変更する必要があると認めるときは融資を実行する指定金融機関と協議の上、当該信用保証の内容を変更できる。この場合、協会は当該内容の変更について市長に報告しなければならない。

また、同条第 3 項においては、保証協会は指定金融機関と協議の上真にやむを得ないと認めるときは、市長の承認を受けて第 5 条の条件によらず信用保証の内容を変更することができる旨規定している。

すなわち、第 14 条第 1 項、第 2 項による条件変更は市への報告、同条第 3 項による条件変更は市の承認が必要である。

育成融資要綱第 5 条の条件とは、資金使途、融資期間、返済方法等であるが、この中で返済方法は原則として元金均等返済となっている。

しかしながら、東日本大震災の影響から中小企業の資金繰りが厳しくなっており、より速やかな対応を行うため、仙台市は平成 23 年 6 月 10 日付 H23 経産地号外(以下、「通知」という。)により育成融資要綱の融資条件である「原則として元金均等返済」について「最終回に残金をまとめるなど融資の期間内で不均等返済とする変更は、制度融資の条件範囲内とし、協議ではなく、報告による取扱いとする。」旨の通知を出している。

その結果、それまで市の承認が必要であった条件変更案件の多くが報告扱いとなった。

平成 21 年度から平成 24 年度までの月別承認案件と報告案件の推移は以下のとおりである。

条件変更の件数

(単位:件)

月別	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	承認案件	報告案件	承認案件	報告案件	承認案件	報告案件	承認案件	報告案件
4月	12	6	66	10	153	10	5	81
5月	16	4	41	8	190	9	12	59
6月	15	13	43	14	51	108	7	63
7月	12	10	52	8	10	92	5	66
8月	15	8	39	13	4	71	8	54
9月	23	12	58	9	2	62	10	50
10月	24	6	56	10	1	62	7	46
11月	14	13	67	14	5	56	8	38
12月	29	10	61	6	8	65	5	32
1月	40	4	70	10	4	57	7	49
2月	47	11	58	13	2	44	9	33
3月	95	3	48	8	1	75	8	50
合計	342	100	659	123	434	711	91	621

上記のように通知の出された平成 23 年 6 月 10 日以降、元金均等返済から不均等返済への変更が制度融資の条件範囲内とされたことから、それまで承認案件となっていた条件変更が報告案件として取り扱われることとなり、市の承認が不要となった。

報告案件とされた条件変更の報告書を検討すると、その多くが元金均等返済から最終回に多額の返済をまとめて行う、いわゆるテールヘビーの返済計画への変更であり、再建計画等に基づく合理的な返済計画への変更ではなく単なる返済猶予と思える条件変更が多く存在する。市においてもこの状況は理解しているものの、現状、保証協会からこのような条件変更の報告が提出されるとそのまま受理している状況である。

平成 24 年度の事故率(融資残高に対する保証協会の代位返済額)は、1.32%と平成 22 年度 3.37%、平成 23 年度 3.05%に比して大きく減少しているものの、これが単なる返済猶予による当面の事故率の低下であるなら損失を将来に先延ばししていることと同様である。

市は保証協会と損失補償契約を締結し、保証協会の債務保証による損失の一部を負担するのであるから、報告案件といえども単なる返済猶予と思われる案件については条件変更による損失拡大を防ぐために保証協会と随時協議し保証内容の変更が妥当であるか否かを検討することが望ましい。

⑤保証協会との損失補償契約について(意見)

仙台市が保証協会と締結している損失補償契約においては、仙台市が負担する損失補償の限度額は融資の種類ごと、かつ、融資を実行した年度ごとに決められている。しかしながら、損失補償の額については、融資の種類ごとに保証協会との負担割合を記載しているのみである。

仙台市と保証協会の損失負担割合は年度により変更になることがあるものの、実務上は融資を実行した年度に決めてある負担割合が適用されている。したがって、同一年度において発生した保証協会の債務保証による損失であっても融資が実行された時点でのそれぞれの損失負担割合が適用される。

この点に関して市と保証協会に見解の相違はないものの、保証協会と締結する損失補償契約上、誤解の無いよう、損失負担割合は融資が実行された年度において決定している負担割合であることを明示することが望まれる。

2. 仙台市中小企業育成融資制度利子および保証料補給金について

(1) 概要

仙台市は、平成 23 年政令第 18 号により激甚災害として指定された「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害」により被害を受けた中小企業者の早期復旧を図るため、仙台市中小企業育成融資制度要綱(平成 7 年 3 月 16 日経済局長決裁。以下、「融資制度要綱」という。)に基づく融資を受けた中小企業者が要する利子および信用保証料(以下、「保証料」という。)に対し、予算の範囲内において補給金を交付するため、仙台市中小企業育成融資制度利子および保証料補給金交付要綱(平成 23 年 7 月 26 日経済局長決裁。以下、「要綱」という。)を定めている。

この要綱に基づく補給金交付の概要は以下のとおりである。

①補給金(利子補給金および保証料補給金)の対象資金および交付対象者

この補給金の対象となる資金は、融資制度要綱に規定する災害関連、東日本大震災復興関連等であり、平成 23 年 3 月 12 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に融資が実行されたものとなっている。

補給金の交付対象者は、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害」により、事業用建物が被害を受けたことについて、市町村その他相当な機関から証明書を受けていることが要件となっている。

②補給金の額

ア、利子補給金の額は、補給対象者あたり補給対象資金の融資額の合計で 30 万円を限度とし、次に定める額の範囲内とする。

a. 融資額が 30 百万円以下の場合

対象者が実際に支払った利子額(延滞利子額を除く。)

b. 融資額の合計が 30 百万円を超える場合

利子補給金＝実際に支払った利子額×30 百万円/融資額

イ、保証料補給金の額は、補給対象者あたり補給対象資金の融資額の合計で 30 百万円、融資期間 3 年間および保証料の年率 0.7 を限度として次に定める額の範囲内とする。

a. 融資額の合計が 30 百万円以下かつ融資期間が 3 年以下の場合

対象者が実際に要する保証料

b. 融資額の合計が 30 百万円以下かつ融資期間が 3 年超の場合

保証料補給金＝実際に要する保証料×3 年/融資期間

c. 融資額の合計が 30 百万円超かつ融資期間が 3 年以下の場合

保証料補給金＝実際に要する保証料×30 百万円/融資額

d. 融資額の合計が 30 百万円超かつ融資期間が 3 年超の場合

保証料補給金＝実際に要する保証料×30 百万円/融資額×3 年×融資期間

③交付の申請および実績報告

利子補給金交付申請書および実績報告書、保証料補給金交付申請書および実績報告書は、11月1日から3月31日までの期間および4月1日から10月31日までの期間について、それぞれの期間の終了後速やかに市長に提出するものとなっている。

しかしながら、交付金の対象者は初めに「委任状」と「り災証明書」を金融機関に提出するのみで、その後の手続等は金融機関および保証協会が手続を代行する仕組みとなっている。

④利子保証料補給金決算額

(単位:千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
中小企業融資利子補給金	177,083	427,550
中小企業融資保証料補給金	317,756	56,253
合 計	494,839	483,803

※利子補給は債務者が実際に支払った利子を元に算定されるため、年度ごとに累積して増加していく。また、保証料は融資実行時に融資期間にわたる保証料が一括して徴収されるため、各年度の保証料補給金は当該年度の新規融資の実行に係る分のみとなる。

(2)実施した監査手続

①制度の概要ヒアリング

②申請書の添付書類である委任状およびり災証明書の確認

③金融機関からの実績報告書の検証

④利子および保証料補給金の正確性検証

(3)実施した監査手続の結果

要綱における規定の明確化について(意見)

要綱においては、保証料補給金は補給対象者あたり補給対象資金の融資額合計で30,000千円、融資期間3年間および保証料の年率0.7%を限度とし支給する旨規定があるものの、利子補給金については、補給対象者あたり補給対象資金の融資額合計で30,000千円を限度として計算した金額となっており、支給対象期間についての規定がない。

仙台市中小企業融資制度ガイドブックでは、「中小企業者が仙台市の融資制度を利用した場合、支払った利子および保証料を仙台市が3年間補給します。」と記載されており、また、実際の利子補給も3年間を限度として運用している。3年間の期間限定は、この制度の利用者にとり重要事項であると思われることから、ガイドブックではなく要綱本文に3年間の期間限定である旨記載することが望ましい。

また、同様に利子補給および保証料補給に関して、補給対象者あたり補給対象資金の融資額合計30,000千円を限度として計算した額となっているが、運用上は、補給対象者が限度額30,000千円の枠1回を限度に利用できる取り扱いとなっている。すなわち、30,000千円の融資枠を一度利用すると、新たな融資について利子補給金および保証料補給金は受けることはできない。

この点に関しても要綱上は不明瞭である。利子および保証料補給対象融資を受けた後、期限前返済を行い、さらに融資を受ける債務者もいることからその利用限度枠は一度である旨要綱本文に記載することが望ましい。

3. 企業立地促進助成金について

(1) 概要

① 助成金の種類

仙台市商工業振興条例(以下、「条例」という。)第4条の規定に基づく工場、研究施設等の設置に係る助成金について、平成24年度は5種類の要綱に基づき交付している。要件は以下のとおりである。

ア、製造業立地促進助成金①(平成18年1月1日実施。平成20年9月29日改正)

a. 交付対象事業は以下の要件を満たすこと。

- ・日本標準産業分類表に掲げる大分類F—製造業に該当する事業所であること。
- ・事業所の設置又は設備更新に伴い、新たに取得又は賃借した施設等について、その投下固定資産相当額が1億円以上であること。ただし、当該事業所を設置又は設備更新する事業者が、仙台市内に本店を有する中小企業者(以下「市内中小企業者」という。)である場合にあっては1千万円以上であること。

b. 助成金の額および助成期間は以下のとおり。

- ・事業所を設置する場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税等相当額の合計額に基本助成率である100分の70を乗じた額を上限とし、当該事業所の操業開始日以降最初の3箇年分を対象として交付する。事業が別に規定する重点分野に該当する場合は基本助成率に100分の20を、指定地域に該当する場合は100分の10を各々加算する。
- ・設備更新をする場合は、新たに取得又は賃借した施設等の固定資産税等相当額の合計額に助成率である100分の50を乗じた額を上限とし、当該事業所の操業開始日以降最初の1箇年分を対象として交付する。この場合、助成限度額は1千万円とする。ただし、市内中小企業者が設備更新をする場合は上記の助成率を100分の80とする。

イ、製造業立地促進助成金(平成20年10月1日実施)

a. 交付対象事業は以下の要件を満たすこと。

- ・日本標準産業分類表に掲げる大分類E—製造業に該当する事業所であること。
- ・事業所の設置に伴い、新たに取得又は賃借した施設等について、その投下固定資産相当額が1億円以上であること。ただし、当該事業所を設置する事業者が、仙台市内に本店を有する中小企業者(以下「市内中小企業者」という。)である場合にあっては1千万円以上であること。
- ・市内中小企業者が設備更新に伴い、新たに取得又は賃借した生産設備について、その投下固定資産相当額が1千万円以上であること。

b. 助成金の額および助成期間は以下のとおり。

- ・事業所を新設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税等相当額の合計額を上限とし、当該事業所の操業開始日以降最初の3箇年分を対象として交付する。事業が別に規定する重点分野に該当する場合及び加算地域に該当する場合は交付の対象となる年数に1箇年分を、重点加算地域に該当する場合は2箇年分を加

算する。ただし、重点分野及び加算地域に該当する場合は 1 箇年分を、重点分野及び重点加算地域に該当する場合は 2 箇年分を加算する。

・事業所を増設又は市内移転する場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税等相当額の合計額に 100 分の 70 を乗じた額を上限とし、当該事業所の操業開始日以降最初の 3 箇年分を対象として交付する。設備更新をする場合は、新たに取得又は賃借した施設等の固定資産税等相当額の合計額に 100 分の 80 を乗じた額を上限とし、当該事業所の操業開始日以降最初の 1 箇年分を対象として交付する。この場合、助成限度額は 1 千万円とする。

・対象事業について、当該事業所における正社員の合計人数が 50 人以上である場合、その合計人数に 30 万円を乗じた額を、助成対象期間中 1 回限り交付する。ただし、事業所の新設に伴い、新たに取得した施設等について、その施設等が土地の取得及び建物の建設を伴う場合で、かつ投下固定資産相当額が 100 億円以上である場合に限る。

ウ、研究開発施設立地促進助成金

a. 交付対象事業は以下の要件を満たすこと。

・日本標準産業分類表に掲げる大分類 E－製造業又は大分類 G－情報通信産業に該当する事業所であること。

・研究又は開発を行うことを目的とした事業所であること。

・事業所の設置に伴い新たに取得又は賃借した施設等について、その投下固定資産相当額が 1 千万円以上であること。

b. 助成金の額および助成期間は以下のとおりである。

・事業所を新設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税相当額の合計額を限度とする。操業開始日以降最初の 3 箇年を対象として交付する。なお、事業が重点分野又は加算地域等に該当する場合は、さらに 1 箇年から 2 箇年を加算。

・事業所を増設又は市内移転の場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税相当額の合計額に 100 分の 90 を乗じた額を上限とし、操業開始日以降最初の 3 箇年を対象として交付する。

・交付対象事業について、当該事業所における正社員の合計人数が 5 人以上である場合は、その合計人数に 30 万円を乗じた額を、助成対象期間中 1 回限り交付する。

エ、都市型サービス業立地促進助成金

a. 交付対象事業は以下の要件を満たすこと。

・特定コールセンター、データセンター、ソフトウェア業およびバックオフィス等に該当する事業所であること。

・事業所を新設又は増設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等について、その投下固定資産相当額が 3 千万円以上であること。ただし市内中小企業者である場合には 1 千万円以上であること。

・事業所を市内移転する場合は、新たに開設した事業所について新たに取得又は賃借した施設等の初年度における投下固定資産相当額の合計額から、廃止または縮小した既存の

事業所の投下固定資産相当額の合計額を控除した額が、3 千万円以上であること。ただし、市内中小企業者である場合、1 千万円以上であること。

b. 助成金の額および助成期間は以下のとおりである。

- ・事業所を新設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税相当額の合計額に基本助成率である 100 分の 70 を乗じた額を上限とし、操業開始日以降最初の 3 箇年を対象として交付する。なお、事業が重点分野等に該当する場合は、上記基本助成率に 100 分の 20 又は 10 を各々加算。
- ・事業所を市内移転する場合は、新たに開設した事業所について新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税相当額の合計額から、廃止または縮小した既存の事業所の固定資産税相当額の合計額を控除した額に、基本助成率である 100 分の 70 を乗じた額を上限とし、操業開始日以降最初の 3 箇年を対象として交付する。なお、事業が重点分野等に該当する場合は、上記基本助成率に 100 分の 20 又は 10 を各々加算。
- ・交付対象事業のうち、特定コールセンター又はバックオフィス等の事業所の設置について、当該事業所における新規雇用者数が 20 人以上である場合、正社員についてはその合計人数に 30 万円を、その他の雇用者についてはその合計人数に 20 万円を乗じた額を、助成期間中 1 回限り交付する。この場合、助成限度額は 5 千万円とする。

オ、特定コールセンターおよびバックオフィス等立地促進助成金

a. 交付対象事業は以下の要件を満たすこと。

- ・特定コールセンターおよびバックオフィス等に該当する事業所であること。
- ・事業所を設置する場合であること。ただし、増設又は市内移転をする場合は、重点加算地域への増設又は市内移転に限る。
- ・事業所を新設又は増設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等について、その投下固定資産相当額が 3 千万円以上であること。ただし、市内中小企業者である場合は 1 千万円以上であること。
- ・事業所を市内移転する場合は、新たに開設した事業所について新たに取得又は賃借した施設等の初年度における投下固定資産相当額の合計額から、廃止または縮小した既存の事業所の投下固定資産相当額の合計額を控除した額が、次に掲げる条件を満たす場合で、かつ、市内移転に伴って新たに雇用された者又は新たに派遣された派遣労働者の合計人数が 20 名以上であること。

市内中小企業者である場合 1 千万円以上

その他の事業者である場合 3 千万円以上

b. 助成金の額および助成期間は以下のとおりである。

- ・事業所を新設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産相額の合計額、事業所を増設する場合は、新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税相当額の合計額に 100 分の 90 を乗じた額を限度とし、操業開始日以降最初の 3 箇年を対象として交付する。なお、事業所を新設する場合でかつ重点加算地域に該当する場合は、さらに 2 箇年を加算。

・事業所を市内移転する場合は、新たに開設した事業所について新たに取得又は賃借した施設等の各年度における固定資産税相当額の合計額から、廃止または縮小した既存の事業所の固定資産税相当額の合計額を控除した額に、100分の90を乗じた額を上限とし、操業開始日以降最初の3箇年を対象として交付する。

・交付対象事業について、当該事業所における新規雇用者が50人以上である場合、正社員についてはその合計人数に30万円を、その他の雇用者についてはその合計人数に10万円を乗じた額を、助成期間中1回限り交付する。この場合、重点加算地域については1億円、その他の地区については5千万円を上限とする。

②助成金の推移

平成24年度は、全体で20社(20件)に助成金が交付されている。過去5年間の助成金の交付額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

助成金の種類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
産業立地促進	120,660	118,360	53,780	32,450	-
工場等市外移転対策	13,520	-	-	-	-
製造業立地促進(H18.1~H20.9)	4,000	137,260	208,210	210,600	189,550
製造業立地促進(H20.10~)				430	3,060
研究開発施設立地促進	670	63,550	44,830	42,200	13,570
都市型サービス業立地促進	8,730	63,730	259,630	116,280	48,610
特定コールセンター・バックオフィス等立地促進	-	-	-	2,200	6,250
合計	147,580	382,900	566,450	404,160	261,040

(2)実施した監査手続

- ①助成金交付申請書および添付書類の査閲
- ②助成額の計算の正確性検証
- ③助成金交付に係る要綱への準拠性検証

(3)実施した監査手続の結果

①操業継続報告書および添付書類の提出について(指摘)

各助成金交付要綱には、助成金の交付の指定の取り消し等に係る規定があり、以下のよう
に定めている。

「助成金の交付指定を受けたものが、条例第6条助成金の交付の指定の取り消し等に該当する場合の他、次のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金交付指定取消し等通知書により、その指定を取り消し、助成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。」

・助成対象期間の最後の交付決定の通知を受けた日から5年以内に、交付決定の対象となった事業所の事業を休止、廃止又は縮小したとき。

- ・交付決定の対象となった事業所をその事業以外の用途に供したとき。
- ・市税、使用料その他公課を滞納したとき。
- ・事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
- ・操業継続報告書の提出を怠ったとき。
- ・その他市長が助成措置を講ずること又は講じたことが不相当であると認めたとき。

上記の規定は、助成金交付対象事業が助成金交付期間終了後も助成金を交付申請する際の条件等を満たしている必要があることを意味している。この交付期間終了後の事業者の遵守状況を確認できるように、各要綱には以下の規定が置かれている。

「助成金の交付を受けた者は、交付対象事業について、操業を開始した日の翌年から、助成対象期間の最後の助成金の交付決定の通知を受けた日から 5 年を経過するまでの間、操業継続報告書に必要な書類を添えて、毎年 8 月末までに市長に提出しなければならない。」

平成 24 年度に操業継続報告書を提出すべき 23 件の助成金交付対象事業のうち 12 件については監査実施時点で当該報告書および添付書類が提出されていなかった。また、操業継続報告書を提出した 3 件(1 社)については添付書類が提出されていなかった。

担当部署によると平成 24 年度は担当者の変更があり引継ぎが十分になされていなかったことおよび助成金関連のファイルが事業者毎になっているため、提出すべき事業者がすべて提出しているか否かのチェックがなされていなかったことによる入手もれとのことであった。

操業継続報告書およびその添付書類は、助成金対象事業が助成金交付期間終了後も要綱に従い継続して操業していることを確認するための書類であり、適時に入手し変更の有無を確認する必要がある。また、このような定期的に提出される報告書等については、提出の有無を一覧できる管理表等を作成しチェックすることがもれの防止につながるため必要である。

②助成金の交付の指定の承継について(指摘)

仙台市商工業振興条例施行規則(以下、「規則」という。)第 4 条は、「助成金の交付の指定を受けた者から相続、譲渡、合併等により交付対象事業を承継した者が当該指定の要件に適合すると市長が認めるときは、当該交付対象事業を承継した者は、引き続き助成金の交付の指定を受けることができる。」と規定している。

都市型サービス業立地促進助成金交付要綱第 12 条では、「規則第 4 条の規定に基づき助成金の交付の指定の承継を受けようとする者は、交付対象事業について、助成金交付指定承継申請書を市長に提出しなければならない。」そして同第 13 条では「前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し助成金交付指定承継承認書により助成金の交付の指定の承継の承認を行うものとする。」

この審査は、交付対象事業の承継を受ける者が助成金交付要綱の規定を遵守し、助成金の交付目的を達成できるか否か、事業の実質的な継続性を検証することにある。

平成 24 年度に提出された書類に、操業継続報告書の事業者名と添付書類である納税証

明書の事業者名の異なるものが存在した。これは助成金交付対象事業の譲渡が行われ譲渡人の納税証明書が添付されていたことによる。しかしながら、この事業者から助成金交付指定承継申請書は提出されておらず、したがって助成金交付指定承継承認書による承認もなされていなかった。

助成金の交付の指定の承継承認は助成事業の適正性に係る問題であり、承継に係る書類の提出を要求し、改めて承認の手続を取る必要がある。

4. 東北復興交流パーク事業について

(1) 概要

① 事業目的

東北復興交流パーク事業(以下、「当事業」という。)は、仙台市中心部商店街全体を東北の復興を牽引する「東北復興交流パーク」と位置付け、東北の産業や観光の復興を支援するとともに、中心部全体の活性化を推進する拠点を整備し、戦略的かつ集中的に各種の事業を実施するとともに中心部商店街が将来的に実現すべき方向性を示した「中心部商店街将来ビジョン」の実現に向け、各種事業の具体的な展開を図るために必要な調査研究や実証事業を行い、新しいまちづくりのための足掛かりをつくることを目的として、平成 24 年度から開始している。

なお、「中心部商店街」とは一番町一番街、一番町四丁目、おおまち、クリスロード、サンモール一番町、名掛丁、仙台駅前、仙台朝市、本町の 9 商店街である。

② 事業内容

上記の事業目的を達成するために、以下の項目を事業内容とする。

- ・案内所運營業務
- ・案内所インフォメーション業務
- ・商店街情報発信サイト運營業務
- ・実証事業の企画・調査
- ・商店街にぎわい創出事業
- ・調査・研究業務
- ・地域企業の優れたプロダクトの展示販売会の開催
- ・チャレンジショップの運営
- ・戦略研究会運営支援業務
- ・その他事業目的を達成するために必要な事項

③ 事業拠点

当事業は、東北ろっけんパークと仙台なびつくを拠点に実施されている。

東北ろっけんパークは主に中心部商店街の振興と、東北の観光や産業の復興をバックアップする施設であり、東北の復興商店街の情報やグッズを紹介・販売する「復興ギャラリー」、新たに事業を立ち上げ、店舗出店を目指す人が接客から動員販促まで、さまざまな実践経験が得られる「TRY6 チャレンジショップ&チャレンジボックス」および起業や創業をめざす方々への相談受付やアドバイスの他、各種セミナーの開催、支援情報の発信などを行う「創業スクエア」で構成されている。

仙台なびつくは中心部商店街の店舗の基本情報や商店街で催されるさまざまなイベントなどのスケジュールを発信している。

④委託先

当事業は業務委託契約に基づき「中心部商店街活性化プロジェクト事業委託業務共同企業体」(以下、「企業体」という。)に委託している。当企業体は、仙台市中心部商店街活性化戦略研究会、仙台エリアマーク事業協同組合、有限事業責任組合コムワークプロジェクトから構成されている。

⑤決算額

(単位:千円)

項目	平成 24 年度
東北復興交流パーク事業	72,642
東北ろっけんパークリノベーション業務	29,998
店舗賃借料	50,160

(2)実施した監査手続

- ①事業概要のヒアリングおよび資料の閲覧
- ②委託事業費の申請、決定、交付手続の要綱への準拠性検証
- ③実績報告書の適切性検証
- ④事業の有効性の検証

(3)実施した監査手続の結果

委託事業に係る経費について(意見)

仙台市は当事業の実施に当たり、業務委託契約に基づいて企業体に業務委託を行っているが、この契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特命随意契約となっており、その業務委託料の決定に当たり競争原理が働いていない。資料の閲覧および担当者への質問から特命随意契約であることについては妥当性があると考えられるが、このような競争原理が働かない状況において、市は委託料が有効かつ効率的に使用されるように特に留意する必要がある。

この点において、市は企業体が支出した経費について領収書のチェックを行い金額の正確性、実在性の検証を行っているが、金額の妥当性の検証は行っていないとのことであった。業務委託契約である以上、受託者側に裁量の余地があるが、一方で特命随意契約であり競争原理が働かないため、市としては支出の有効性、効率性が確保されるように当事業に関わるべきである。

したがって、市は契約書において一定の基準を定め、当該基準に該当する支出については相見積もりを取らせるなどして支出金額の妥当性を確保する仕組みを整え、資料の閲覧等によって支出金額の妥当性を確認するべきである。

5. 東北復興創業スクエア事業について

(1) 概要

① 事業目的

東北復興創業スクエア事業は、東日本大震災からの復興過程で生まれる新たな需要に対応した多様なビジネスの創出、復興プロジェクトの担い手を目指す起業家の育成および復興後における本市の賑わいの持続・発展を支える人材の育成も重要になっていることから、起業家等を対象にマーケティングやデザインの面で集中的に支援を行うことで新事業の創出促進や競争力の強化を図るとともに、併せて起業家等の人材育成を行うものであり、平成 24 年度から開始された。

② 事業内容

ア、マーケティング支援業務(委託先:仙台印刷工業団地協同組合)

マーケティングやデザイン面での集中的支援や東北復興創業スクエア等でのセミナー等の開催を通じて、地域における新事業創出を促進し、また、地域で新事業創出を支援する人材の育成を行うため、以下の取り組みを行っている。

- a. 東北復興創業スクエア事業の総括
- b. 起業家等による新事業の創出促進
- c. 人材育成プログラムの実施
- d. その他

イ、デザイン連携促進業務(委託先:協同組合仙台卸商センター)

デザイン活用ブックの製作や東北復興創業スクエア等でのデザインに関するセミナー等の開催を通じて、地域企業のデザイン活用を促進し、また、本市の施策と連携して、クリエイティブ産業の集積を促進するため、以下の取り組みを行っている。

- a. 地域企業等のデザイン活用促進
- b. クリエイティブ産業の集積促進
- c. その他

ウ、起業家育成業務(委託先:NPO 法人せんだい・みやぎ NPO センター)

復興過程で生まれる新たな需要に対応した多様なビジネスを創出し、また、復興プロジェクトの担い手となる起業家を対象とした連続講座の開催や、起業家のネットワークづくり支援を行うため、以下の取り組みを行っている。

- a. 起業家の育成
 - ・起業家の育成プログラムの実施
 - ・起業に関する各種情報提供
 - ・ネットワークづくり支援等
- b. Web サイトなどで本業務の広報を行う

③事業の主な実績

ア、マーケティング支援業務

業務内容	計画	実績
a. 東北復興創業スクエア事業の総括 東北復興創業スクエア連絡会議の開催	月 1 回	全 20 回
b. 起業家等による新事業の創出促進 プロジェクト支援 スポット支援	15 件 150 件程度	12 件 177 件
c. オンサイト支援	月 1 回程度のセミナーまたは個別相談会の開催	セミナー 8 回 その他 1 回
d. 人材育成プログラムの実施	全 20 回程度	全 18 回
e. その他	<ul style="list-style-type: none"> Web サイトなどで創業スクエア事業の広報を行う。 支援実践ハンドブックの作成 2,000 部および WEB サイトでの公開 	<ul style="list-style-type: none"> Web サイトやチラシで創業スクエア事業の広報を行った。 支援実践ハンドブックの作成 5,000 部および WEB サイトでの公開

イ、デザイン連携促進業務

業務内容	計画	実績
a. 地域企業等のデザイン活用促進 デザイン活用に関するニーズのヒアリング デザイン活用のためのハンドブックの作成 デザインに関するセミナーの開催	100 件以上 5,000 部 月 1 回程度	ヒアリング 15 件 アンケート 145 名 5,000 部 全 11 回
b. クリエイティブ産業の集積促進	<ul style="list-style-type: none"> 仙台市クリエイティブ産業立地促進助成金制度を活用したクリエイティブ産業の集積促進 「せんだいデザインウィーク」へ出展し、本業務を広報する。 「せんだいスクール・オブ・デザイン」との連携 仙台クリエイティブ・クラス 	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地の実績なし 平成 24 年 12 月 7 日(金)～12 日(水)まで、「デザインウィーク in せんだい」へ出展し、本業務を広報した。 2012 年秋学期の「Future Lab ファブ리케이션の未来」へ協力 イベント会場の提供

	ター・コンソーシアムのサポート セミナー開催 3 回程度	・共催イベントの開催および実施 4 回
c. その他	事例研究のための視察研修 3 回程度	検討の結果、見送り

ウ、起業家育成業務

業務内容	計画	実績
a. 起業家の育成 起業家の育成プログラムの実施 起業に関する各種情報提供 その他	一定の期間に 20 回程度開催し、それを複数回行う。 ・Web やメールによる情報提供を行う。 ・先進的な取り組みを行っている起業家や、起業に関する有識者等といった「人」に焦点をあてた紹介コンテンツを提供する。 ネットワークづくり支援等	17 回の連続講座(内、相談会 2 回)を年 3 回実施。 ・Web やメールによる情報提供を行った。 受託団体が開催する「フラスコサロン」と連携し、先駆的業績の顕著な起業家、ビジネス支援の専門家の話を聞く機会を提供するとともに、参加者同士の交流の場を設けネットワークづくりの機会を提供した。
b. その他	Web サイトなどで本業務の広報を行う	Web サイトなどで本業務の広報を行った

④決算額

(単位:千円)

項目	平成 24 年度
マーケティング支援業務	49,788
デザイン連携促進業務	20,796
起業家育成業務	9,996

(2)実施した監査手続

- ①事業委託に係る準拠性の検証
- ②委託事業の適正性の検証

(3)実施した監査手続の結果

デザイン連携促進業務におけるハンドブックについて(意見)

仙台市は当業務において「あきんどでざいん手帖」の作成および配布を行っている。「あきんどでざいん手帖」は地域企業等に対し、デザインの活用に関するニーズをヒアリングまたは

アンケート調査によって把握し、地域企業等がサービスや商品の質を向上するためにデザインを活用するための情報をまとめたものである。実際に「あきんどでざいん手帖」を使った事業者からは「手帖により、デザインを活用する必要性を、中小企業にわかりやすく説明することができるようになった。」「手帖を見てデザイナーとのマッチングを希望して連絡してくる中小企業が出てきている。」といった声が寄せられており、「あきんどでざいん手帳」は事業者や起業家にとって有用な情報であったといえる。

市の委託事業により情報を収集し作成した冊子である以上、支出の効果を最大にする必要があり、情報の提供先を限定する必要はなく広く公開すべきである。無料配布物であるため予算の都合上、無制限に印刷・配布が出来ないのであれば、マーケティング支援業務で作成した「支援実践ハンドブック」と同様にインターネット等による公開を検討すべきである。

市は「あきんどでざいん手帖」を、より多くの事業者や起業家に配賦するという意図とともに、インターネットが苦手な高齢の事業者、起業家にも情報を提供したいという意図があったため5,000部印刷し配布しているが、今後インターネット等により公開が行われるなら、印刷部数を限定してもより広く情報提供が可能となり、印刷経費の削減にも効果があると思われる。

6. 仙台市情報・産業プラザ運営管理費について

(1)概要

①仙台市情報・産業プラザの設置目的および指定管理について

「仙台市情報・産業プラザ条例」第1条(以下、「条例」という。)において、市民生活における高度情報通信の振興を図るとともに、地域産業の高度化、企業者の創業、新たな事業分野の開拓等を通じて、地域産業の新たな経済環境への適応を図ることにより、市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に資するため、仙台市情報・産業プラザ(以下、「情報プラザ」という。)を設置するとしている。

なお、「条例」第12条において、市長は、情報・産業プラザの管理運営上必要と認めるときは、「地方自治法」第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下、「指定管理者」という。)に情報・産業プラザの管理を行わせることができるとしており、平成16年度から公益財団法人仙台市産業振興事業団(以下、「事業団」という。)を指定管理者に指定している。

②情報・産業プラザの施設概要について

- ・開設年月 平成10年3月
- ・所在地 仙台市青葉区中央1丁目3番1号
- ・施設の場所 アエルビル1階の一部、5階～8階
- ・延床面積 6,433.488㎡
- ・人員数 12名
- ・開館時間 午前10時から午後8時まで(ただし、施設の使用時間は午前9時から午後10時まで(企業育成室を除く))
- ・休館日 12月29日から翌年の1月3日まで(その他毎月2日間)
- ・主な施設

区分	施設名称	面積(㎡)
1階	多目的ホール用エレベーター	30.67
5階	多目的ホール、情報化研修室、展示スペース(1)(2)、楽屋、主催者・来賓控室、厨房(パントリー)、管理事務室	3,218.19
6階	セミナールーム(1)(2)、特別会議室、講師控室、音響調整室	1,251.76
7階	産業振興事業団事務室(中小企業支援センター)	1,007.59
8階	企業育成室(10室)、会議室(2室)	925.25
計		6,433.48

③情報・産業プラザの指定管理業務について

情報・産業プラザの指定管理業務は、施設保全業務、施設貸出業務ならびに施設賃貸業務である。

施設保全業務は、情報・産業プラザの清掃、警備および補修等の管理を主な業務としている。また、施設貸出業務は、各種イベントの開催に当たって利用者に情報・産業プラザの施

設・機材を貸し出すことを業務としている。さらに、施設賃貸業務は、新規事業に挑戦する中小企業や企業家に対して情報・産業プラザに設置されているインキュベーション施設である企業育成室を賃貸することを業務としている。

ア、情報・産業プラザの指定管理費の過去5年間の推移

(単位:千円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
給料手当	-	-	-	8,413	9,656
福利厚生費	-	-	-	4,390	5,836
修繕費	5,042	5,689	5,898	5,870	5,894
光熱水費	43,430	39,994	38,365	30,701	36,759
負担金	70,093	69,472	65,517	64,783	62,385
委託費	92,164	87,662	86,798	86,116	88,727
その他	3,508	4,507	3,047	3,450	2,999
合計	214,239	207,325	199,628	203,727	212,258

※平成20年度から平成22年度までの給料手当および福利厚生費は指定管理費ではなく、補助金を財源とした人件費として集計されていたため、上表には含まれていない。

イ、施設貸出事業について

a. 情報・産業プラザの施設使用料収入の過去5年間の推移

(単位:千円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
多目的ホール等利用料収入	71,304	63,418	60,803	58,771	69,383
起業育成室賃貸料収入	9,380	7,811	9,208	8,336	4,591
施設使用料収入 計	80,684	71,229	70,011	67,107	73,975

※起業育成室の賃貸スペースは平成26年度以降仙台市に返還することが決定しており、平成24年度では、被災企業の支援目的で賃貸する場合を除き、新規の賃貸契約を締結していない。

b. 利用者数の過去5年間の推移

(単位:延人数)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用者数	776,036	2,381,830	303,395	325,760	276,100

※平成21年度以前は期日前投票者をカウントしていたことなど、利用者数のカウント方法が平成22年度以降と異なっている。

c. 施設の稼働率の過去5年間の推移

(単位:%)

会場名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
多目的ホール	88.6	81.4	89.5	75.9	89.2

楽屋(1)	65.8	57.1	61.0	47.3	60.7
楽屋(2)	57.1	54.7	55.6	40.5	51.7
厨房	20.4	23.7	24.1	19.1	19.5
展示スペース(1)	23.7	40.8	27.6	28.6	30.6
展示スペース(2)	15.3	29.1	22.5	27.3	19.2
セミナールーム(1)A	97.6	97.9	99.4	96.4	99.7
セミナールーム(1)B	99.4	99.7	99.4	96.4	100.0
セミナールーム(2)A	97.6	97.3	97.5	95.1	99.4
セミナールーム(2)B	96.7	96.1	95.2	94.8	96.9
特別会議室	97.9	96.4	98.4	98.0	99.4
主催者・来賓控室	99.7	97.9	98.4	98.2	99.4
講師控室(1)	99.1	96.1	99.0	97.1	98.8
講師控室(2)	99.1	95.8	96.2	95.1	99.7
情報化研修室	89.2	85.3	94.6	94.2	94.6

※稼働率＝利用日数÷利用可能日数

ウ、起業育成室の賃貸業務

起業育成室はアエルビル8階に設置されており、全10室で構成されている。各室の面積は46.08～81.12㎡(13.93～24.53坪)であり、使用料(共益費込)は131,805円～232,065円である。

起業育成室の使用状況の過去5年間の推移は以下のとおりである。

(単位:社数)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年間使用企業	10	9	10	10	7
年度末の使用企業	9	8	10	7	7

※起業育成室の賃貸スペースは、平成26年度以降仙台市に返還することが決定しており、平成24年度では、被災企業の支援目的で賃貸する場合を除き、新規の賃貸契約を締結していない。

(2)実施した監査手続

- ①情報・産業プラザ指定管理について、法令等への準拠性の検証
- ②仙台市の指定管理者の選定方法の妥当性の検討
- ③事業団の仙台市所有資産管理の妥当性の検証

(3)実施した監査手続の結果

①備品の管理について(指摘)

事業団では仙台市所有の備品について「協定書」第5条に基づき管理しなければならないことになっているため、「協定書」の別記1「プラザ管理業務仕様書」の別表「備品台帳」に基づきサンプルベースで実物検査を実施したところ、「備品台帳」に記載されている備品の一部について現物が確認できないものがあった。

事業団の説明では職員が持ち出しているため現物が手許にないとのことであったが、当該事実が確認できる帳簿類が作成されていなかった。このような状況では、持ち出された備品が適切に返却されたか否かが確認できないため、管理上問題がある。

また、事業団による「備品台帳」と現物との定期的な照合が実施されていないため、現物が紛失または盗難により無くなったとしても長期間にわたってその事実が判明しないおそれがある。

したがって、備品の持出および返却の事実を適切に記録するための帳簿類を整備・運用するとともに、定期的に「備品台帳」と現物との照合を実施する必要がある。

②情報・産業プラザ管理に係る再委託承諾願の承認方法について(意見)

「仙台市情報・産業プラザ管理業務協定書」(以下、「協定書」という。)第 11 条第 1 項において、事業団は、原則として管理業務の全部または一部について第三者に委託し、または請け負わせてはならないこととなっているが、管理業務の一部について事前に仙台市へ書面で申請し、仙台市による承認を得たときは、例外的に第三者に再委託し、または請け負わせることができるとしている。

事業団では「協定書」に基づき、施設の貸出、保守点検、清掃および警備業務等の管理業務について第三者に再委託するために仙台市に対して再委託承諾願を提出しているが、仙台市ではこれを承認するにあたって、再委託承諾願に記載されている委託予定金額の正確性について事前の検証をしていない。

事業団では仙台市産業振興事業団契約事務審査委員会の設置および運営要領第 2 条に基づき、契約金額 1,000 千円以上のものに関し、契約事務審査委員会を設置し契約内容、契約の相手方ならびに契約金額等を審議しているが、これについて仙台市は事業団の審議記録を事後である年度末 3 月の事務検査時に閲覧しているのみで事前には徴求していない。

「協定書」上、事業団の審議記録は再委託承諾願を提出する際の添付書類として規定されてはいないが、仙台市が再委託承諾願を承認するための判断材料として必要なものであるため、事業団内で再委託の決定を行う契約事務審査委員会の審議記録を添付させることが望ましい。特に、事業団においては、競争入札や相見積もりを実施せずに特定の事業者を再委託先として長年にわたって指名しているケースがあるため、審議記録の徴求は、仙台市が事業団の再委託先の選定にあたって競争入札や相見積もりの余地がないかを検討するためにも必要である。

なお、平成 24 年度において事業団が仙台市に提出した再委託承諾願先の一覧は以下のとおりである。

(単位:千円)

委託業務名	再委託先	委託金額(当初)	備考
施設貸出関連業務等	S 社	39,279	平成 16 年度より継続
清掃業務等	K 社	15,146	情報・産業プラザが入居するアエルビル管理組合規程により再委託先として指定
警備業務		8,202	
臨時警備等業務		600	
空調機器保守点検等業務		1,083	

多目的ホール設備貸出維持管理業務	T社	18,900	平成10年度より継続
調光・吊物設備等保守点検業務	Y社	2,520	指名競争入札により選定。ただし、平成10年より継続
音響・映像設備等保守点検業務	T社	997	見積競争により選定
空調監視盤保守点検業務	M社	58	設備製造業者の指定により選定
サーバー室設置空調機保守点検業務		99	
電話交換機等保守業務	N社	252	見積競争により選定
	計	87,140	

7. 公益財団法人仙台市産業振興事業団補助金について

(1)概要

①公益財団法人仙台市産業振興事業団に対する補助金の目的について

仙台市では企業の経営資源の確保、産業間・産学間の交流、人材の育成、産業の情報化・国際化等を支援することにより、地域産業の高度化を図るとともに、次代を担う新規企業の育成を図り、もって経済の発展と地域の振興に寄与することを目的として、中小企業支援法第7条の規定による指定を受けた法人であり、かつ、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第26条第1項の規定による認定を受けた中核的支援機関である公益財団法人仙台市産業振興事業団(以下、「事業団」という。)が行う産業振興支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。

②補助対象事業について

仙台市産業振興総合支援補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)第3条において、補助対象事業は、企業の経営資源の確保等を支援するとともに、仙台市における新たな事業の創出を促進する事業であるとしたうえで、具体的に以下の事業を列挙している。

ア、中小企業総合支援事業

a. 支援体制整備事業

・支援人材充実強化事業

効果的な中小企業総合支援事業の展開を図るため、企業経営全般にわたるノウハウや企業間のネットワークを有する民間企業等経験者を専門員として活用する事業

・事業可能性評価委員会運営事業

効果的な中小企業支援事業を実施するため、事業化の有望性、技術の先端性及びノウハウの独自性等の評価を行う事業可能性評価委員会を開催する事業

・支援体制整備円滑化等事業

中小企業総合支援事業の実施に必要な専門家等の募集、名簿の作成及び支援対象企業の掘り起こし等、事業を円滑に実施するための事業

・支援機関等連携(人材交流強化)促進事業

中小企業総合支援事業を効率的かつ効果的に実施するため、他の中小企業支援機関等との会議及び交流会の開催又は出席並びに他の参考となる都道府県等中小企業支援センターの支援体制の実態を把握するための調査を行う事業

・支援担当者能力開発事業

中小企業者等に対し、中小企業支援センターの支援担当職員がより効果的な支援を実施するため、中小企業基盤整備機構が行う研修及び大学等が行う公開講座等への中小企業支

援担当者の派遣に要する費用並びに民間等が実施する講習会及び研修等を受講するために必要な受講料並びに受講に際して必要な教材費及び参考資料費を補助する事業

・創業・経営革新支援施設提供事業

創業者及び経営革新に取り組む中小企業者に対し、経営資源確保のためのソフト支援と併せて事業実施を提供する事業

b. 窓口相談事業

相談窓口相談員として専門家を配置し、中小企業者が抱える経営上の問題に対して相談に応じ、その課題解決を図る事業

c. 専門家派遣事業

創業や経営の向上を図る中小企業者等の求めに応じて、必要な専門家を派遣し、経営、技術及び情報化等に係る診断及び助言を行う事業

d. 人材育成及び情報提供等事業

・人材育成事業(研修)

中小企業者又はその従業員に対し、経営方法や技術に関する知識等を習得させるための研修を実施する事業

・情報提供事業(セミナー、講習会および交流会)

地域の中小企業者等が抱える経営向上のための問題をテーマとしてセミナー、講習会及び交流会並びに経営に必要な情報の提供や普及を目的としたセミナー、講習会及び交流会を開催する事業

イ、新事業創出総合支援事業

a. 新事業創出支援体制連携強化事業

新事業創出支援体制の構築及び強化並びに大学、研究機関等及び地域の新事業支援機関との連携並びに他地域の新事業支援機関等との交流によるネットワークの強化に係る事業

b. 産業人材育成支援事業

産業振興に寄与する人材の育成を行う専門的な高等教育機関に対する、場所の提供等教育に必要な支援に係る事業

c. 産業集積、技術シーズおよびニーズ等発掘活用事業

新事業の創出を促進するために行う産業集積、技術シーズ及びニーズ等の発掘活用に係る事業

d. 新事業推進企画・調査事業

地域において特に有望な分野における地域の事業を活用した新事業創出の具体的方策に関する企画及び調査に係る事業

e. 新事業支援施設支援強化事業

新事業創出を支援する施設の支援機能の強化を図るため、技術・商品開発支援、販路開拓支援、経営支援等研究開発から事業化までの一貫した支援事業並びにこれらの支援事業を効果的に活用しながら入居者に対する支援を行うインキュベーション・マネジャー設置等の体制整備に係る事業

ウ、その他支援事業

- a. 産学共同研究フォローアップ事業
- b. 製造業データベース情報提供事業
- c. フィンランド健康福祉センター事業
- d. 若年求職者等就業支援事業

エ、事業団運営事業

- a. 事業団運営管理事業

③補助対象経費について

交付要綱第 4 条第 1 号および第 2 号において、補助対象経費は以下のとおり規定されている。

- ・上記②ア～ウの事業については、事業の実施に必要な経費から受益者負担分を除いたもの
- ・上記②エの事業については、事業団運営管理に必要な経費

(2)実施した監査手続

- ①補助金の交付について、法令等への準拠性の検証
- ②補助金交付の有用性の検討

(3)実施した監査手続の結果

事業団からの実績報告の検証について(意見)

交付要綱第 12 条では補助事業の遂行状況の報告は事業進捗状況報告書をもって四半期ごとに行うものとされており、同第 14 条により当該実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市産業振興総合支援事業実績報告書に事業結果報告書ならびに収支計算書を添付して提出することとされている。また、同第 15 条では市長は当該報告に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとしている。

事業団からの実績報告の審査等の状況を確認したところ、事業団に仙台市の担当者が訪問し、事業費の内容の調査を行っているとのことであるが、この調査に係る報告書が作成されていないため、実際に調査を行っているかどうかの確認ができなかった。

仙台市が交付した補助金が事業団でどのように使用されているかを調査することは非常に重要な手続であるため、当該調査を行った担当者は調査内容および調査結果に関する報告書を作成する必要がある。

8. 公益財団法人仙台市産業振興事業団について

(1)概要

公益財団法人仙台市産業振興事業団(以下、「事業団」という。)は、産業間の交流、人材の育成、情報化・国際化の促進等総合的な産業支援施策を展開することにより、地域産業の高度化を図るとともに、次代を担う新しい企業の育成を図り、もって経済の発展と地域の振興に寄与することを目的として、平成8年11月に仙台市の全額出捐により設立されている。

平成24年度における事業団の事業内容および事業費は以下のとおりである。

(単位:千円)

事業内容	事業費
公益目的事業	
中小企業支援事業	
総合相談事業	21,118
中小企業経営診断事業	4,737
ハンズオン支援事業	8,786
経営革新セミナー事業	7,250
創業者支援セミナー事業	5,676
6次産業支援事業	1,651
起業育成支援事業	9,373
御用聞き型企業訪問事業(震災復興版)	11,542
創造的産業支援事業	7,481
支援機関等連携促進事業	1,599
震災復興販路開拓拡大支援事業	92,457
宮城・仙台富県チャレンジ応援基金助成金事業((公財)みやぎ産業振興機構協力事業)	-
中小企業支援事業 計	171,674
求職者支援事業	
若年求職者就業体験研修事業(ジョブ・トライアル)	9,833
キャリア相談・就職応援プログラム事業	10,363
求職者支援事業 計	20,197
仙台フィンランド健康福祉センター事業	84,211
施設管理運営事業	212,258
その他、この法人の目的を達するために必要な事業	
産業人材育成支援事業	1,940
支援担当者研修事業	790
ベンチャーファンドへの出資事業	
あおばサクセス壱号投資事業有限責任組合出資事業	55
東北インキュベーション投資事業有限責任組合出資事業	55
東北グロース投資事業有限責任組合出資事業	55

TICC 大学連携投資事業有限責任組合出資事業	55
ベンチャーファンドへの出資事業 計	223

上表のうち、事業費の金額に重要性が認められる事業として、震災復興販路拡大支援事業および仙台フィンランド健康福祉センター事業ならびに施設管理運営事業を監査対象として抽出した。なお、施設管理運営事業については、「6. 情報産業プラザ運営管理費について」で別途記載している。

抽出した事業の概況については以下のとおりである。

①震災復興販路開拓拡大支援事業について

ア、販路開拓パワーアップ支援事業

a. 事業目的

平成 24 年度以降、東日本大震災の影響で売上高が減少した中小企業等を対象に「販路開拓スキル向上セミナー」を実施することにより、営業力・商談力等販促スキル向上のためのノウハウを紹介し、知識の習得を促すことを目的としている。また、「エネルギー企業フェア」の開催によりセミナーで習得したスキルの実践とブラッシュアップした商品等を紹介し、新たな顧客開拓や業務提携等の促進を図ることを目的としている。

b. 事業の実施状況

・販路開拓スキル向上セミナー

セミナー内容	開催日	参加者数
営業力の強化を目指す中小企業が新規顧客を獲得するための技術	平成 24 年 7 月 19 日 平成 24 年 7 月 26 日	54 名
バイヤーの視点と商品提案書作成のポイント、展示会を軸とした事前・会期中の活動、事後フォローの実際	平成 24 年 8 月 20 日 平成 24 年 8 月 27 日	51 名

・エネルギー企業フェア

開催日	出店企業数	マッチング社数・ 件数(延べ)	成約数(延べ)	成約額合計 (千円)
平成 24 年 11 月 28 日	31 社	27 社(163 件)	8 社(15 件)	4,311

イ、都市間連携販路開拓支援事業

a. 事業目的

平成 24 年度以降、東日本大震災の影響で売上高が減少した中小企業等を対象に、首都圏等で開催される展示・商談会への出展支援を行い、仙台地域および全国での販路拡大を支援する目的である。

b. 事業の実施状況

平成 24 年度の開催状況は以下のとおりである。

開催年度	出店企業数	マッチング社数・	成約数(延べ)	成約額合計
------	-------	----------	---------	-------

		件数(延べ)		(千円)
平成 24 年度	69 社	69 社(1,463 件)	5 社(7 件)	7,610

また、平成 24 年度の開催状況の詳細については以下のとおりである。

開催時期	開催地	展示会名	出展企業数
6 月	神戸市	神戸市内加工技術展示商談会	10 社
7 月	川崎市	先端技術見本市テクノトランスファー in かわさき 2012	11 社
9 月	神戸市	国際フロンティア産業メッセ 2012	9 社
10 月	北九州市	中小企業テクノフェア in 九州 2012	6 社
10 月	京都市	中信ビジネスフェア 2012	11 社
12 月	東京都	エコプロダクツ 2012	8 社
2 月	川崎市	川崎国際環境技術展 2012	7 社
2 月	京都市	京都ビジネス交流フェア 2012	7 社
計			69 社

ウ、東北復興ビジネスマッチングセンター

a. 事業目的

平成 24 年度以降、東日本大震災で減少した販路の回復・拡大を支援するため、平成 24 年 6 月 5 日に専任スタッフによる「東北復興ビジネスマッチングセンター」を開設し、地域企業の優れた製品・サービスを首都圏等の企業に直接売込む支援を開始している。

b. 事業の実施状況

平成 24 年度の支援状況は以下のとおりである。

年度	支援企業数	マッチング社数・ 件数(延べ)	成約数(延べ)	成約額合計 (千円)
平成 24 年度	87 社	87 社(119 件)	20 社(26 件)	157,000

エ、事業費について

平成 24 年度に開始した事業である震災復興販路開拓拡大支援事業の事業費の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

内訳	事業費
販路開拓パワーアップ支援事業	2,680
都市間連携販路開拓支援事業	17,999
東北復興ビジネスマッチングセンター	18,269
人件費	53,508
合計	92,457

なお、優れた製品・サービスを有し、販路拡大に意欲的に取り組む中小企業者等の取引拡

大を促進するため、新規取引の商談交渉に要する旅費の一部を助成する「仙台・東北復興取引拡大促進助成金」および商談が成立した場合に報奨金を交付する「仙台・東北復興取引拡大促進報奨金」の制度をそれぞれ新設し、交付を行っているが、上表の事業費に含まれる助成金および報奨金の概要および交付状況は以下のとおりである。

平成 24 年度	仙台・東北復興取引拡大促進助成金	仙台・東北復興取引拡大促進報奨金
助成対象経費	旅費 2 分の 1 以内	商談成立による取引額の 10%
助成限度額	1 件につき 100 千円以内	売手:200 千円、買手:300 千円
交付社数・件数(延べ)	9 社・11 件	4 社・4 件
交付額	394 千円	747 千円

②仙台フィンランド健康福祉センター事業について

仙台フィンランド健康福祉センター事業は、健康福祉産業クラスターの創出を図り、仙台市産業の国際化を推進するために、拠点施設となる仙台フィンランド健康福祉センター研究開発館においてフィンランド企業と地元企業のマッチング支援、新規製品・サービスの開発支援および販路開拓支援を行う事業であり、当該事業費(決算額)の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業費(決算額)	46,107	44,191	90,128	80,671	84,211

※平成 22 年度以降、従来管理費としてのみ集計されていた人件費が、その従事割合に応じて事業費と管理費に配賦されることとなったため、相対的に事業費の金額が増加している。

また、具体的な事業内容は以下のとおりである。

ア、地元企業とフィンランド企業間のコーディネート、健康福祉分野の研究開発支援等

a. 地元企業とフィンランド企業間との業務提携推進

来訪フィンランド企業・団体数の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
来訪企業・団体(延数)	33	23	29	13	12
ビジネスマッチング(件数)	7	9	12	2	7
業務提携契約(数)	3	2	1	1	4

b. 公募型委託事業の実施

企業等が仙台フィンランド健康福祉センターの機能を活用して行う、健康福祉分野でのサービス・機器の開発等の事業を公募し、委託している。

委託数および委託料の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
応募数(件)	11	7	10	10	6
委託数(件)	4	4	4	5	3

商品化数(件)	2	2	2	5	1
委託料(千円)	12,000	12,000	9,000	6,000	6,000

c. 健康福祉ニーズ掘り起こし事業

ビジネス開発ディレクターが、高齢者施設等を直接訪問し、ケアワーカー等と協議しながら福祉現場のニーズを掘り起こし、それに基づいたサービス・製品の提案を行うことにより、福祉現場が受け入れやすい製品・サービスの開発を促すことを目的とした事業であり、平成 22 年度より実施している。

イ、仙台フィンランド健康福祉センター研究開発館運営事業

仙台フィンランド健康福祉センター研究開発館は、企業・大学等の入居スペースや、プロジェクト関連製品の展示スペースなどで構成され、地域の企業とフィンランド企業が大学等の研究機関やユーザーと連携しながら、健康福祉機器・サービスの共同研究開発・事業開発を推進している。

a. 各年度末の入居企業等数の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

(単位:数)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
入居企業等数	7	6	5	4	6

b. 視察等来館者数の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

(単位:数)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
来館者数	617(165)	467(120)	331(76)	172(43)	357(44)

※()は内数で海外からの来館者数である。

その他、公募型委託事業を受託した 1 社の事業に関する県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等における市場化テストの実施、仙台フィンランド健康福祉センタープロジェクトに関係する仙台側およびフィンランド側団体とのミーティング開催、当該ミーティングでの満足度調査を実施している。

ウ、研究会等開催、展示会出展

地元企業や市民の当プロジェクトへの理解促進と国内外へ当プロジェクトの周知、開発製品・サービスの広報・販路開拓を図るため、プロジェクトや施設概要、フィンランド型の福祉、開発製品・サービスなどに関する講演や展示を行っている。

a. 研究会等開催

福祉分野の新しい技術、製品、サービスや今後の福祉のあり方を学ぶとともに、プロジェクト参画企業・団体開拓を目的に開催している。なお、過去 5 年間の開催数および受講者延人数は以下のとおりである。

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
開催数(回)	5	1	4	5	6
受講者数(延べ)	133	27	201	169	238

b. 展示会出展

平成 24 年度においては震災後の販路開拓支援のため、国内最大の福祉機器展である国際福祉機器展に在仙企業とともに出展している。

エ、フィンランド オウル市との産業振興協定推進

「フィンランド オウル市との産業振興に関する協定」に基づき、オウル市の企業に対して、企業・大学紹介、マッチング等を実施するとともに、両地域の企業情報交換等を実施している。

(2)実施した監査手続

- ①法令等への準拠性の検証
- ②事務手続の妥当性の検証
- ③事業の目的との適合性の検証

(3)実施した監査手続の結果

①出張旅費の精算方法について(意見)

事業団の出張旅費については、担当者が事前に作成した旅費算定表に基づき理事長宛に請求書を提出し、仮払金を受領する方式を採用しており、当該仮払金と実費の間に過不足が生じた場合は後日精算することとしている。

ここで、関連書類を閲覧したところ、新幹線を利用した場合や宿泊した場合の精算報告にあたって領収書等の必要書類の添付が「財団法人仙台市産業振興事業団職員等旅費規程(以下、「旅費規程」という。)において要求されていない事実が判明した。

領収書の添付がない場合、実際に出張したかどうかの確認ができないこととなる。出張旅費の精算にあたり新幹線切符代や宿泊料といった重要と判断される出張旅費については、領収書の添付を義務付ける必要があるため、旅費規程にその旨を追加する必要がある。

また、「旅費規程」第 11 条およびその別表において、出張宿泊料が役職ならびに宿泊場所に応じて定額支給されることになっている。定額支給の場合、役職員が支給額より安価な宿泊施設を利用することによって、その差額を役職員が収受することになると考えられ、補助金を財源とする経費の支出としては問題がある。

したがって、出張宿泊料は役職ならびに宿泊場所に応じて支給限度額を定め、たうえで実費精算するよう旅費規程を改正する必要がある。

②休眠口座の取り扱いについて(意見)

事業団の保有する普通預金口座のうち長期間動きのない、いわゆる休眠口座が 2 口座検出された。そのうちの 1 つは残高がなかったが、もう 1 つについては残高 4 円のまま平成 18

年2月13日以降動きがない状態が続いていた。

残高自体は少額であるものの、法律上は預金の時効消滅が規定されているため、このままの状態が続いた場合、払戻請求ができなくなるおそれがある。

したがって、当該普通預金口座については今後の利用を検討する、または解約して払戻しを受けるといった対応をとることが望まれる。

9. 株式会社仙台ソフトウェアセンターについて

(1)概要

①設立経緯

地域ソフトウェアセンターの設立経緯は国の地域ソフトウェア供給力開発事業が元となっている。地域ソフトウェア供給力開発事業は、旧通商産業省と旧労働省が中心となって行った地域へのソフトウェア産業の立地・育成政策であり、平成元年に成立・施行した「地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法」(以下、「地域ソフト法」という。)を根拠法とし、将来的にソフトウェアの開発技術者が大幅に不足するという観測の下、その対策として企画された政策である。

具体的な事業内容としては、東京 23 区以外の地域において、人材育成のための教育機関を設置すること、ソフトウェア開發生産性の向上を目論んで開発したシステムの普及を図ることおよび付帯事業(プログラム開発業務の斡旋、ソフトウェア開発など)であり、これを行う第三セクター法人として地域ソフトウェアセンターを各地域に設立することとされた。なお、地域ソフト法は 10 年の時限立法であり、当初計画では 5 年間で全国に 30 ヶ所の地域ソフトウェアセンターの設立が予定されたが、実際に設立されたのは 20 ヶ所となっている。

このような法制化を受けて仙台市においても平成 2 年度より事業化に向けた検討が進められ、平成 4 年 8 月には第三セクターの母体となる「仙台ソフトウェアセンター推進協議会」が設立され、産・学・官からなる会員により検討がなされた結果、平成 5 年 2 月に国に事業計画の申請を行い、同年 3 月に当該計画が承認され、同年 4 月に(株)仙台ソフトウェアセンター(以下、「仙台ソフトウェアセンター」という。)が設立された。

②地域ソフトウェアセンターの状況

地域ソフトウェア供給力開発事業で設立された地域ソフトウェアセンターの状況は以下のとおりである。

名称	承認年度	備考
(株)熊本ソフトウェア研修センター	平成元年	現、熊本ソフトウェア(株)
(株)京都ソフトアプリケーション	平成元年	平成 17 年 3 月 28 日解散し、(財)京都高度技術研究所に承継
(株)名古屋ソフトウェアセンター	平成元年	
(株)長崎ソフトウェアセンター	平成元年	平成 19 年 6 月 27 日解散
(株)浜名湖国際頭脳センター	平成元年	
(株)石川県ソフトウェア研修開発センター	平成元年	現、(株)石川県 IT 総合人材育成センター
(株)北海道ソフトウェア技術開発機構	平成 2 年	
(株)ソフトアカデミーあおもり	平成 2 年	
(株)古川ソフトウェアセンター	平成 2 年	現、(株)いばらき IT 人材開発センター
(株)大宮ソフトウェアセンター	平成 2 年	現、(株)さいたまソフトウェアセンター 平成 23 年 3 月 30 日解散

㈱三重ソフトウェアセンター	平成 2 年	平成 20 年 6 月 30 日解散
㈱広島ソフトウェアセンター	平成 2 年	平成 25 年 3 月 31 日解散
㈱福岡ソフトウェアセンター	平成 3 年	
㈱高知ソフトウェアセンター	平成 3 年	平成 20 年 3 月 31 日解散 ㈱CIJ の子会社に継承
㈱山口県ソフトウェアセンター	平成 3 年	
㈱仙台ソフトウェアセンター	平成 4 年	
㈱新潟ソフトウェアセンター	平成 4 年	平成 15 年 3 月 31 日解散
㈱岩手ソフトウェアセンター	平成 5 年	
㈱システムソリューションセンターとちぎ	平成 5 年	
㈱宮崎県ソフトウェアセンター	平成 5 年	

※設立された地域ソフトウェアセンター20社のうち、7社が解散している状況である。

③所在地

所在地は仙台市宮城野区榴岡 5 丁目 12 番 55 号である。なお、平成 7 年 6 月に仙台市青葉区木町通 1 丁目 4 番 15 号から移転している。

④株主の状況

仙台ソフトウェアセンターの平成 24 年度末の株主数は 57 名であり、そのうち主要株主の状況は以下のとおりである。

主要株主名	持株数(株)	議決権比率(%)
独立行政法人情報処理推進機構	8,000	31.3
仙台市	8,000	31.3
宮城県	4,000	15.6

⑤事業内容

ア、研修事業

ソフトウェア企業、自治体職員、一般企業の社員を対象とした研修を実施し、情報化人材の育成を行う事業である。なお、過去 5 年間の当該事業の業績の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

研修事業	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
売上高	135,142	129,017	86,190	85,162	53,516
売上原価	100,840	105,508	81,615	82,328	45,202
売上総利益	34,302	23,509	4,574	2,833	8,314

イ、実践指導事業

ソフトウェア企業等に対し、ソフトウェア開発環境の提供を行う事業である。なお、過去 5 年間の当該事業の業績の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

実践指導事業	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
売上高	158,080	135,912	113,294	97,793	97,568
売上原価	114,604	111,747	112,653	79,812	90,715
売上総利益	43,475	24,164	640	17,980	6,853

ウ、情報化推進事業

情報化に関するコンサルティング、情報システム構築の際の施工管理及び仙台市情報・産業プラザ施設貸出関連受託業務等を行う事業である。なお、過去5年間の当該事業の業績の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

情報化推進事業	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
売上高	355,231	322,004	240,186	269,572	279,397
売上原価	317,719	279,078	209,975	228,659	227,503
売上総利益	37,512	42,925	30,210	40,912	51,893

⑥組織

仙台ソフトウェアセンターの組織の概要は以下のとおりである。

ア、役員の状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

役員	人数	備考
取締役	13 名(うち、社外取締役 11 名)	役員報酬の支給対象者は仙台市 OB の 1 名であり、その額は 3,990 千円である。
監査役	3 名(うち、社外監査役 2 名)	役員報酬の支給対象者は仙台市 OB の 1 名であり、その額は 1,200 千円である。

イ、従業員の状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

グループ名	延人数	備考
総務グループ	3 名	うち、2 名が契約社員である。
企画研修グループ	3 名	うち、1 名が派遣社員である。
実践指導グループ	2 名	うち、2 名が総務グループを兼務している。
情報・産業プラザグループ	13 名	うち、12 名が嘱託社員である。
情報化推進グループ	8 名	うち、3 名が嘱託社員であり、1 名が契約社員である。

※兼務者については各グループの人数にそれぞれ含めている。

※従業員には仙台市からの派遣職員や仙台市 OB はいない。

⑦過去5年間の業績の推移および平成24年度末の財政状態
ア、過去5年間の業績の推移

(単位:千円)

仙台ソフトウェアセンター	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
売上高	648,453	586,933	439,670	452,526	430,481
売上原価	533,164	496,334	404,245	390,801	363,421
売上総損益	115,289	90,598	35,424	61,725	67,060
販売費及び一般管理費	57,090	58,388	45,574	41,970	38,415
営業損益	58,198	32,210	△10,149	19,754	28,644
営業外収益	476	1,190	250	1,878	840
営業外費用	2,365	682	51	559	2,077
経常損益	56,309	32,717	△9,950	21,073	27,407
特別利益	-	-	656	-	-
特別損失	139	221	75,062	12,560	648
税引前当期純損益	56,170	32,495	△84,355	8,513	26,758
法人税等	23,906	16,367	2,242	△2,319	3,006
当期純損益	32,263	16,128	△86,597	10,833	23,752

イ、平成24年度末の財政状態

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	293,854	流動負債	79,771
現金及び預金	238,167	買掛金	37,676
売掛金	50,228	1年内返済予定長期借入金	10,790
未成業務支出金	2,801	リース債務	94
繰延税金資産	1,769	未払金	7,278
その他	888	未払法人税等	7,004
固定資産	874,845	未払消費税等	3,168
有形固定資産	873,204	前受金	7,866
建物	862,695	預り金	1,228
構築物	838	賞与引当金	1,654
機械装置	4,511	その他	3,012
工具器具備品	5,158	固定負債	147,897
無形固定資産	1,423	長期借入金	25,100
電話加入権	1,423	繰延税金負債	4,769
投資その他の資産	217	退職給付引当金	24,438
出資金	100	資産除去債務	61,553
長期前払費用	67	預り敷金	32,035
差入保証金	50	負債合計	227,669

破産更生債権	705	純資産の部	
貸倒引当金	△705	株主資本	941,030
		資本金	909,000
		利益剰余金	32,030
		利益準備金	766
		その他利益剰余金	31,263
		別途積立金	25,000
		繰越利益剰余金	6,263
		純資産合計	941,030
資産合計	1,168,699	負債及び純資産合計	1,168,699

仙台ソフトウェアセンターは会社法上の大会社であり、会計監査人設置会社として会計監査人による外部監査を受けている。なお、平成 24 年度の監査報告書上、無限定適正意見が付されている。

(2)実施した監査手続

- ①事業全体の有効性および効率性の検討
- ②仙台市との取引の経済的合理性の検証

(3)実施した監査手続の結果

①情報化推進事業における仙台市との取引の合理性について(意見)

情報化推進事業の売上は、情報化に関するコンサルティングおよび情報システム構築の際の施工管理を行う情報化推進事業と仙台市情報・産業プラザ施設貸出業務の受託業務から構成されている。

それぞれの売上、売上総利益および売上総利益率の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
売上高					
情報化推進					
仙台市	235,695	193,691	166,344	201,071	220,478
その他	63,739	91,737	37,258	32,520	21,125
小計	299,434	285,428	203,602	233,591	241,603
情報・産業プラザ	55,797	36,576	36,584	35,981	37,794
売上合計	355,231	322,004	240,186	269,572	279,397
売上総利益(△損失)					
情報化推進					
仙台市	32,468	39,662	21,481	31,320	50,781

その他	△3,836	2,247	2,383	5,641	△ 3,654
小計	28,632	41,909	23,864	36,961	47,127
情報・産業プラザ	8,880	1,016	6,346	3,951	4,766
売上総利益合計	37,512	42,925	30,210	40,912	51,893
売上総利益(△損失)率					
情報化推進					
仙台市	13.8%	20.5%	12.9%	15.6%	23.0%
その他	△6.0%	2.4%	6.4%	17.3%	△17.3%
情報・産業プラザ	15.9%	2.8%	17.3%	11.0%	12.6%

上記のとおり、仙台ソフトウェアセンターは情報化推進事業において仙台市と毎年 200,000 千円前後の取引があり相当の利益を計上しているものの、仙台市以外の者との取引は年々減少傾向にあり、平成 22 年度及び平成 23 年度は 30,000 千円台、平成 24 年度には 20,000 千円台の売上となり、売上総利益率も低い水準にある。仙台市以外の主な取引先は、東北経済産業局及び宮城県であるが、年々減少傾向にあり新規の受注が獲得できていない。

上記売上総利益の推移をみると、情報化推進事業の利益は、ほぼ仙台市との取引により生じたものである。

このような状況において、仙台市は毎年継続して 200,000 千円前後の業務を随意契約に基づき委託しているが、仙台ソフトウェアセンターの仙台市以外の者との取引金額およびその売上総利益率から考えた場合、会社の市場競争力および価格競争力に疑問を持たざるを得ない。

仙台市は、改めて仙台ソフトウェアセンターとの取引の必要性および取引金額が市場価格を反映し妥当な水準なのかなど、随意契約の合理性を再検討する必要がある。

②仙台ソフトウェアセンターの存在意義の検討について(意見)

仙台ソフトウェアセンターは、地域ソフトウェアセンターの当初の設立趣旨である地域へのソフトウェア産業の立地・育成の担い手としての役割を期待されて設立された会社である。

事業内容は、概要に記載のとおり研修事業、実践指導事業および情報化推進事業であり、それぞれの事業の売上総利益の推移は以下のとおりである。

売上総利益の推移

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
研修事業	34,302	23,509	4,574	2,833	8,314
実践指導事業	43,475	24,164	640	17,980	6,853
情報化推進事業	37,512	42,925	30,210	40,912	51,893
売上総利益計	115,289	90,598	35,424	61,725	67,060
情報化推進事業の仙台市との取引による売上総利益	32,468	39,662	21,481	31,320	50,781

研修事業はソフトウェア企業、自治体職員および一般企業の社員を対象とした研修の実施により情報化人材の育成を行う事業であり、また、実践指導事業はソフトウェア企業等に対し、ソフトウェア環境の提供を行う事業である。これらの事業は、設立の趣旨である地域へのソフトウェア産業の立地・育成を主眼とし、多額の利益を獲得するというより域貢献の意味合いが強く、株式会社の基幹事業となるものではない。

仙台市情報・産業プラザ施設貸出業務の受託を除く情報化推進事業は、事業の内容から、また、売上高および売上総利益の水準等から仙台ソフトウェアセンターの基幹事業となるものである。しかしながら、基幹事業であるにもかかわらず事業そのものが仙台市との随意契約に基づく取引に依存している状況である。仙台市はさらに、仙台ソフトウェアセンターの建物の敷地を無償で貸付している。これらは実質的には仙台市からの援助である。

仙台市との随意契約の合理性に疑問がある中で、さらに仙台市以外の者との新規取引の見通しが立たない中で仙台市が実質的な援助を継続する意義は乏しい。

仙台市は、仙台ソフトウェアセンターの役割を議論し、また、他の株主と意見交換した上で、その存在意義を再検討する必要があると考える。

10. 公益財団法人仙台観光コンベンション協会運営費等補助金について

(1) 概要

国内外からのコンベンションおよび観光客の誘致ならびに支援などを行うとともに、名産品や工芸品などの物産品の宣伝および販路拡張ならびに人材育成などにより観光関連事業の振興を図り、もって交流人口の拡大および国際観光の振興ならびに地域経済の活性化および文化の向上に資することを目的として、「公益財団法人仙台観光コンベンション協会運営費等補助金交付要綱(以下、「要綱」という)」に基づき、公益財団法人仙台観光コンベンション協会の運営および事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金が交付されている。補助金の交付対象事業および経費は、公益目的事業、人件費、管理費、退職給付引当金、賞与引当金であり収益事業に係る事業費などは補助金の対象外となっている。

① 補助金交付手続

ア、補助金の額

補助金の額は市長が定める額とする。ただし仙台市の予算額を上限とする。

イ、補助金の交付申請

公益財団法人仙台観光コンベンション協会補助金交付申請書に次の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の4月10日までに市長に提出して行うものとする。

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・補助金所要額算出内訳書
- ・役職員名簿
- ・前々年度の貸借対照表および正味財産増減計算書
- ・前々年度の財産目録
- ・その他市長が必要と認める書類

ウ、補助金の交付決定

市長は、申請が到達してから14日以内に、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて現地調査を行ったうえで、補助金の交付の可否および補助金の額を決定するものとし、仙台市補助金等交付規則(以下、「規則」という)第6条の規定による決定の通知は、公益財団法人仙台観光コンベンション協会補助金交付決定書により行うものとする。

エ、補助金の交付

- ・市長は、補助金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。
- ・補助事業者は、イに規定する補助金の額の決定の通知を受けた場合、公益財団法人仙台観光コンベンション協会補助金交付請求書を10日以内に市長に提出しなければならない。

オ、実績報告

規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した公益財団法人仙台観

光コンベンション協会事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了後、速やかに行わなければならない。

- ・事業報告書
- ・補助金所要額決算内訳書
- ・貸借対照表および正味財産増減計算書
- ・財産目録(補助事業により取得し、または効用の増加した財産に係るものに限る。)
- ・その他市長が必要と認める書類

カ、補助金の確定・清算

市長は、オの規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査および必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第 13 条の規定による通知は、公益財団法人仙台観光コンベンション協会補助金確定通知書により行うものとする。

キ、書類等の整備

補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から 10 年間保存しておかななければならない。

② 過年度の補助金交付状況

以下は、仙台市から公益財団法人仙台観光コンベンション協会へ支給された補助金の過去 5 年間の推移である。なお、下記交付額には、要綱に基づく補助金に加えてコンベンション誘致や観光客誘致に係る補助金を含んでいる。

(単位:千円)

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
補助金交付額	199,985	208,975	217,650	153,214	191,649

(2)実施した監査手続

- ①書類の整備状況確認
- ②補助金交付手続の「要綱」への準拠性確認
- ③交付補助金と申請内容との整合性確認
- ④実績報告関連書類の内容確認

(3)実施した監査手続の結果

①補助金支出に対する効果検証について(意見)

毎年観光コンベンション協会より補助事業に対する事業報告がなされているものの、その報告内容はキャンペーンや活動など、ほとんどが補助金を利用して実施した事実のみの報告にとどまっており、補助金の出し手である市側による有効な効果検証を行い得る情報入手が必ずしもなされていない。実績報告を受ける場合においては、補助事業の成果が補助金交付の

決定の内容およびこれに付した条件に適合するか否かを確認することになっているため、複数年度比較・見込実績比較などこれまで以上に詳細な「効果に主眼をおいた報告」を求めべきである。

②補助金交付金額の戻入額について(意見)

過去5年間の補助金交付状況を確認した結果、当初交付した補助金のうち約4%～16%が結果的に戻入されていた。

(単位:千円)

年度	交付額	確定額	戻入額	戻入率
平成 20 年度	199,985	190,523	9,461	4.7%
平成 21 年度	208,975	197,101	11,873	5.7%
平成 22 年度	217,650	193,564	24,085	11.1%
平成 23 年度	153,214	128,625	24,588	16.0%
平成 24 年度	191,649	168,986	22,662	11.8%

上記に対しては、職員の退職等による人件費の剰余分や、予定した活動に必要な資金として補助を受けたものの、実際には予定した活動の縮小や事業費の圧縮努力を行い要求額以下の支出に留まったこと、また、協会独自の収益事業による収入を原資とした戻入であるということであるが、収益事業による収益見込みの予測が困難である点を差し引いても、戻入額はなお大きい。

過大な戻入額が生じる場合、当該年度での資金の固定化を招き、他の案件への補助機会の逸失など、市財源の有効的な利用がなされなくなる恐れがあるため補助金交付額の適切性についてさらなる検討が望まれる。

補助金対象業務について詳細かつ具体的な支出見込の報告を求めるとともに、その内容の検討をより厳密に行うなど補助金決定時にこれまで以上の実効性のある審査を行うべきである。

11. 観光客誘致宣伝に要する経費について

(1)概要

経済局観光交流課および経済局国際経済・観光部国際プロモーション課において、国内外観光客の増大に寄与し地域の活性化を図ることを目的として、仙台市への観光客誘致宣伝および海外プロモーションに対する経費支出がなされている。

①経費の主な内容

平成 24 年度の経費の主な内容は以下のとおりである。年度ごとに予算計上が行われ、年度終了後決算額が確定する。

- ・観光キャンペーンに係る経費
- ・仙台のタベ、デスティネーションキャンペーン、東北六魂祭など催しの委託料・補助金
- ・デスティネーションキャンペーン協議会、観光推進機構などの負担金
- ・まちあるきマップなど印刷製本費
- ・外国語 HP 作成
- ・各国旅行博覧会における情報発信費用
- ・海外メディア・エージェント招聘
- ・公益財団法人仙台観光コンベンション協会運営費などの補助金
- ・その他旅費・報償費・消耗品費・通信費などの経費

②過去 5 年間の経費計上状況

過去 5 年間の経費計上状況は以下のとおりである。

内容は、観光客誘致宣伝(政策)、観光客誘致宣伝(経常)、海外プロモーションに細分される。

(単位:千円)

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
観光客誘致宣伝(政策)※	175,865	87,995	81,507	75,032	189,535
観光客誘致宣伝(経常)	17,999	16,223	16,863	13,729	13,107
海外プロモーション	48,649	45,548	31,092	34,950	42,475
合計	242,514	149,768	129,463	123,712	245,118

※観光客誘致宣伝(政策)に係る経費計上額の増減理由

- 仙台・宮城デスティネーションキャンペーン開催による負担金支出増加
平成 20 年度⇒「美味し国 伊達な旅」(平成 20 年 10 月～12 月開催)
平成 24 年度⇒「笑顔咲くたび 伊達な旅」(平成 25 年 4 月～6 月開催)

(2)実施した監査手続

- ①書類の整備状況確認
- ②委託業者選定の妥当性・準拠性確認
- ③負担金支出に係る質問および関連書類閲覧

(3)実施した監査手続の結果

委託業者への指導強化について(意見)

東北観光案内・物産展事業に関して、特命随意契約により選定された団体へ市から業務委託料(平成24年度:27,136千円)が支出されている。この団体は、その代表者が経営する別会社へほぼ一元的に事業に関する広報費の発注を行っていた。団体は、当該事業の遂行に必要であるとして当該別会社に発注していたが、実際にどの会社へ発注するかまで市は関知していない。また、市にはこのような取引を制限する規定もなく、業務委託契約書上も明示されていない。

事業全般の運営を委託して支出した金額であるものの、元を辿れば市財政からの支出であるため、団体とその代表者の取引は、たとえ適正額での発注であるとしても、客観的にはその取引の正当性にやはり疑念の生じる余地がある。

したがって、市においては、受託者による業務委託料の使用がこのような疑念を生じる取引であるか否かの観点からも検証し、指導することが望まれる。

12. 公益財団法人 仙台観光コンベンション協会について

(1) 概要

①設立目的

この法人は、仙台市及び宮城県の有する文化的・社会的・経済的特性を生かし、国内外からのコンベンション及び観光客の誘致並びに支援、名産品や工芸品等の物産品の宣伝及び販路拡張支援、観光に関連する人材の育成支援等を行うことにより、交流人口の拡大及び国際観光の振興並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的として、平成12年4月に仙台市などの出捐により設立されている。協会の基本財産は227,000千円であり、その出捐団体別内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

基本財産出捐団体	金額
仙台市	80,000
宮城県	10,000
仙台商工会議所	10,000
他65団体	127,000
合計	227,000

②事業内容

- ・国内外のコンベンション及び観光客の誘致並びに支援
- ・国際会議観光都市・仙台の広報及び宣伝
- ・物産品の宣伝及び販路拡大並びに人材育成
- ・観光・コンベンション・物産に関する各種情報の収集及び提供
- ・観光・コンベンション・物産に関する企画及び調査研究
- ・観光・コンベンション関係施設の運営及び維持管理等に関する事業
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

また、平成24年度における協会の事業内容および事業支出は以下のとおりである。

(単位:千円)

事業内容	事業支出
公益目的事業	
誘致支援事業	
コンベンション開催助成事業	15,366
コンベンション誘致強化	12,857
秋保作並地区活性化支援	7,282
磊々峡ライトアップ支援	7,000
その他	29,668
誘致支援事業 計	72,173

広報宣伝事業	
せんだい旅日和運営	7,998
観光物産宣伝パンフレット等作成・増刷	4,562
その他	11,619
広報宣伝事業 計	24,180
施設管理運営事業	
仙台総合観光案内所運営	2,668
その他	3,892
施設管理運営事業 計	6,560
その他事業(物産振興事業・情報収集事業・調査企画事業)	
物産振興事業 計	129
情報収集事業 計	886
調査企画事業 計	2,570
収益事業	
観光駐車場管理運営事業	
青葉山観光駐車場管理運営	9,455
泉ヶ岳駐車場管理運営	2,068
観光駐車場管理運営事業 計	11,524
その他事業(宮城地区観光案内所売店運営事業・観光物産販売事業・物産展等開催事業)	
宮城地区観光案内所売店運営事業 計	2,289
観光駐車場管理運営事業 計	3,785
物産展等開催事業 計	3,451
法人会計・人件費	
事務所維持費その他 計	13,832
給料・手当その他 計	117,268
事業活動支出 合計	258,653

③過去5年間の主要財務データ

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	285,758	296,376	298,538	219,894	266,043
うち市からの補助金	(190,523)	(197,101)	(193,564)	(128,625)	(168,986)
経常費用	△288,990	△295,638	△298,221	△226,571	△262,509
経常増減額	△3,231	737	316	△6,676	3,533
経常外増減額	△117	-	-	4,485	△11
一般正味財産増減額	△3,549	78	△52	△3,455	2,365
一般正味財産期末残高	72,975	73,054	73,001	69,546	71,911
指定正味財産期末残高	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000

正味財産期末残高	299,975	300,054	300,001	296,546	298,911
----------	---------	---------	---------	---------	---------

④仙台市コンベンション開催実績

(単位:件)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
国際会議	72	70	64	45	91
全国規模会議	202	201	198	89	162
東北規模会議	239	232	186	98	200
県内規模会議	217	202	182	149	239
合計	730	705	630	381	692

※平成 23 年度は東日本大震災の影響により、開催実績が減少している。

(2)実施した監査手続

- ①組織概要についてヒアリング
- ②資金管理、有価証券管理、在庫管理、固定資産管理等の各種規程への準拠性確認
- ③補助金交付手続の「要綱」への準拠性確認
- ④委託業者選定の妥当性・準拠性確認

(3)実施した監査手続の結果

①出納業務に係る上長認証について(指摘)

「経理事務規程」によると「会計事務担当者は、現金については日々の現金出納終了後、現金有高を集計し、かつ仕訳伝票および現金出納帳と照合して会計事務責任者の認証を受けなければならない。」とある。しかし、協会の実務について質問および関連資料を閲覧した結果、実際には日々の現金有高の集計に基づく会計事務責任者の認証は行われていないことが判明した。

現金についてはその性格から不正や誤謬を招きやすく、また、横領の対象になるおそれがあるため、特に厳格な管理の必要がある。

規程に準拠した手続を順守することを通じ、適切な現金管理を行うことが必要である。

②預け在庫の集計もれについて(指摘)

協会は、収益事業の一つとして観光 PR 物品販売事業を行っており、仙台市内を循環するバスである「るーぷる仙台」のチョコ Q を製作し、委託販売している。

協会は、期末時点の当該在庫数量を確認するため、自ら保有する在庫に加え、販売委託先から期末時点の在庫数量情報を入手して集計・確認を行っている。しかし、平成 25 年 3 月末時点の在庫数量の集計の際、一部の販売委託先からの在庫数量情報を合算することを脱漏しており、金額は僅少ではあるものの結果として貸借対照表上の在庫金額が誤っていた。

在庫とはいえ、現実に換金価値を有する資産であるため、適切な管理が必要である点は上記現金管理と同様である。

担当者以外の者による確認を行うなど、誤集計を防止する体制や、貸借対照表計上額を検証する体制の構築の必要がある。

③出張旅費の精算方法について(意見)

協会の出張旅費については、「公益財団法人仙台観光コンベンション協会職員等旅費規程(以下、「旅費規程」という。)」別表に基づいて担当者が作成した旅費請求書を理事長あてに提出し、仮払金を受領する方式を採用している。

ここで、関連書類を閲覧したところ、概算払い後の精算報告や、領収書等の必要書類の添付が「旅費規程」において要求されていない事実が判明した。

領収書の添付がない場合、実際に出張したかどうかの確認ができないこととなるため、出張旅費の精算にあたり新幹線切符代や宿泊料といった重要と判断される出張旅費については、領収書の添付を義務付けるなど、旅費規程にその旨を追加する必要がある。

また、「旅費規程」第 12 条およびその別表において、出張宿泊料が役職ならびに宿泊場所に応じて定額支給されることになっている。定額支給の場合、役職員が支給額より安価な宿泊施設を利用することによって、その差額を役職員が収受することになると考えられ、補助金を財源とする経費の支出としては問題がある。

したがって、出張宿泊料は役職ならびに宿泊場所に応じて支給限度額を定め、たうえで実費精算とするよう旅費規程を改正する必要がある。

④物産会館積立金に係る会計処理について(意見)

協会は、将来建設されるであろう「仙台市物産館」の物産陳列に係る什器購入を目的として、昭和 56 年から平成 21 年まで資金の積立てを行っており、平成 25 年 3 月末現在の貸借対照表上、資産取得資金として「物産会館引当資産」11,603 千円を計上し、また、固定負債に「物産会館積立金」を同額計上している。

当該積立金の状況について質問および関連資料の閲覧を行った結果、当初予定した物産会館の建設計画は長期にわたり具体的な進展がない。したがって、現状は、当初の積立目的を達成できる状況ではなく、資金積立に合理性は乏しいと言わざるを得ない。今後の方向性として、建設計画を進めるのかまたは断念するのかを仙台市等と協議の上、法人の意思決定の場である理事会で明確に決議する必要があると考える。また、仮に断念することを決定した場合には、引当資産は取り崩す必要がある。

会計基準上も、資産取得資金による資産計上を行うに当たり、その資金の目的である財産の取得等を行わない事実があった場合等はその金額を取り崩さなければならないと記載されており(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 22 条 4 項、同 18 条 4 項)、当該観点からも当該資産を取り崩す必要性があると考える。

また、公益法人の会計基準上、負債の定義や金額等の記載はないものの、一般に債務性のない負債は制限されるべきであるため、固定負債に計上している「物産会館積立金」は、建設計画の如何に係わらず戻入を行うべきである。

⑤特定金融機関への資金の集中について(意見)

協会保有の預金 140,331 千円のうち 133,234 千円が特定の金融機関に集中している状況である。

当該資金については、大部分が預金保護制度の対象から外れているため、元本保護の観

点から、金融機関の財政状況等のモニタリングに基づきリスク低減を図るなど慎重なリスク管理を行うことが望まれる。また、可能な範囲で、複数金融機関を利用したリスク分散を図ることも望まれる。

13. 緊急雇用創出事業－仮設住宅安心見守り協働事業について

(1)概要

この事業は、東日本大震災に伴う応急仮設住宅の入居者に対し、定期訪問、相談などの生活再建に向けた伴走支援を行うことで、応急仮設住宅入居者の孤立を防止し、自立促進に寄与することを目的とするものである。

仙台市は、平成 23 年 5 月 18 日に一般社団法人パーソナルサポートセンター（以下、「受託者」という。）と『絆と安心プロジェクト－安心見守り協働事業』の実施に関する協定（以下、「協定」という。）を締結し、協定に基づく安心見守り協働事業の実施にあたり、平成 23 年度に引き続き平成 24 年度も受託者に業務を委託した。

委託業務の概要は以下のとおりである。

件名	緊急雇用創出事業 平成 24 年度 安心見守り協働事業
契約期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
契約金額	196,316 千円
内容	(1)仙台市が提供する応急仮設住宅の入居者を対象に定期的な訪問、相談などを行い、必要に応じて行政を含む専門機関の支援メニューの斡旋、誘導を図るなど関係団体と連携を図りながら、応急仮設住宅入居者の見守りと自立・生活再建に向けた支援やコミュニティづくり支援を行うこと。 (2)上記業務に従事する支援員を雇用し、この支援員に対する業務研修を実施すること。 (3)本業務の実施結果を踏まえた伴走支援プログラム案を検討すること。

市は受託者と協定の他、「平成 24 年度安心見守り協働事業の業務委託に係る契約」（以下、「契約」という。）を締結し、また、契約に基づく業務委託の円滑かつ効率的な運営を実施するために必要な事項を示す「緊急雇用創出事業（震災緊急雇用対応事業）業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を定めている。その他、市は、国の緊急雇用創出事業の実施にあたっての実務上の指針である「平成 24 年度 国の緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）の実施にあたっての留意点」（以下、「留意点」という）を定めている。協定、契約、仕様書および留意点には、以下が定められている。

<p>「協定」（平成 23 年度締結）</p> <p>受託者（甲）と仙台市（乙）とは、「絆と安心プロジェクト－安心見守り協働事業」（事業）の実施にあたって、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この協定は、事業の実施にあたり、甲及び乙の双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもと協働により進めていくために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事業の概要）</p> <p>第 3 条 甲及び乙は、甲が提出した事業計画書に基づき、次の事業を実施する。なお、計画の変更が生じる場合は、甲と乙が協議の上、決定する。</p> <p>(1)事業名 絆と安心プロジェクト－安心見守り協働事業－</p> <p>(2)事業内容 仮設住宅入居者を対象とした定期的な訪問等、見守りと自立に向けた支援活動の実施、それらに</p>

係るプロジェクト全体の推進

(3)事業費 金 218,024 千円 うち甲が負担する金額 54,400 千円 乙が負担する金額 163,624 千円

(4)事業期間 本協定を締結した日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(役割と責任分担等)

第 4 条 甲及び乙は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

事業項目	甲の役割	乙の役割
仮設住宅入居者を対象とした定期的な訪問	1. 仮設住宅入居者各戸への定期的な訪問及び相談 2. コミュニティづくりに寄与する取組み等の実施	1. 仮設住宅入居者情報等の提供 2. 庁内関係部局との連絡調整
見守りと自立に向けた支援活動の実施	1. 生活再建支援プランの作成実施 2. 専門期間(行政含む)の支援メニューの斡旋・誘導 3. 実施結果を踏まえた伴走支援プログラム案の検討	1. 庁内関係部署との連絡調整 2. 甲の専門機関との連携に係る必要な調整
プロジェクト全体の推進	1. 必要人員の雇用及びそのことに係る事務 2. 雇用者に対する研修の実施(公開講座の開催を含む) 3. 関係機関との連絡調整 4. 事業の自己評価の実施 5. 事業の記録及び報告書の作成 6. その他事務実施に伴い必要な事務	1. 関係機関との連絡調整 2. 庁内関係部署との連絡調整 3. 事業の自己評価の実施 4. 事業の広報 PR

(経費分担等)

第 5 条 事業に必要な経費については、甲は、申請した事業収支予算書に基づく自己資金等を、乙は国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を基に造成された資金を活用し、その枠内において、事業実施に係る人件費等の費用を負担するものとする。

2 甲及び乙は、法令等に基づき、予算管理や出納を適正に行われなければならない。

3 実施事業のうち乙の費用負担に係る部分に関しては、緊急雇用創出事業実施要領に定めるところに従うものとする。

(事業の評価)

第 8 条 甲及び乙は、事業の成果を市民に対して公表し、また、今後より良い事業の構築のために、事業の自己評価を行う義務を負うものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定書の締結の日から第 8 条に規定する評価・検証が終了するまでとする。

「契約」

なお、発注者は仙台市であり、受注者は受託者である。下記の「仕様書」においても同様である。

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下、「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下、「履行期間」という。)内に完了し、又は仕様書に定める契約の目的物(以下、「成果物」という。)を完成させ、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

—第 1 条 以下省略—

(業務履行計画表等の提出)

第 2 条の 2 受注者は、この契約締結後 14 日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

—第 2 条の 2 以下省略—

(検査)

第 19 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届及び別添の仕様書で定める書類を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に業務完了の検査又は成果物の検査をしなければならない。

—以下省略—

「仕様書」

1 目的

本業務は緊急雇用創出事業実施要領(平成 24 年 3 月 21 日付職発 0321 第 1 号厚生労働省職業安定局長通知。以下、「要領」という。)に基づく業務(以下、「委託業務」という。)であり、この仕様書は仙台市が、受託者に委託する業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 雇用・就業機会の創出計画

本業務は、要領に基づく「次の事業までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業」であり、雇用・就業機会の創出計画は次のとおりとする。

なお、受注者は、雇用・就業機会の創出計画を達成し、できるだけ多くの新たな雇用・就業機会が生ずるよう努めなければならない。

(1)履行期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(2)業務委託料及び予定される人件費

業務委託料(上限額) 金 196,316,120 円

うち失業者に向けられる人件費 上記業務委託料の 2 分の 1 以上であること

(3)事業に従事する予定の全労働者数及び新規雇用する予定の失業者数

全労働者数 45 人以上

うち新規雇用する失業者数 35 人以上

(4)新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 1 年間

－第 2 以下省略－

3 業務委託料の確定及び支払について

(1)受注者は、契約締結後、業務委託料(上限額)を概算払いとして、発注者に請求することとする。支払い時期については別表のとおりとする。

(2)受注者は業務完了後、精算書等を発注者に速やかに提出するものとする。

(3)発注者は、前項により提出された精算書等に基づき業務委託料の額を確定する。

4 業務上の注意事項

－(1)および(2)省略－

(3)創出報告書の提出

受注者は事業が終了した場合は、本仕様書 2 の(1)から(4)までの内容を含む別紙「緊急雇用創出事業雇用・就業等創出報告書」を作成し、発注者に提出するものとする。

－(4)以下省略－

「留意点」

－1～4 省略－

5. 関係書類等の整備について

緊急雇用創出事業は、国の会計検査の対象となりますので、各課及び委託先の関係書類(契約・採用・支出に係る者や出勤簿等)はすべて 5 年間保存しておいてください。

なお、関係書類は国や県に提出する場合もあるので、委託先に周知をお願いいたします。

【1】委託事業

(1) 委託先で整備・保存しておく書類

①人件費の支出状況を明らかにする書類:

総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿

②新規雇用の状況を明らかにする書類及び帳簿等:

労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿、履歴書、労働条件通知書(雇用契約書)、公募したことのある書類(ハローワークからの紹介状等)、失業者であることの確認書類(雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、離職票等)

③契約締結関係書類:一式

④その他、緊急雇用創出事業に係る関係書類

(2) 担当課で整備・保存しておく書類

①(別紙)緊急雇用創出事業雇用・就業等の創出報告書(委託先→担当課用)

②ハローワークへの求人票の写し、労働者名簿や賃金台帳等、新たに雇用等された者の人数、住所、氏名、年齢、雇用期間等が確認できる書類の写し

※「雇用契約書」又は労働基準法(昭和 20 年法律第 49 条)第 16 条に規定される「労働条件通知書(雇い入れ通知書)、賃金台帳については必ず写しをもらってください。

③契約締結関係書類:一式

－【2】以下省略－

この事業は平成 23 年度から実施されており、平成 23 年度は予算・決算額ともに 163,624 千円、平成 24 年度は予算・決算額ともに 196,316 千円であった。

(2)実施した監査手続

- ①創出報告書の検証
- ②委託業務完了検査書の検証
- ③整備・保存すべき書類の検証

(3)実施した監査手続の結果

①協定の更新について(指摘)

平成 23 年 5 月 18 日付で締結した協定第 1 条で、この協定は、事業の実施に当たり、甲(受託者)及び乙(仙台市)の双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもと協働により進めていく、同 3 条(3)事業費で、金 218,024 千円 うち甲が負担する金額 54,400 千円 乙が負担する金額 163,624 千円、同 3 条(4)事業期間には、本協定を締結した日から平成 24 年 3 月 31 日までと定められているが、この協定が平成 24 年度も引き続き効力を有するとして、新たな協定の締結や更新は行われていない。協定第 12 条において「この協定の有効期間は、協定書の締結の日から第 8 条に規定する評価・検証が終了するまでとする」と定められており、この事業は平成 24 年度および平成 25 年度も継続して実施され、事業はまだ完了していないことから、市は、協定は平成 24 年度も引き続き効力を有しているとしている。

しかし、協定に記載された事業費および事業期間は平成 23 年度分のものであり、協定の締結または更新が行われなかったため、協働事業と言いながら平成 24 年度において受託者が負担する費用項目・金額が不明確となっている。

この事業に係る業務委託契約も年度ごとに締結していることから、協定も実態に即した形で、年度ごとに更新し、市と受託者の事業費の負担区分を明確にする必要がある。

②事業計画および事業収支予算書の提出について(指摘)

協定第 3 条には、受託者が提出した事業計画書に基づきこの事業を実施する旨が定められており、同 5 条には、受託者は申請した事業収支予算書に基づく自己資金等を活用し費用を負担する旨が定められている。平成 23 年度には事業計画および事業収支予算書が提出されているが、平成 24 年度は業務委託契約に基づく業務履行計画書は提出されているものの、協定に基づく事業計画および事業収支予算書は提出されていない。その理由は、この事業は平成 24 年度についても平成 23 年度の内容を踏襲するという市の判断によるものである。なお、提出された業務履行計画書の内容はおおまかであり、事業計画といえる内容とはなっていない。

市は平成 23 年度の当該事業の実施過程において、また、業務完了届及び仕様書で定める書類の提出時において事業の課題や問題点を受託者と協議しているとのことであるが、これらの課題や問題点にどのように対処するかは事業計画にも詳細に記載されるべきものである。この事業は、応急仮設住宅入居者の孤立を防止し、自立促進に寄与することを目的としており、その目的を効果的に達成するためにも、現実には即した事業計画が必要であり、市は業務

委託契約の締結前に慎重に検討する必要があった。同様に、事業収支予算書についても、協働事業であることから受託者が負担する費用項目・金額を明確にしたうえで事業を行う必要があり、契約締結以前に入手し検討すべきであった。

したがって、市は平成 24 年度の協働事業の実績を再検討し、その課題や問題点について平成 25 年度実施事業に反映すべきである。

14. 緊急雇用創出事業－国民健康保険料等収納率向上事業について

(1)概要

①事業の概要

東日本大震災により経済的に逼迫し国民健康保険料等の納付環境が厳しい被保険者にきめ細やかに対応して保険料の滞納を防ぐことを目的に、東日本大震災等の影響による失業者を採用して本庁および区、総合支所に臨時職員として配置して、文書催告等を実施し収納率向上を図るとともに、震災に伴う医療費の窓口負担金免除にかかる還付事務を円滑に行うことで被災者支援を図り、また、東日本大震災等の影響による失業者に雇用の機会を提供するものである。

文書催告等は平成 21 年度から、窓口負担金免除にかかる還付事務は平成 23 年度から、それぞれ実施している。なお、緊急雇用創出事業は平成 20 年度から実施されている。緊急雇用創出事業の対象となる事業には、緊急雇用事業や地域人材育成事業、震災等緊急雇用対応事業などあり、この事業は当初、緊急雇用事業として実施されていたが、仙台市が実施する平成 24 年度の緊急雇用創出事業はすべて震災等緊急雇用対応事業となったため、平成 24 年度についてはこの事業により採用される臨時職員は東日本大震災等の影響による失業者に限定されることとなった。

②事務の内容

ア、文書催告等

a. 文書催告

保険料を滞納し、督促状を送っているのに関わらず未納である被保険者に対して、納付を促す文書を出す。

b. 換価財産調査

文書催告をしても納付がない被保険者については、差押等の滞納処分を行う預貯金などの財産があるのか調査を行う。

イ、窓口負担免除にかかる還付業務

東日本大震災にかかる医療費の窓口負担金免除については、予め居住する区、総合支所で発行された免除証明書を医療機関などの窓口に掲示して受けるのが原則であるが、免除証明書発行前に受診し、窓口負担金を先に支払っている被保険者に対しては、後日、窓口負担金を支払ったことが分かる領収書を添付して還付申請を行ってもらい、その被保険者に既に支払った窓口負担分を返還する。

③各年度の予算・決算額およびこの事業による採用人数について

この事業は平成 21 年度から実施されており、各年度の予算と決算額は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
予算	27,628	42,477	61,740	101,400
決算	25,758	41,560	48,853	98,277

(出典:仙台市健康福祉局保険年金課作成資料)

また、各年度の採用人数は以下のとおりである。

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
健康福祉局		2	4	12
青葉区	5	8	6	10
宮城総合支所	4	1	2	1
宮城野区	4	8	9	14
若林区	4	2	4	13
太白区	8	7	6	19
秋保総合支所	0	0	0	0
泉区	8	7	9	18
全市	33	35	40	87

(出典:仙台市健康福祉局保険年金課作成資料)

④過去 5 年間の各区・総合支所別の国民健康保険料の現年度収納率、文書催告等の件数、滞納処分の件数および政令指定都市の国民健康保険料の現年度収納率について
ア、各区・総合支所別の国民健康保険料の現年度収納率

(単位:%)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
青葉区	83.65	83.16	82.58	82.93	84.64
宮城総合支所	84.88	83.95	84.39	85.77	88.41
宮城野区	81.68	81.11	82.13	84.63	86.75
若林区	83.04	83.00	82.37	82.34	86.69
太白区	82.45	82.52	84.48	85.53	88.67
秋保総合支所	87.45	85.35	86.46	87.26	90.50
泉区	89.13	88.46	88.50	89.71	90.62
全市	84.18	83.80	84.21	85.41	87.61

(出典:仙台市健康福祉局保険年金課作成資料)

※青葉区および太白区の数字はそれぞれ宮城総合支所分および秋保総合支所分を含んでいない数字である。

イ、文書催告等の件数

(単位:件)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
健康福祉局			0	0	30,669
青葉区	3,129	8,991	13,862	3,851	11,433
宮城総合支所	1,112	1,881	4,084	3,246	4,759
宮城野区	11,126	8,431	11,240	11,177	21,482
若林区	8,219	17,124	16,044	4,780	18,115
太白区	1,457	3,239	14,935	6,960	15,444
秋保総合支所	252	567	487	148	122
泉区	10,668	9,008	15,526	3,313	18,901
全市	35,963	49,241	76,178	33,475	120,925

(出典:仙台市健康福祉局保険年金課作成資料)

※青葉区および太白区の数字はそれぞれ宮城総合支所分および秋保総合支所分を含んでいない数字である。

※文書催告等の件数はこの事業により採用された職員が実施した件数ではなく、各箇所全体の件数である。

※この事業により健康福祉局で臨時職員を採用したのは平成 22 年度からであるが、健康福祉局で文書催告等を実施したのは徴収対策室が設置された平成 24 年度からであり、平成 22 年度および平成 23 年度は各区のフォロー作業等を実施していたため健康福祉局としての文書催告等の件数はゼロとなる。

ウ、政令指定都市の国民健康保険料の現年度収納率

(単位:%)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
札幌市	85.86	87.14	88.50	89.87	90.59
仙台市	84.18	83.80	84.21	85.41	87.61
さいたま市	84.90	84.60	85.31	86.52	87.00
千葉市	86.28	85.53	85.65	87.75	88.86
川崎市	85.03	85.49	87.26	88.29	90.02
横浜市	87.31	87.34	87.50	88.87	89.91
相模原市	-	86.26	86.07	86.23	86.59
新潟市	89.84	89.70	89.89	90.07	90.73
静岡市	88.58	87.78	88.60	89.45	89.65
浜松市	88.54	86.79	87.70	88.29	88.06
名古屋市	92.16	91.44	92.67	93.51	94.28
京都市	90.86	90.66	91.05	92.05	92.68
大阪市	83.18	84.31	84.87	85.32	85.33
堺市	88.74	88.65	90.22	91.41	91.95
神戸市	90.85	90.79	90.73	91.36	91.01
岡山市	84.44	85.37	86.38	87.63	88.03

広島市	86.51	86.16	86.38	87.09	86.88
北九州市	91.97	91.50	91.72	92.22	91.86
福岡市	86.02	86.16	86.41	87.19	87.08
熊本市	-	-	-	-	87.17

(出典:仙台市健康福祉局保険年金課作成資料)

この事業が開始された平成21年度および翌年度の平成22年度は国民健康保険料の現年度収納率が政令指定都市中最下位、平成23年度は19都市中18位と低位に推移していたが、平成24年度はそれ以前と比較し採用人数を増加させたことやノウハウの蓄積も図られたことなどにより、20都市中14位に順位を上げ、一定の効果があつたものと推測される。

④実務上の留意点

市では、「平成24年度 国の緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)の実施にあつての留意点」(平成24年6月1日 経済局地域産業支援課 以下、「留意点」という。)を作成し、実務上はこの「留意点」に従い事業の運用が行われている。なお、上記のとおりこの事業は当初、緊急雇用創出事業のうち緊急雇用事業として実施されていたが、平成24年度については緊急雇用創出事業のうち震災等緊急雇用対応事業として実施されている。「留意点」は以下のとおりである。

<p>「留意点」</p> <p>1. 基本的な留意点</p> <p>(1) 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が2分の1以上</p> <p>※事業実績においてもこの要件をクリアする必要があります。</p> <p>(2) 新規雇用失業者の雇用期間</p> <p>震災等緊急雇用事業</p> <p>新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可※。</p> <p>震災時に仙台市在住もしくは仙台市内の事業所にお勤めだった方を優先して採用してください。</p> <p>対象者の定義は、要領3(1)④、第5(2)②エ、QA(H23. 11. 30)14～20参照。</p> <p>※要件緩和</p> <p>被災失業者(=災害救助法適用地域(仙台市も適用地区となっている)在住失業者か同地域内の事業所を離職した失業者)を雇用する場合は、複数回の更新を可能とするとともに、既に緊急雇用創出事業により通算1年間雇用されたことがある方も、これまでの雇用期間によらず、再度の雇用が可能。</p> <p><u>なお、本市の臨時職員は、地方公務員法等が優先されるため、最大でも1年の任用となります。</u></p> <p>(3) 新規雇用失業者の雇用条件は、基本的にフルタイムの3/4以上の勤務時間及び2ヶ月以上を確保してください。また、雇用関係は、日雇いではなく「期間契約」とし、雇用を中断することなく継続してください。</p> <p>(4) 新規雇用失業者の募集はハローワークでの募集を原則としますが、ハローワークへの求人が出ていれば、ハローワーク以外での募集・採用を行うことも可能です。</p> <p>-2-省略</p> <p>3. 直接実施事業(失業者を市の臨時的任用職員として採用して実施する事業について)の留意点</p> <p>募集から採用まで(平成24年4月以降の採用予定者について)</p>
--

Step1 人事課への連絡

一般の臨職と同じく人事課での任用手続が必要となるので、「緊急雇用創出事業」であることを告げたいので、事前に人事課組織管理係と調整をしてください。

(地域産業支援課に対しては Step4 で報告してください)。

なお、任用期間は6カ月以内、更新は1回のみです。緊急雇用創出事業では要件が緩和され、複数回の更新が可能となっておりますが、地方公務員法等が優先されるため、本市の臨時職員としては、最大でも1年の任用となります。

Step2 ハローワークの求人票の作成(必須)

緊急雇用創出事業(震災対応等臨時職員)として任用する場合、ハローワークでの求人を行う必要がありますので、専用のOCR用紙に記入してください。

※「求人条件にかかる特記事項」には、『緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)』、『被災求職者及び平成23年3月11日以降の離職者対象求人』、『仙台市在住もしくは仙台市内の事業所に勤務していた方優先』を記載してください。

※被災求職者の定義は、災害救助法適用地域(宮城県全域)に居住していた方及び所在する事業所に勤務していた方(失業者)です。

Step3 求人票をハローワークへ提出

ハローワークに提出する際、必ず「緊急雇用創出事業」であることを教えてください。

※ハローワークへの求人が出ていれば、知り合いへの声かけなどハローワーク以外での募集・採用も可能です。

Step4 募集内容等の報告

Step2 で作成した求人票の写しをハローワークへの提出と併せて地域産業支援課へも提出してください。市民の方から臨時職員応募への問い合わせがあった場合、募集を行っている担当課を紹介することがありますので、ハローワークからの紹介と同様、ご対応をお願いします。

Step5 面接

ハローワークから紹介された求職者から各課へ連絡が行きますので、面接の上採用者を決定してください。面接は随時でも一括でもかまいません。

Step6 採用

・本人が失業者であることを雇用保険受給者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるもの(例えば離職票など)で確認し、写しをとっておいてください。

なお、今回の要件緩和により、事業所が災害を受けたために休業状態で賃金を受け取ることができない状態となっている方及び災害に伴い廃業または休業している自営業者・農林漁業者等についても失業者として取り扱ってかまいません(ただし、臨時職員は原則として兼業を認められないため、該当する方がいる場合は、事前に人事課へ相談ください。)

確認は、面接等での聞き取りで行い記録しておいてください。

・採用が決まった場合、人事課で任用手続を行う必要がありますので、各課から人事課へ内申書・履歴書を提出してください。

・緊急雇用創出事業は宮城県の補助事業であるため、採用者の氏名、住所、年齢等個人情報について県や国に報告する必要があることについて採用者から承諾を得てください。

・求職者が持参するハローワークからの「紹介状・選考結果通知」については各担当課で保管いただき、「選考結果通知」につきましては必要事項を記入し、直接ハローワークへFAX・電話等で連絡してください。

－4－省略

5. 関係書類等の整備について

緊急雇用創出事業は、国の会計検査の対象となりますので、各課及び委託先の関係書類(契約・採用・支出に係る者や出勤簿等)はすべて5年間保存しておいてください。

なお、関係書類は国や県に提出する場合もあるので、委託先に周知をお願いいたします。

【1】省略

【2】直接実施事業

(1) 担当課で整備・保存しておく書類

ハローワークへの求人票などの採用に係るものや出勤簿等の関係書類

任用通知書、労働条件通知書(雇用通知書)の写しは年度末の実績報告時に提出していただきます。

－6－省略

震災等緊急雇用対応事業に関するQA(平成23年度第3次補正予算)より抜粋

(対象事業)

7 平成23年度までは緊急雇用事業、重点分野創出事業又は地域人材育成事業として実施している事業について、事業の一部を見直し、平成24年度以降震災等緊急雇用対応事業として実施することができるか。

⇒実施を可能とする。この場合、通算した雇用期間が1年以内(被災求職者を除く。)の範囲で、平成23年度事業において雇用している者を平成24年度事業において引き続き雇い入れることも可能とする。また、平成24年度事業において、当該者を新規に雇用する失業者として取り扱うことも可能とする。

(対象となる失業者)

14 震災等緊急雇用対応事業の対象となる失業者の範囲如何。

⇒青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者並びに平成23年3月11日以降に離職した失業者とする。ただし、被災求職者を優先的に雇用すること。

(2)実施した監査手続

①採用関係書類の検証

②整備・保存すべき書類の検証

(3)実施した監査手続の結果

ハローワークの求人票の記載事項について(指摘)

平成24年度はこの事業により延べ87名が採用され、任意に抽出した10名分にかかる求人票6件を閲覧し、「留意点」3. 直接実施事業(失業者を市の臨時的任用職員として採用して実施する事業)の留意点 Step2 ハローワークの求人票の作成(必須)要件の記載の有無を検証したところ、その結果は以下のとおりであった。下表の○印は記載あり、×印は記載なしを意味する。なお、同一の求人票により複数名の採用が決定しているため、人数と求人票の件数は一致しない。

	サンプル					
	A	B	C	D	E	F
『緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)』の記載の有無	×	○	○	×	○	×
『被災求職者および平成23年3月11日以降の離職者対象求人』の記載の有無	×	○	×	×	×	×
『仙台市在住もしくは仙台市内の事業所に勤務していた方優先』の記載の有無	×	○	×	×	○	×

上記のサンプルの概要は以下のとおりである。

サンプル	箇所	受付年月日	紹介期限日
A	仙台市健康福祉局	平成24年2月16日	平成24年4月30日
B	青葉区役所	平成24年8月29日	平成24年10月31日
C	宮城野区役所	平成24年8月17日	平成24年10月31日
D	若林区役所	平成24年2月6日	平成24年4月30日
E	太白区役所	平成24年8月20日	平成24年10月31日
F	泉区役所	平成24年2月22日	記載なし

上記のとおり、3つの事項がもれなく記載されているのはサンプル6件中1件にとどまり、3つとも記載されていないのは6件中3件にのぼった。担当者に記載もれが生じている理由を質問したところ、この事業による募集と他の事業・予算による募集を兼ねた求人票の作成を行ったため、この事業にのみ限定される要件を記載することは東日本大震災等の影響による失業者だけを対象としている訳ではない他の事業・予算による募集に対する応募者を排除することにもつながりかねないという点を配慮し当該記載を行わなかったと推測される旨の回答を得た。

この事業は震災等緊急雇用対策事業として実施され、「留意点」に添付された「震災等緊急雇用対応事業に関するQA(平成23年度第3次補正予算)より抜粋」14「震災等緊急雇用対応事業の対象となる失業者の範囲如何に示されているとおり対象者が限定されるものである。この事業の求職者はハローワークからの紹介を受けた後、担当課との面談の約束を取り付け、面談時にハローワークからの紹介状とともに提出される履歴書によってこの事業の対象となる失業者か否かを判定するとのことであり、追加で20件のサンプルを抽出し履歴書を閲覧したところ、この事業の対象とはならない失業者が採用されたケースは検出されなかった。また、募集を行った担当課によると、この事業の対象とはならない失業者が応募するケースや採用されたケースはなかったということである。

しかしながら、「留意点」に掲げられた記載事項が記載されていない、または不十分な場合、この事業の対象者ではない求職者が応募し、当該求職者に対し担当課による面接が行われる可能性も否定できず、求職者に無用な混乱を生じさせ、各課担当者に無用な労力を費やさせることにもつながりかねない。

この事業により採用を行う場合には求人票に必要な事項を記載して求職者に対し募集の条件を明示するとともに、他の予算・事業による募集も併せて行う場合にはそれぞれにつき求人票の作成を行うべきである。

15. 緊急雇用創出事業－震災対応就職支援事業について

(1)概要

①委託業務の事業概要および委託先の選定

この事業は、東日本大震災により離職を余儀なくされた者、高校新卒未就職者および若年求職者に対し、就業に必要な知識・技能の習得を行う研修を実施するとともに、地元中小企業等で紹介予定派遣による就業体験を実施し、派遣終了後の直接(正規)雇用を支援すること、および、地元中小企業等のニーズに応じた人材育成を推進し、地元中小企業の震災復興および人材確保を支援することを目的として平成 23 年度から平成 24 年度にかけて年度を跨いで実施されたものである。

当該事業は具体的には以下の 3 つのコースからなる。

- ・震災により離職を余儀なくされたもの等を対象とする震災対応就職サポートコース(以下、「震災対応」という。)
- ・平成 24 年 3 月卒業(見込み)の高校新卒者を対象とする高校新卒者就職チャレンジコース(以下、「高校新卒者」という。)
- ・失業中であり就職を希望する学校卒業後おおむね 5 年以内の者を対象とする若年者就職サポートコース(以下、「若年者」という。)

この事業を実施するにあたり、市は、当目的を達成するには価格以外の要素を特に重視する必要があることを勘案し、公募型のプロポーザル方式を採用した。5 社からの応募があり、選考の結果、M 社および H 社の 2 社が採用され、両社と契約を締結した。

②委託業務の実施事項

仙台市は委託先各社と「震災対応就職支援事業業務委託に係る契約」(以下、「契約」という。)を締結するとともに、委託事業の実施にあたり必要な事項を定める「緊急雇用創出事業(震災対応事業) 震災対応就職支援事業委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)を策定した。また、仙台市は、国の緊急雇用創出事業の実施にあたっての実務上の指針である「平成 24 年度 国の緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)の実施にあたっての留意点」(以下、「留意点」という)を定めている。「契約」、「仕様書」および「留意点」の内容は以下のとおりである。

「契約」

なお、発注者は仙台市であり、受注者は M 社および H 社である。

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書の内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下、「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下、「履行期間」という。)内に完了し、又は仕様書に定める契約の目的物(以下、「成果物」という。)を完成させ、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

－第 1 条 以下省略－

(業務履行計画表等の提出)

第2条の2 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

－第2条の2 以下省略－

(検査)

第19条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届及び別添の仕様書で定める書類を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に業務完了の検査又は成果物の検査をしなければならない。

－以下省略－

「仕様書」

1 総則

この仕様書は、緊急雇用創出事業実施要領(平成23年7月25日付職発0725第2号厚生労働省職業安定局長通知。以下、「要領」という。)に基づき、仙台市(以下、「甲」という。)が〇〇社(以下、「乙」という。)に委託する「震災対応就職支援事業(以下、「業務」という。)を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

2 目的

(1) 東日本大震災により離職を余儀なくされた方、高校新卒未就職及び若年求職者(以下、「対象者」という。)に対し、就業により必要な知識・技能の習得を行う研修を実施するとともに、地元中小企業等で紹介予定派遣による就業体験を実施し、派遣終了後の直接(正規)雇用を支援する。

(2) 地元中小企業等のニーズに応じた人材育成を推進し、地元中小企業の震災復興及び人材確保を支援する。

3 新規雇用者

(1) 震災対応就職サポートコース(募集開始:平成23年10月)

震災により離職を余儀なくされた者等 20名程度

(2) 高校新卒者就職チャレンジコース(募集開始:平成24年3月)

平成24年3月卒業(見込み)の高校新卒者 25名程度(申込状況により変更あり)

(3) 若年者就職サポートコース(募集開始:平成24年5月)

失業中であり就職を希望する学校(※)卒業後おおむね5年以内の者 40名程度

※学校:大学、大学院、短大、高専、各種専門学校、高校など

※(2)(3)について、(2)を優先的に実施。定員枠として65名。

－以下省略－

4 受入れ事業所

本事業を活用して意欲的な事業展開を図る中小企業や震災復興に向け取り組む中小企業等(法人)

- ・派遣期間終了後、直接雇用する意思のある企業であること
- ・対象者全員を受け入れることができる求人数を確保すること。
- ・対象者の希望に沿う業種、職種をできる限り確保すること。
- ・1社あたり最大3名まで派遣可能とする。

－以下省略－

7 委託業務内容

「①震災対応就職サポートコース」「②高校新卒者就職チャレンジコース」「③若年者就職サポートコース」の3コースを設定すること。

－(1)～(8)省略－

(9)派遣終了後の直接(正規)雇用への働きかけ・再就職支援

受入企業に対して、直接(正規)雇用への働きかけを行うこと。

また、直接雇用に至らなかった対象者に対して再就職の支援を行うこと。

なお、直接雇用が成立した場合の受入企業からの成功報酬は求めないこと。

－8～11 省略－

12 実績報告の提出

(1)月次報告の提出

乙は事業の進捗状況を、甲の指定する様式により月次の研修等実績報告として翌月の5日までに甲に提出すること

(2)年度報告の提出

乙は年度毎の実績報告を、甲の指定する様式により年度実績報告として当該年度事業終了後速やかに甲に提出すること

(3)事業実績報告

乙は事業完了後、甲の指定する様式により事業実績報告を事業完了後速やかに甲に提出すること

－以下省略－

「留意点」

－1～4 省略－

5. 関係書類等の整備について

緊急雇用創出事業は、国の会計検査の対象となりますので、各課及び委託先の関係書類(契約・採用・支出に係る者や出勤簿等)はすべて5年間保存しておいてください。

なお、関係書類は国や県に提出する場合もあるので、委託先に周知をお願いいたします。

【1】委託事業

(1)委託先で整備・保存しておく書類

①人件費の支出状況を明らかにする書類:

総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿

②新規雇用の状況を明らかにする書類及び帳簿等:

労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿、履歴書、労働条件通知書(雇用契約書)、公募したことのある書類(ハローワークからの紹介状等)、失業者であることの確認書類(雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、離職票等)

③契約締結関係書類:一式

④その他、緊急雇用創出事業に係る関係書類

(2)担当課で整備・保存しておく書類

①(別紙)緊急雇用創出事業雇用・就業等の創出報告書(委託先→担当課用)

②ハローワークへの求人票の写し、労働者名簿や賃金台帳等、新たに雇用等された者の人数、住所、氏名、年

齢、雇用期間等が確認できる書類の写し

※「雇用契約書」又は労働基準法(昭和20年法律第49条)第16条に規定される「労働条件通知書(雇入れ通知書)、賃金台帳については必ず写しをもらってください。

③契約締結関係書類:一式

ー以下省略ー

上記の「契約」および「仕様書」が仙台市とM社およびH社との間でそれぞれ締結された。

上記のとおり、新規採用者数は当初、「震災対応」については各社20名程度ずつ、「高校新卒者」については各社25名程度ずつ、「若年者」については各社40名程度ずつを見込んでいたが、平成24年度3月卒業の高校生の就職内定率が前年度と比較し高めに推移していること、およびH社ではそれ以前に高校の新卒者を対象とした同様の事業を行ったことがなかったことを勘案し、H社については仕様書の内容を変更し、「高校新卒者」は実施せず、代わりに「若年者」の定員枠を増加したうえで、Ⅱ期に分け、各期30名程度、合計60名程度とした。

③各年度の予算と決算額について

この事業は平成22年度から開始されたものである。各年度の予算と決算額は以下のとおりである。なお、平成22年度は「中小企業・高校新卒者チャレンジサポート事業」という名称で実施されている。

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度			平成24年度		
		合計	内訳		合計	内訳	
			M社	H社		M社	H社
予算	243,439	80,235	38,122	42,113	255,701	129,859	125,841
決算	73,286	70,651	32,517	38,133	245,233	129,690	115,542

④この事業参加者の人員調べ

以下は、M社、H社および2社合計の人員数である。なお、各社の人数は各社からの報告に基づくものであり、パーセンテージはそれに基づき計算を行った。

(単位:人数)

会社名 コース	M社			
	震災対応	若年者	高校新卒者	小計
応募者	57	78	20	155
参加者	23	60	20	103
研修のみ参加	0	15	6	21
派遣終了者	23	45	14	82
直接雇用者	18	40	12	70
内正社員	14	25	8	47
再就職支援を実施したが未就職	1	3	1	5

再就職支援を受けずに辞退	4	2	1	7
参加者に占める直接雇用割合	78.3%	66.7%	60.0%	68.0%
参加者に占める正社員としての直接雇用割合	60.9%	41.7%	40.0%	45.6%
派遣終了者に占める直接雇用割合	78.3%	88.9%	85.7%	85.4%
派遣終了者に占める正社員としての直接雇用割合	60.9%	55.6%	57.1%	57.3%
参加者に占める研修のみ参加者(未派遣者)割合	0.0%	25.0%	30.0%	20.4%
参加者に占める再就職支援辞退者割合	17.4%	3.3%	5.0%	6.8%
参加者に占める未派遣者・再就職支援辞退者割合	17.4%	28.3%	35.0%	27.2%

会社名 コース	H社			
	震災対応	若年者Ⅰ期	若年者Ⅱ期	小計
応募者	121	68	59	248
参加者	20	30	33	83
研修のみ参加	0	2	1	3
派遣終了者	20	28	32	80
直接雇用者	19	25	24	68
内正社員	14	17	18	49
再就職支援を実施したが未就職	1	0	2	3
再就職支援を受けずに辞退	0	3	6	9
参加者に占める直接雇用割合	95.0%	83.3%	72.7%	81.9%
参加者に占める正社員としての直接雇用割合	70.0%	56.7%	54.5%	59.0%
派遣終了者に占める直接雇用割合	95.0%	89.3%	75.0%	85.0%
派遣終了者に占める正社員としての直接雇用割合	70.0%	60.7%	56.3%	61.3%
参加者に占める研修のみ参加者(未派遣者)割合	0.0%	6.7%	3.0%	3.6%
参加者に占める再就職支援辞退者割合	0.0%	10.0%	18.2%	10.8%
参加者に占める未派遣者・再就職支援辞退者割合	0.0%	16.7%	21.2%	14.5%

コース	2社合計
応募者	403
参加者	186
研修のみ参加	24
派遣終了者	162
直接雇用者	138
内正社員	96
再就職支援を実施したが未就職	8
再就職支援を受けずに辞退	16
参加者に占める直接雇用割合	74.2%
参加者に占める正社員としての直接雇用割合	51.6%

派遣終了者に占める直接雇用割合	85.2%
派遣終了者に占める正社員としての直接雇用割合	59.3%
参加者に占める研修のみ参加者(未派遣者)割合	12.9%
参加者に占める再就職支援辞退者割合	8.6%
参加者に占める未派遣者・再就職支援辞退者割合	21.5%

(2)実施した監査手続

- ①実績報告書の検証
- ②委託業務完了検査書の検証
- ③整備・保存すべき書類の検証
- ④事業の効果の検証

(3)実施した監査手続の結果

未派遣者および再就職支援を受けずに辞退した者の抑制に向けた対応策について(意見)

本事業における業務の主な流れは以下のとおりである。

委託先である各社における参加者の募集 ⇒ 参加希望者の応募 ⇒ 面接等により委託先での採用(高校新卒者の場合は若年者に優先して受入れ) ⇒ 委託先での1ヵ月程度の研修 ⇒ 委託先から地元中小企業など受入事業所への派遣による就業体験 ⇒ 6ヵ月程度の就業体験終了後、派遣先での直接雇用、または委託先の再就職支援による派遣先以外での直接雇用

すなわち、本事業は、研修および派遣による就業体験を通じ、派遣終了後の直接雇用に結び付けることを目的として実施されるものである。

委託先2社の全コースあわせると、この事業における参加者は186名、派遣終了者は162名であり、そのうち、派遣先での直接雇用および再就職支援による派遣先以外での直接雇用をあわせ、直接雇用者は138名であった。参加者および派遣終了者に占める直接雇用者の割合はそれぞれ74.2%、85.2%に上り、政令市が実施した同種事業(仙台市を除く)における直接雇用の割合73.2%をそれぞれ1.0ポイントおよび12.0ポイント上回っていることから、本事業は一定の効果があったと仙台市は判断している。

その一方で、研修のみの参加者、すなわち事業所への未派遣者は2社の全コースあわせ24名であり、また、派遣終了後に再就職支援を受けずに辞退した者が2社の全コースあわせ16名であった。参加者に占める未派遣者、および未派遣者と再就職支援を受けない辞退者合計の割合はそれぞれ12.9%、21.5%である。特に、M社においては「若年者」の参加者60名に対し未派遣者が15名、再就職支援を受けずに辞退した者が2名、「高校新卒者」の参加者20名に対し未派遣者が6名、再就職支援を受けずに辞退した者が1名であり、参加者に占める未派遣者の割合は「若年者」が25%、「高校新卒者」が30%、参加者に占める未派遣者と再就職支援を受けない辞退者合計の割合は「若年者」が28.3%、「高校新卒者」が35.0%であった。

M社からの報告書を閲覧したところ、「若年者」の未派遣者15名中6名、「高校新卒者」の未派遣者6名中2名が本事業によらず自らで就職先を探しており、また、未派遣者のうち就職

決定者以外の中には進学者もいた。

それ以外にも、2社の全コースに係る報告書を閲覧したところ、再就職支援を受けずに辞退した者の中には教員を目指す夢を諦めきれずに辞退した者がいたり、また、未派遣者の中には音信不通となる者が複数名いたり、動機や意欲などの観点から本事業の趣旨に適さない者が委託先2社、特にM社に少なからず採用されている事実が見て取れる。「仕様書」7 委託業務内容(1)対象者の募集・選考・ヒアリング・派遣登録にはいずれのコースについても「本事業を活用する意思を確認したうえで派遣登録を行う」と定められているが、確認が必ずしも十分ではなかったものと推測される。

本事業を通じ2社に採用された参加者には「震災対応」「若年者」の場合には日当7,000円、「高校新卒者」の場合には日当6,000円が支給される他、2社がこの事業を実施するにあたっては研修費や運営費などの諸経費がかかっており、仙台市は未派遣者・辞退者にかかる人件費や諸経費を支払っている。参加者全員を派遣先での直接雇用や再就職支援による派遣先以外での直接雇用に結び付けることは現実的に困難かもしれないが、本事業の目的は派遣による就業体験を通じその後の直接雇用につなげることにあり、その趣旨の理解に乏しい参加者に予算を投入してまで就職支援を行う必要性はない。

未派遣者・辞退者数をより低く抑えるためには、業務委託の仕様書に「応募者には本事業の趣旨を説明し、本事業を活用する意思を確認する」旨をさらに強調する定めを設けるなどして、委託先に細心の注意を払って採用活動に取り組ませることが必要と考える。

また、現状では、未派遣者・辞退者の有無やその多少に関わらず、仙台市は委託先に対し、委託先が本事業に要した費用の確定額を業務委託料として支払っているが、未派遣者・辞退者数および仙台市の負担を抑制するため、想定以上の未派遣者・辞退者が生じた場合その者にかかる費用の一部を委託先に負担を求めるなど、実効性のある対応策を講ずることも必要と考える。

16. 緊急雇用創出事業－産業人材育成事業について

(1)概要

①事業の目的および事業の概要

「職業能力・経験」「職業意識」「賃金」など企業が求人求める条件と、求職者が希望する条件が合致しないことにより生ずる雇用のミスマッチ・受給ギャップを解消するため、企業の求める専門・技術職等を育てることを目的として実施された事業である。

この事業目的に沿った専門特化型コースを設定し、専門研修機関等による職場を離れての研修・訓練であるOFF-JT と関連企業や雇用先による職場内研修・訓練であるOJTを組み合わせ、訓練生個々の特性にあった技能取得・資格取得を行い、訓練後の直接雇用や再就職支援による雇用につなげるというのがこの事業の概要である。

この事業には平成23年度から平成24年度にかけて年度をまたいで実施されたもの(以下、「23年度開始」という。)と、平成24年度単年度で実施されたもの(以下、「24年度開始」という。)がある。

この事業では、OJTの実施方法により以下の3つの形態が設定された。

- ・個別企業が直接訓練生を雇用し、OFF-JTを行うとともに、自社の業務をOJTとして実施(以下、「直接雇用型」という。)
- ・業界団体が会員企業等で訓練生を雇用し、業界団体がOFF-JTを行い、会員企業等がOJTを実施(以下、「業界団体型」という。)
- ・人材派遣会社等が訓練生を雇用しOFF-JTを行い、関連企業等へ訓練生を派遣し、派遣先でOJTを実施(以下、「派遣型」という。)

この事業を実施するにあたり、市は、当目的を達成するには価格以外の要素を特に重視する必要があることを勘案し、公募型のプロポーザル方式を採用した。この事業の受託者の応募・採択コースの件数は以下のとおりである。

	平成23年度開始		平成24年度開始	
	応募件数	採択件数	応募件数	採択件数
直接雇用型	11	5	13	3
業界団体型	1	1	0	0
派遣型	22	8	13	4

②各コースの概要

平成23年度開始14件および平成24年度開始7件、合計21件採択された各コースの概要は以下のとおりである。

ア、平成23年度開始

a. 平成23年度開始その①

コース名	IT オンサイト 業務	介護員養成	ファイナンシャル アドバイザー 養成	農商工連携・ 6次化産業創出 アドバイザー養成	キャリアコンサル タント養成

受注者名	(株)佐々通オンラインサイト	(有)福祉サポート仙台東	(株)トラストライフ	(株)ファミリア	(株)総合キャリアオプジョン
形態	直接雇用型	直接雇用型	直接雇用型	直接雇用型	直接雇用型
契約金額	7,098 千円	11,563 千円	11,022 千円	18,312 千円	7,723 千円
確定額	7,098 千円	11,563 千円	11,022 千円	17,078 千円	6,335 千円
本事業を実施した場合の資格・技能習得の内容	ドットコムマスター(シングルスター)等	介護員基礎研修	生命保険募集人一般課程試験等	農商工連携・6次産業創出アドバイザー修了証	キャリアコンサルタント
採用人数	3	4	3	7	3
事業終了後の直接雇用者・再就職支援による就職者数	2	3	2	4	1
本事業による資格取得者数	3	4	3	4	1
資格取得で未就職者	1	1	1	1	0
資格未取得で未就職者	0	0	0	2	2
採用人数に占める就職者の割合	66.7%	75.0%	66.7%	57.1%	33.3%
採用人数に占める資格取得者の割合	100%	100%	100%	57.1%	33.3%
採用人数に占める資格取得・未就職者の割合	33.3%	25.0%	33.3%	14.3%	-
採用人数に占める資格未取得・未就職者の割合	-	-	-	28.6%	66.7%

b. 平成 23 年度開始その②

コース名	ネットショップ運営技術者養成	介護職員人材育成	TPS 検定	ネットショップ運営人材養成	スマートフォンアプリ開発人材養成
受注者名	一般社団法人日本WEBデザイナーズ協会	トランス・コスモス(株)	テンプスタッフ・カメイ(株)	(株)パソナ	(株)パソナ
形態	業界団体型	派遣型	派遣型	派遣型	派遣型
契約金額	36,746 千円	36,732 千円	36,749 千円	36,748 千円	36,759 千円
確定額	36,468 千円	35,878 千円	36,749 千円	35,887 千円	36,686 千円

本事業を実施した場合の資格・技能習得の内容	WEB 解析士、WEB デザイナーズ、ネットショップ実務士	ホームヘルパー2 級、介護職員基礎研修	TPS4 級、TPS3 級研修修了	ネットショップ実務士	Android 技術者認定試験
採用人数	22	20	8	20	20
事業終了後の直接雇用者・再就職支援による就職者数	10	7	5	6	9
本事業による資格取得者数	20	20	7	20	10
資格取得で未就職者	10	13	2	14	3
資格未取得で未就職者	2	0	1	0	8
採用人数に占める就職者の割合	45. 5%	35. 0%	62. 5%	30. 0%	45. 0%
採用人数に占める資格取得者の割合	90. 9%	100%	87. 5%	100%	50. 0%
採用人数に占める資格取得・未就職者の割合	45. 5%	65. 0%	25. 0%	70. 0%	15. 0%
採用人数に占める資格未取得・未就職者の割合	9. 1%	-	12. 5%	-	40. 0%

c. 平成 23 年度開始その③

コース名	3D-CAD オペレーション solidworks	3D-CAD オペレーション CATIA Ver. 5	生産管理技術者養成	宅地建物取引主任者養成
受注者名	(株)アバンセコーポレーション	(株)アバンセコーポレーション	ヒューレックス(株)	ヒューレックス(株)
形態	派遣型	派遣型	派遣型	派遣型
契約金額	36,599 千円	36,746 千円	36,745 千円	36,714 千円
確定額	33,184 千円	34. 583 千円	35,181 千円	36,477 千円
本事業を実施した場合の資格・技能習得の内容	Solid CSWA	CATIA 認定技術者資格	VEリーダー	宅地建物取引主任者
採用人数	21	20	14	14
事業終了後の直接雇用者・再就職支援による就職者数	11	7	9	13

本事業による資格取得者数	12	6	12	5
資格取得で未就職者	3	3	4	0
資格未取得で未就職者	7	10	1	1
採用人数に占める就職者の割合	52.4%	35.0%	64.3%	92.9%
採用人数に占める資格取得者の割合	57.1%	30.0%	85.7%	35.7%
採用人数に占める資格取得・未就職者の割合	14.3%	15.0%	28.6%	-
採用人数に占める資格未取得・未就職者の割合	33.3%	50.0%	7.1%	7.1%

イ、平成 24 年度開始

a. 平成 24 年度開始その①

コース名	販路マッチング コーディネーター育成	就労支援員養成	食文化提案型 農業人材育成	大規模野菜工場の運営リーダー養成	太陽光分野営業スペシャリスト養成
受注者名	(有)マイティー 千葉重	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台	農業組合法人 恵比寿ファーム	マンパワーグループ(株)	ヒューマンリゾシア(株)
形態	直接雇用型	直接雇用型	直接雇用型	派遣型	派遣型
契約金額	3,452 千円	4,900 千円	5,496 千円	18,359 千円	18,376 千円
確定額	3,452 千円	4,900 千円	5,300 千円	18,126 千円	18,370 千円
本事業を実施した場合の資格・技能習得の内容	食品表示診断士(初級)等	キャリアカウンセラー、職業紹介責任者、伴走型生活支援士 2 級	美味安全野菜栽培士、QC 検定 3 級	6 次産業化プランナー資格	太陽光設計士、第 2 種電気工事士
採用人数	2	2	3	16	10
事業終了後の直接雇用者・再就職支援による就職者数	0	2	2	8	9
本事業による資格取得者数	2	2	1	0	10
資格取得で未就職者	2	0	1	0	1
資格未取得で未就職者	0	0	0	8	0
採用人数に占める就職者の割合	-	100%	66.7%	50.0%	90.0%
採用人数に占める	100%	100%	33.3%	-	100%

資格取得者の割合					
採用人数に占める 資格取得・未就職 者の割合	100%	-	33.3%	-	10.0%
採用人数に占める 資格未取得・未就 職者の割合	-	-	-	50.0%	-

b. 平成 24 年度開始その②

コース名	地域商店街等の活性化に向けた人材育成	ものづくり人材育成
受注者名	テンプスタッフ・カメイ(株)	トランス・コスモス(株)
形態	派遣型	派遣型
契約金額	18,379 千円	18,377 千円
確定額	15,775 千円	18,377 千円
本事業を実施した場合の資格・技能習得の内容	営業力強化検定	Certified SolidWorks Professional(CSWP)認定資格
採用人数	12	10
事業終了後の直接雇用者・再就職支援による就職者数	9	5
本事業による資格取得者数	7	10
資格取得で未就職者	3	5
資格未取得で未就職者	0	0
採用人数に占める就職者の割合	75.0%	50.0%
採用人数に占める資格取得者の割合	58.3%	100%
採用人数に占める資格取得・未就職者の割合	25.0%	50.0%
採用人数に占める資格未取得・未就職者の割合	-	-

③各年度の予算と決算額について

この事業は平成 23 年度から開始されたものである。各年度の予算と決算額は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 23 年度		平成 24 年度	
	予算	決算	予算	決算
23 年度開始	200,500	183,245	290,385	190,949
24 年度開始	-	-		84,303

③委託業務の実施事項

仙台市は委託先各社と産業人材育成事業業務委託に係る契約を締結するとともに、委託事業の実施にあたり必要な事項を定める仕様書として「平成 23 年度開始」については「緊急雇用創出(震災対応事業)業務委託仕様書」および「産業人材育成事業業務仕様書」、「平成 24 年度開始」については「産業人材育成事業(震災等緊急雇用対応事業)業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)を策定した。「仕様書」の内容は以下のとおりである。

<緊急雇用創出(震災対応事業)業務委託仕様書>

1 目的

本業務は緊急雇用創出事業実施要領(平成 23 年 7 月 25 日付職発 0725 第 2 号厚生労働省職業安定局長通知。以下、「要領」という。)に基づく業務(以下、「委託業務」という。)であり、この仕様書は、発注者(以下、「甲」という。)が受注者(以下、「乙」という。)に委託する業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 雇用・就業機会の創出計画

本業務は、要領に基づく「次の事業までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業」であり、雇用・就業機会の創出計画は次のとおりとする。

なお、乙は、雇用・就業機会の創出計画を達成し、できるだけ多くの新たな雇用・就業の機会が生ずるよう努めなければならない。

(1)業務委託名

産業人材育成事業(〇〇)業務委託

(2)履行期間

平成 23 年〇月〇日から平成 24 年〇月〇日まで

(3)業務委託料及び予定される人件費

業務委託料 金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

うち失業者に向けられる人件費 上記業務委託料の 2 分の 1 以上であること

(4)事業に従事する予定の全労働者数及び新規雇用する予定の失業者数

全失業者数 〇人

うち新規雇用する失業者数 〇人

(5)新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間

平成 23 年〇月から平成 24 年〇月までの〇か月間

なお、雇用・就業期間は 1 年以内とする。

また、新規雇用する労働者は東日本大震災により被災した失業者(※)とする。

(6)～(10)省略

3 業務上の注意事項

(1)～(2)省略

(3)創出報告書の提出

乙は事業が終了した場合は、本仕様書 2 の(1)から(5)までの内容を含む別紙「緊急雇用創出事業雇用・就業等創出報告書」を作成し、甲に報告するものとする。

(4)～(5)省略

4 省略

5 その他

(1)業務の実施にあたり、「産業人材育成事業業務仕様書」に基づき施行すること。

※被災した失業者の該当要件

以下①～④のいずれかに該当する方で、かつ、採用時に仙台市在住または通勤可能な近隣市町村に在住している方が該当する。

①青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者(未就職新卒者を含む)

②事業所が東日本大震災により被害を受けたため、やむを得ず事業を休止又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受け取ることができない状態にある求職者

③東日本大震災による被害に伴い雇用されている事業所の通勤圏外に避難している求職者(事業所との雇用関係は維持しているものの通勤不能な状態にある者)が、避難に伴い当該事業所への就労の義務が免除されており、賃金を受け取っていない状態にあるとき)

④東日本大震災による被害に伴い廃業又は休業を余儀なくされた自営業者、農林漁業者(事業所が被害を受けたため、やむを得ず事業を休止又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ収入がない状態にあるとき)

<「産業人材育成事業」業務仕様書>

1～5 省略

6 実績報告の提出

(1)月次報告の提出

受注者は事業の進捗状況を、発注者の指定する様式により月次の研修等実績報告として翌月の5日までに発注者に提出すること。

(2)年度報告の提出

受注者は事業毎の事業実績を、発注者の指定する様式により年度実績報告として当該年度事業終了後速やかに発注者に提出すること。

(3)受注者は事業完了後、発注者の指定する様式により事業実施報告を事業完了後速やかに発注者に提出すること。

7 省略

<産業人材育成事業(震災等緊急雇用対応事業)業務委託仕様書>

1 目的

本業務は緊急雇用創出事業実施要領(平成24年3月21日付職発0725第2号厚生労働省職業安定局長通知。以下、「要領」という。)に基づく業務(以下、「委託業務」という。)であり、この仕様書は、仙台市(以下、「発注者」という。)が〇〇(以下、「受注者」という。)に委託する業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 雇用・就業機会の創出計画

本業務は、要領に基づく「次の事業までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業」であり、雇用・就業機会の創出計画は次のとおりとする。

なお、乙は、雇用・就業機会の創出計画を達成し、できるだけ多くの新たな雇用・就業の機会が生ずるよう努めなければならない。

(1) 履行期間

平成 24 年〇月〇日から平成 24 年〇月〇日まで

(2) 業務委託料及び新規雇用する失業者に向けられる人件費

業務委託料 金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

うち新規雇用する失業者に向けられる人件費は、予算上はもとより実績においても上記業務委託料の 2 分の 1 以上であることを必須の要件とする。

(3) 事業に従事する予定の全労働者数及び新規雇用する予定の失業者数

全失業者数 〇人

うち新規雇用する失業者(※)数 〇人

(※) 東日本大震災等の影響による失業者(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者(以下、「被災求職者」という。))若しくは平成 23 年 3 月 11 日以降に離職した失業者。なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

(4) 新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間

平成 24 年〇月から平成 24 年〇月までの〇か月間

(5)～(9) 省略

3 省略

4 業務上の注意事項

(1)～(3) 省略

(4) 創出報告書の提出

受注者は事業が終了した場合は、本仕様書 2 の(1)から(4)までの内容を含む別紙「緊急雇用創出事業雇用・就業等創出報告書」を作成し、発注者に報告するものとする。

なお、新規雇用する労働者の氏名、住所、年齢等個人情報について、発注者に提出する旨事前に新規雇用する労働者から承諾を得ること。

(5)～(7) 省略

5 その他

(1)～(2) 省略

(3) 実績報告書の提出

事業の進捗状況および懸案事項を月次報告書により翌月の 10 日までに提出すること。なお、緊急を要する懸念事項については適宜報告するものとする。

(2)実施した監査手続

- ①創出報告書、実績報告書の検証
- ②委託業務完了検査書の検証
- ③この事業の効果の検証

(3)実施した監査手続の結果

①仙台市による事業の効果の検証の実施について(意見)

この事業は、「直接雇用型」「業界団体型」「派遣型」のいずれの形態であれ、訓練生にOFF-JTとOJTを通じて専門的な資格・技能を取得・習得させ、その後の直接雇用や再就職支援による就職につなげることを目的として実施されたものである。例えば、「宅地建物取引主任者養成コース」や「太陽光分野営業スペシャリスト養成コース」のように、訓練生に占めるその後の直接雇用者・再就職支援による就職者の割合が90%以上にのぼり、一定の効果があったと推測されるコースがある一方で、「介護職員人材育成コース」や「ネットショップ運営人材育成コース」のように、訓練生全員が資格を取得しながらもその後の就職には必ずしも結びついていないコースもあり、この事業の目的を達成できずその効果が疑問視されるコースに対しても予算が投じられている現状がうかがえる。

この事業は採択されたコースが全部で21と数多くのコースが設定されている上、その内容もバラエティに富んだものとなっており、また、ある程度まとまった人数を採用する「派遣型」から、採用人数が2～3名程度にとどまる「直接雇用型」までと採用人数にもかなり幅が見られることから、事業全体での評価はもちろんのこと、個々のコースにつきその効果を検証することが必要と考える。

例えば、上記の「介護職員人材育成コース」では、採用者20名全員が介護ヘルパー2級資格を取得し、自己都合で途中退職した1名を除く19名が介護職員基礎研修資格を取得しているが、その後の就職に結びついたのは7名であり、訓練生に占める就職者の割合は35%にとどまっている。市では、この要因は主に介護ヘルパー職を目指して参加したものの、介護現場でのOJT実習中に仕事を続けていく自信を無くしたことによるものであると検証している。

同様に「ネットショップ運営人材育成コース」も、採用者20名全員がネットショップ実務士資格を取得しているが、その後の就職に結びついたのは6名であり、訓練生に占める就職者の割合は30%にとどまっているが、就職しなかった14名全員起業を準備していた。市では、この要因は主に、就職すると資格とは無関係の業務に従事することも多くなり、より資格を活かせる起業という手段を選択したものであると分析している。

この事業は「産業人材育成」事業というその名のとおり、事業期間中の短期の雇用の確保ではなく、社会に資する人材を育成しその後の雇用につなげていくことを主眼として行われるものであり、この事業の趣旨に合致しないコースに予算は投じられるべきではない。

当初に想定していたような効果が見られないコースがある場合にはその問題点の洗い出しを行い、今後の事業の効果的な運営につなげていく必要がある。

②取得した資格の確認について(意見)

各コースを通じ訓練生が取得した資格については各受託者が「雇用創出基金事業失業者一覧表(実績報告その2)」により市に報告しているが、実績報告書に合格証書の写しなどの添付は義務づけられていないため、合格証書や修了証の閲覧などを通じ訓練生が取得した資格の確認は行っていない。したがって、資格の認定証などの写しを受託者が自発的に市に提出した場合を除き、合格証書などの写しの提出を要件としない現状では各受託者の自己申告により資格取得の有無を確かめるにとどまっており、実際に訓練生が報告どおりの資格

を取得しているかは不明である。

この事業は、上記のとおり、訓練生にOFF-JT とOJTを通じて専門的な資格・技能を取得・習得させ、その後の直接雇用や再就職支援による就職につなげることを目的としており、資格の取得自体を目的とはしていないが、資格の取得はこの事業にとって一つの重要な要素となっている。上記のとおり、市による事業の効果の検証が必要と考えるが、その効果を検証する際の重要な指標となる資格取得が不明確な現状では誤った結論を導き出すことにも繋がりがかねない。受託者に訓練生の合格証書の写しなどを提出させ、受託者の報告どおりに訓練生が資格を取得しているか確認することが必要と考える。

17. 緊急雇用創出事業－震災対応等臨時職員雇用事業について

(1)概要

①事業の概要

東日本大震災の被災地失業者等を雇用し、震災復興に係る業務や、その他事務補助、窓口対応等に従事させ、市の復興業務の推進を図るとともに、東日本大震災の被災地失業者等の雇用機会の創出に寄与することを目的とするものである。

②緊急雇用臨時的任用職員の在籍者数の推移

- ・平成 20 年度 42 名
- ・平成 21 年度 211 名
- ・平成 22 年度 228 名
- ・平成 23 年度 1,000 名
- ・平成 24 年度 654 名

なお、緊急雇用創出事業は平成 20 年度から実施されている。緊急雇用創出事業の対象となる事業には、緊急雇用事業や地域人材育成事業、震災等緊急雇用対応事業などあり、この事業は当初、緊急雇用事業として実施されていたが、仙台市が実施する平成 24 年度の緊急雇用創出事業はすべて震災等緊急雇用対策事業となったため、平成 24 年度の震災対応等臨時職員は被災求職者（東日本大震災による被害を受けた災害救助法適用地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、及び長野県内の地域に限る。以下、「被災地域」という。）に所在する事業所に雇用されていた者又は被災地域に居住していた方）又は平成 23 年 3 月 11 日以降の離職をした方を対象としていた。

③平成 24 年度の主な事業および在籍者数の例

- ・被災者相談受付事業（健康福祉局社会課 平成 24 年 4 月 1 日～）52 名
- ・住宅応急修理事務強化事業（健康福祉局保険年金課 平成 24 年 4 月 1 日～）17 名
- ・仮設住宅コミュニティ活性化支援事業（若林区まちづくり推進課 平成 24 年 4 月～）15 名
- ・放射能市民安全事業（危機管理室 平成 24 年 4 月～）13 名

④採用事務

市では、「平成 24 年度 国の緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対策事業）の実施にあたっての留意点」（経済局地域産業支援課 以下、「留意点」という。）を作成し、また、総務企画局人事課では、臨時的任用職員・非常勤嘱託職員を新規任用する際の手順を示す「臨時的任用職員・非常勤嘱託職員の任用事務フロー」（以下、「任用事務フロー」という。）を作成し、この「留意点」および「任用事務フロー」に従い採用が行われている。「留意点」は以下のとおりである。

「留意点」

1. 基本的な留意点

－(1)省略－

(2)新規雇用失業者の雇用期間

震災等緊急雇用事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可※。

震災時に仙台市在住もしくは仙台市内の事業所にお勤めだった方を優先して採用してください。

対象者の定義は、要領3(1)④、第5(2)②エ、QA(H23. 11. 30)14～20参照。

ご不明な点はお問い合わせください。

※要件緩和

被災失業者(＝災害救助法適用地域(仙台市も適用地区となっている)在住失業者か同地域内の事業所を離職した失業者)を雇用する場合は、複数回の更新を可能とするとともに、既に緊急雇用創出事業により通算1年間雇用されたことがある方も、これまでの雇用期間によらず、再度の雇用が可能。

なお、本市の臨時職員は、地方公務員法等が優先されるため、最大でも1年の任用となります。

－(3)～(5)省略－

－2－省略

3. 直接実施事業(失業者を市の臨時的任用職員として採用して実施する事業について)の留意点
募集から採用まで(平成24年4月以降の採用予定者について)

Step1 人事課への連絡

一般の臨職と同じく人事課での任用手続が必要となるので、「緊急雇用創出事業」であることを告げたくて、事前に人事課組織管理係と調整をしてください。

(地域産業支援課に対してはStep4で報告してください)。

なお、任用期間は6カ月以内、更新は1回のみです。緊急雇用創出事業では要件が緩和され、複数回の更新が可能となっておりますが、地方公務員法等が優先されるため、本市の臨時職員としては、最大でも1年の任用となります。

Step2 ハローワークの求人票の作成(必須)

緊急雇用創出事業(震災対応等臨時職員)として任用する場合、ハローワークでの求人を行う必要がありますので、専用のOCR用紙に記入してください。

※「求人条件にかかる特記事項」には、『緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)』、『被災求職者及び平成23年3月11日以降の離職者対象求人』、『仙台市在住もしくは仙台市内の事業所に勤務していた方優先』を記載してください。

※被災求職者の定義は、災害救助法適用地域(宮城県全域)に居住していた方及び所在する事業所に勤務していた方(失業者)です。

Step3 求人票をハローワークへ提出

ハローワークに提出する際、必ず「緊急雇用創出事業」であることを教えてください。

※ハローワークへの求人が出ていれば、知り合いへの声かけなどハローワーク以外での募集・採用も可能です。

Step4-省略-

Step5 面接

ハローワークから紹介された求職者から各課へ連絡が行きますので、面接の上採用者を決定してください。面接は随時でも一括でもかまいません。

Step6 採用

・本人が失業者であることを雇用保険受給者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるもの(例えば離職票など)で確認し、写しをとっておいてください。

なお、今回の要件緩和により、事業所が災害を受けたために休業状態で賃金を受け取ることができない状態となっている方及び災害に伴い廃業または休業している自営業者・農林漁業者等についても失業者として取り扱ってかまいません(ただし、臨時職員は原則として兼業を認められないため、該当する方がいる場合は、事前に人事課へ相談ください。)

確認は、面接等での聞き取りで行い記録しておいてください。

・採用が決まった場合、人事課で任用手続きを行う必要がありますので、各課から人事課へ内申書・履歴書を提出してください。

Step7 ー省略ー

4ー省略

5. 関係書類等の整備について

緊急雇用創出事業は、国の会計検査の対象となりますので、各課及び委託先の関係書類(契約・採用・支出に係る者や出勤簿等)はすべて5年間保存しておいてください。

なお、関係書類は国や県に提出する場合もあるので、委託先に周知をお願いいたします。

【1】省略

【2】直接実施事業

(1)担当課で整備・保存しておく書類

ハローワークへの求人票などの採用に係るものや出勤簿等の関係書類

任用通知書、労働条件通知書(雇用通知書)の写しは年度末の実績報告時に提出していただきます。

ー6ー省略

(対象事業)

7 平成 23 年度までは緊急雇用事業、重点分野創出事業又は地域人材育成事業として実施している事業について、事業の一部を見直し、平成 24 年度以降震災等緊急雇用対応事業として実施することができるか。

⇒実施を可能とする。この場合、通算した雇用期間が1年以内(被災求職者を除く。)の範囲で、平成 23 年度事業において雇用している者を平成 24 年度事業において引き続き雇い入れることも可能とする。また、平成 24 年度事業において、当該者を新規に雇用する失業者として取り扱うことも可能とする。

※雇用期間に空白が生じる場合などは、原則どおりハローワークでの募集・採用となります。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

(対象となる失業者)

14 震災等緊急雇用対応事業の対象となる失業者の範囲如何。

⇒青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者並びに平成 23 年 3 月 11 日以降に離職した失業者とする。ただし、被災求職者を優先的に雇用すること。

(2)実施した監査手続

- ①ハローワークの求人票など採用関係書類の検証
- ②担当課で整備・保存すべき書類の検証

(3)実施した監査手続の結果

ハローワークの求人票の記載事項について(指摘)

平成24年度は、市長部局においてこの事業により延べ492名が採用され、任意に抽出した11名分にかかる求人票10件を閲覧し、「留意点」3. 直接実施事業(失業者を市の臨時的任用職員として採用して実施する事業)の留意点 Step2 ハローワークの求人票の作成(必須)要件の記載の有無を検証したところ、その結果は以下のとおりであった。下表の○印は記載あり、△印は記載はあるものの不十分、×印は記載なしを意味する。なお、同一の求人票により複数名の採用が決定しているため、人数と求人票の件数は一致しない。

	サンプル									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
『緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)』の記載の有無	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×
『被災求職者および平成23年3月11日以降の離職者対象求人』の記載の有無	×	×	△	○	×	×	×	○	○	×
『仙台市在住もしくは仙台市内の事業所に勤務していた方優先』の記載の有無	×	○	×	○	○	○	×	○	○	×

上記のサンプルの概要は以下のとおりである。

サンプル	所属局	所属部	所属課
A	財政局	総務部	市民税課
B	健康福祉局	健康福祉部	社会課
C	子供未来局	保育部	保育課
D	青葉区	保健福祉センター	保険年金課
E	青葉区	宮城総合支所	税務課
F	宮城野区	建設部	街並み形成課
G	若林区	建設部	道路課
H	太白区	区民部	まちづくり推進課
I	太白区	秋保総合支所	総務課
J		会計室	会計課

上記のとおり、3つの事項がもれなく記載されているのはサンプル10件中3件にとどまり、3つとも記載されていないのは10件中3件にのぼった。担当者によれば、求人事務の際に記載漏れが生じたと推測されるとのことであった。また、平成24年度は要件が緩和され、被災求職者の場合は、既に緊急雇用創出事業により通算1年間雇用されたことがある者もこれまでの雇用期間によらず再度の雇用が可能となったにもかかわらず、サンプルFには「緊急雇用創出

事業により就労したことがない人」という誤った記載がなされていた。担当者によると過年度の求人申込書の記載をそのまま踏襲してしまったということである。

この事業は震災等緊急雇用対策事業として実施され、「留意点」に添付された「震災等緊急雇用対応事業に関するQA(平成23年度第3次補正予算)より抜粋」¹⁴ 震災等緊急雇用対応事業の対象となる失業者の範囲如何に示されているとおりの対象者が限定されるものである。募集を行った担当課によるとこの事業の対象とはならない失業者が応募したり、採用されたケースはなかったということであるが、「留意点」に掲げられた記載事項が記載されていない、または不十分な場合、この事業の対象者ではない求職者が応募し、当該求職者に対し担当課による面接が行われる可能性も否定できず、求職者に無用な混乱を生じさせ、各課担当者に無用な労力を費やさせることにもつながりかねない。また、上記サンプル F のように求人票に誤った記載を行った場合、本来ならこの事業の対象となるにもかかわらず応募ができないとの誤解を招きかねず妥当ではない。

この事業により採用を行う場合には求人票に必要なかつ適切な事項を記載して求職者に対し募集の条件を明示しなければならない。

18. 緊急雇用創出事業－誘致企業雇用促進事業について

(1)概要

①事業の目的および事業の内容

この事業は、特定コールセンター・バックオフィスに係る事業とソフトウェア開発業に係る事業の2種類から構成される。

特定コールセンター・バックオフィスに係る事業については、被災失業者を対象に、OFF-JT および OJT を通じ、電話対応などコールセンターに関連する業務スキルや、OA 機器の操作などバックオフィスに関連する業務スキルを身につけさせることにより、特定コールセンター等における人材研修期間短縮および負担軽減を図り、新規雇用の創出を図ることを目的とする。この取り組みにより、地域の緊急的な雇用の場を確保し、もって仙台市がこれまで誘致を行ってきた特定コールセンター等の集積による地域経済の活性化が図られることが期待される。受託者は新規雇用した失業者を対象に、特定コールセンター等の業務に必要な知識・技能を習得させるための人材育成計画および事業実施スケジュールに基づき、OFF-JT および OJT を通じて特定コールセンター等での就職を可能とするための人材育成を行い、また、事業終了後の直接雇用に努めることを事業の内容とする。なお、特定コールセンターとは、通信回線、PBX (Private Branch Exchanger)、IVR (音声自動応対システム) および CMS (コール・マネジメント・システム) の機能を有するコンピューター等の機器を用いて、専任のオペレーターが、主に顧客からの問い合わせに対応し各種顧客サービスの提供を集約的に行う事業所をいい、バックオフィスとは、企業の人事、総務または会計などの事務管理部門の事務処理またはデータ処理に係る業務について、情報技術を活用することにより、主に県外の企業に対して付加的な価値の提供を行う事業所をいう。

また、ソフトウェア開発業に係る事業については、被災失業者を対象に、OFF-JT および OJT を通じ、ソフトウェア開発に関連する業務スキルを身につけさせることにより、ソフトウェア開発企業等における人材研修期間短縮および負担軽減を図り、新規雇用の創出を図ることを目的とする。この取り組みにより、地域の緊急的な雇用の場を確保し、仙台市への集積が進んでいるソフトウェア開発企業等の開発力の強化を図り、もって地域経済の活性化が図られることが期待される。受託者は新規雇用した失業者を対象に、ソフトウェア開発業務に必要な知識・技能を習得させ、ソフトウェア開発業者での就職を可能とするための人材育成を行い、また、事業終了後の直接雇用に努めることを事業の内容とする。

この事業を実施するにあたり、市は、当目的を達成するには価格以外の要素を特に重視する必要があることを勘案し、公募型のプロポーザル方式を採用した。この事業の受託者の応募・採択の件数は以下のとおりである。

特定コールセンター・ バックオフィス第1回		特定コールセンター・ バックオフィス第2回		ソフトウェア開発業	
応募件数	採択件数	応募件数	採択件数	応募件数	採択件数
4	4	4	4	6	5

②各コースの概要

各コースの概要は以下のとおりである。なお、採用人数および直接雇用者数は事業完了後に各受託者が仙台市に提出した実績報告書にそれぞれ基づいている。また、パーセンテージは当該人数に基づき算出した。

ア、特定コールセンター・バックオフィス第1回

受託者	トランスコスモス (株)	キューアンドエー (株)	グルーポン・ジャパン (株)	富士通コミュニケーションサービス(株)
契約金額	45,459 千円	20,000 千円	23,074 千円	4,117 千円
確定金額	14,020 千円	11,153 千円	3,786 千円	3,220 千円
採用人数	17	13	6	5
直接雇用者数(※)	16	11	5	1
直接雇用率	94.1%	84.6%	83.3%	20.0%

※この事業終了後も引き続き受託者により継続して雇用された者の人数。以下同じ。

イ、特定コールセンター・バックオフィス第2回

受託者	丸紅テレコム(株)	アマゾンジャパン(株)	(株)KDDI エボルバ	(株)メンバーズ(※)
契約金額	5,506 千円	65,625 千円	21,026 千円	3,032 千円
確定金額	1,758 千円	22,695 千円	12,974 千円	-
採用人数	6	44	57	-
直接雇用者数	5	不明	35	-
直接雇用率	83.3%	算定できず	61.4%	-

※当初採用予定の人数を採用できない見込みとなり、契約解除となる。

ウ、特定コールセンター・バックオフィス第1回および第2回集計

	集計	アマゾンジャパン(株) および(株)メンバーズ除く
契約金額	187,843 千円	119,185 千円
確定金額	69,610 千円	46,915 千円
採用人数	148	104
直接雇用者数	73	73
直接雇用率	-	70.2%

※直接雇用率を算出するために、契約解除となった(株)メンバーズおよび直接雇用者数が不明なアマゾンジャパン(株)を除いた数字を掲記した。

エ、ソフトウェア開発業

受託者	バイスリープロ ジェクツ(株)	(株)アイエスピー ー東北	(株)アセンディ ア	(株)百戦錬磨	(株)サイエンテ ィア(※)
契約金額	5,502 千円	11,356 千円	12,507 千円	25,941 千円	7,283 千円
確定金額	4,925 千円	11,356 千円	12,507 千円	21,662 千円	-

採用人数	2	5	7	10	-
直接雇用者数	2	3	3	6	-
直接雇用率	100%	60.0%	42.9%	60.0%	-

※当初採用予定の人数を採用できない見込みとなり、契約解除となる。

オ、ソフトウェア開発業集計

受託者	集計	(株)サイエンティア除く
契約金額	62,591 千円	55,307 千円
確定金額	50,450 千円	50,450 千円
採用人数	24	24
直接雇用者数	14	14
直接雇用率	58.3%	58.3%

特定コールセンター・バックオフィスにおいては直接雇用者数が不明なアマゾンジャパン(株)を除く直接雇用率が 70.2%、ソフトウェア開発業においては直接雇用率が 58.3%に上り、担当者に質問したところ、この事業については一定の効果があつたものと判断している旨の回答を得た。

③各年度の決算額について

この事業は平成 23 年度から開始されたものである。各年度の決算額は平成 23 年度が 76,863 千円、平成 24 年度が 120,061 千円である。

④委託業務の実施事項

仙台市は委託先各社と誘致企業雇用促進事業業務委託に係る契約を締結するとともに、委託事業の実施にあたり必要な事項を定める仕様書として「緊急雇用創出(震災対応事業)誘致企業雇用促進事業 業務委託仕様書」および「誘致企業雇用促進事業 業務仕様書」(以下、「業務仕様書」という。)を策定した。「業務仕様書」の内容は以下のとおりである。

< 誘致企業雇用促進事業(特定コールセンター・バックオフィス)業務仕様書 >

1 委託事業名

誘致企業雇用促進事業(特定コールセンター・バックオフィス)

2 事業目的

当事業は、被災失業者を対象に、OFF-JT 及び OJT を通じ、電話対応などコールセンターに関連する業務スキルや、OA 機器の操作などバックオフィスに関連する業務スキルを身につけさせることにより、特定コールセンター等における人材研修期間短縮および負担軽減を図り、新規雇用の創出を図る。

この取り組みにより、地域の緊急的な雇用の場を確保し、もって仙台市がこれまで誘致を行ってきた特定コールセンター等の集積による地域経済の活性化を図る。

3 事業の内容

受託者は新たに失業者を雇用し、以下の業務を行う。

(1) 誘致企業雇用促進事業(特定コールセンター・バックオフィス)

新規雇用した失業者を対象に、特定コールセンター等の業務に必要な知識・技能を習得させるための人材育成計画及び事業実施スケジュールに基づき、OFF-JT及びOJTを通じて特定コールセンター等での就職を可能とするための人材育成を行い、また、事業終了後の直接雇用に努めること

(2)実績報告書等の提出

本業務完了後、実績報告書の他、緊急雇用創出事業として必要な書類を提出する。

- ・実績報告書
- ・業務完了届
- ・緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)雇用創出等報告書
- ・緊急雇用創出事業(震災対応事業)収支精算書
- ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿、履歴書、労働条件通知書(雇用契約書)、公募したことのある書類(ハローワークからの紹介状等)、失業者であることの確認書類(雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、離職票等)
- ・物件費等にかかる見積書、請求書等の金額算定の根拠がわかるもの
- ・その他市長が必要と認める書類

<誘致企業促進事業(ソフトウェア開発業)業務仕様書>

1 委託事業名

誘致企業雇用促進事業(ソフトウェア開発業)

2 事業目的

当事業は、被災失業者を対象に、OFF-JT及びOJTを通じ、ソフトウェア開発に関連する業務スキルを身につけさせることにより、ソフトウェア開発企業等における人材研修期間短縮および負担軽減を図り、新規雇用の創出を図る。

この取り組みにより、地域の緊急的な雇用の場を確保し、仙台市への集積が進んでいるソフトウェア開発企業等の開発力の強化を図り、もって地域経済の活性化を図る。

3 事業の内容

受託者は新たに失業者を雇用し、以下の業務を行う。

(1)誘致企業雇用促進事業(ソフトウェア開発業)

ソフトウェア開発業務に必要な知識・技能を習得させ、ソフトウェア開発業者での就職を可能とするための人材育成を行う。また、事業終了後の直接雇用に努めること

(2)実績報告書等の提出

本業務完了後、実績報告書の他、緊急雇用創出事業として必要な書類を提出する。

- ・実績報告書
- ・業務完了届
- ・緊急雇用創出事業(震災等緊急雇用対応事業)雇用創出等報告書
- ・緊急雇用創出事業(震災対応事業)収支精算書
- ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿、履歴書、労働条件通知書(雇用契約書)、公募したことのある書類(ハローワークからの紹介状等)、失業者であることの確認書類(雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、離職票等)
- ・物件費等にかかる見積書、請求書等の金額算定の根拠がわかるもの

・その他市長が必要と認める書類

4 委託料

委託料 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

なお、委託費の対象となる経費/対象とならない経費は次のとおり。

○委託費の対象となる経費

ア 人件費

新規雇用する失業者及びその他の人件費で、給与、一時金(賞与等の臨時的支払い)、通勤手当等の諸手当、法定福利厚生費(雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金、介護保険等の事業主負担金)、消費税及び地方消費税等

ー以下省略ー

(2)実施した監査手続

- ①実績報告書の検証
- ②委託業務完了検査書の検証

(3)実施した監査手続の結果

直接雇用者数の報告の義務付けについて(意見)

この事業により雇用された者が事業終了後に各受託者において引き続き雇用されているか否かについて、現状ではその報告は各受託者に義務付けられてはいない。一部の受託者は自発的に実績報告書において事業終了後の雇用状況につき報告を行っているが、他の受託者の実績報告書には事業終了後の雇用状況が記載されておらず、事業終了後の雇用状況は把握できていない。

特定コールセンター・バックオフィス、ソフトウェア開発業のいずれにおいても、「業務仕様書」
3 事業の内容 (1)誘致企業雇用促進事業 において「事業終了後の直接雇用に努めること」と定められているとおり、この事業は東日本大震災等の影響による失業者に短期の雇用・就業の機会を提供し、必要な知識・技術を習得させることのみならず、事業終了後の直接雇用に結び付けることを主眼として実施されるものである。一部の受託者は自発的に事業終了後の雇用状況につき報告を行っているため直接雇用者数のある程度の把握はできているものの、その他の受託者の直接雇用者数が不明な現状では、事業の効果の検証を行うに際してもその検証が不十分なものにならざるを得ない。

市は、事業終了後の直接雇用者数やそれ以外への就業状況、処遇等について受託者に報告を義務づけ、当該報告を事業の効果検証に役立てるべきである。

19. 農業園芸センター運営管理費について

(1) 概要

仙台市は、仙台市農業園芸センター(以下、「園芸センター」という。)について、平成元年4月の開園以来、その運営管理業務を財団法人仙台市農業園芸振興協会(以下、「園芸協会」という。)に委託(一部指定管理の期間あり)するとともに、園芸協会の役員等の人件費の一部に対し補助金を交付してきた。

農業園芸センター運営管理費の主な内容は、上述した園芸センターの運営管理委託料および園芸協会への補助金である。

園芸センターでは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波被害に起因して、現在に至るまで大温室と市民農園を休止している(他の施設については、平成24年6月までに再開)。この管理対象施設の減少に伴い、平成23年度および平成24年度の運営管理委託料は、平成22年度までの金額と比べ減少している。

園芸センターの主な施設は以下のとおりである。

- 圃場等(20,312 m²) …… 試験展示圃場、栽培温室等
- 農業公園(5,250 m²) …… 多目的広場、花壇、ばら園、芝生広場、梅園等
- 大温室(2,257 m²) …… 熱帯植物等展示
- 市民農園(23,745 m²) …… 農園、休憩棟、駐車場等

仙台市は、園芸センターを仙台市震災復興計画に基づく「農と食のフロンティア」の支援拠点施設として、民間活力の導入により再整備する方針を平成25年5月に決定した。本方針では、園芸センターに、「収益性の高い農業推進支援拠点」機能と、これまでの役割を継承した「農と触れ合う交流拠点」機能を持たせ、平成27年度を目途に開設することとしている。再整備の手法は、仙台市が所有する園芸センターの土地および建物を民間事業者に貸し付け、上記の2つの機能に必要な施設の整備、事業の企画・運営、管理業務を行わせるものである(ただし、一部の業務については委託)。このため、事業提案募集を行い、応募者の中から、再整備を行う民間事業者を平成26年1月に選定した。

なお、平成25年11月30日付で園芸協会が解散したことから、園芸協会補助金は平成25年度で終了する。また、平成26年度の園芸センターの運営管理業務は、上記再整備事業者に委託する予定である。

決算額の推移

(単位:千円)

支出の種類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
運営管理委託料	196,743	190,374	203,458	66,426	101,731
園芸協会補助金	6,431	6,395	6,333	51,322	34,581
その他	27	30	0	54	1,065
計	203,201	196,799	209,791	117,802	137,377

(2)実施した監査手続

- ①委託契約に関する書類と根拠資料等との突合
- ②補助金に関する申請資料と根拠資料等との突合

(3)実施した監査手続の結果

指摘および意見はない。

20. 財団法人仙台市農業園芸振興協会について

(1) 概要

財団法人仙台市農業園芸振興協会(以下、「園芸協会」という。)は、市域農業の振興ならびに市民園芸の普及向上および啓発等に係る各種の自主事業を行うとともに、仙台市が都市型農業の確立をめざし、その拠点施設として設置した仙台市農業園芸センター(以下、「園芸センター」という。)の施設の管理・運営業務を行うことを目的として、平成元年3月31日に設立された。

しかしながら、法人の当初の目的および事業を達成したこと、ならびに仙台市の園芸センター再整備方針に対して、園芸協会の組織能力および運営能力では十分に対応できないとして、平成25年度7月の評議員会および理事会で園芸協会の解散が決議され、平成25年11月末日に解散し、基本財産の200,000千円および基本財産の運用益等について、仙台市に返還される予定である。

(2) 実施した監査手続

- ①評議会議事録ならびに理事会議事録の閲覧
- ②仙台市との委託契約ならびに補助金に関する提出書類と根拠資料との突合
- ③仙台市から貸与されている資産の管理の状況の検証
- ④平成24年期末預金在高の管理状況の検証
- ⑤平成24年度決算書類の分析

(3) 実施した監査手続の結果

指摘および意見はない。

21. 被災農家経営再開支援事業費について

(1) 概要

① 事業の概要

東日本大震災の津波等の影響によって被災を受け、生産を断念せざるを得なくなった農地や倒壊した園芸施設等が多く発生した。

これらの被災農地等で経営を再開するためには、ゴミや礫の除去、農地や畜舎周辺の清掃や水路等の補修のみならず、除草や土づくりなど農地等の生産力を回復させるための作業や、園芸施設の整備、家畜の育成等の作業を行い、営農が可能な状態にしていく必要がある。また、農業収入が途絶することになった農業者に対しては、災害復旧事業等で雇用されることで工事期間中の所得を確保するとともに、それらの工事終了後に行われる復旧作業を農業者自らが行い所得を確保することで、その経営再開を促進することになる。

被災農家経営再開支援事業は、上記のとおり、東日本大震災で被害を受けた地域において、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指す事業であり、財源は全額国の負担となっている。

② 事業の内容

「仙台農林水産振興事業補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)別表 11-①規定してある被災農家経営再開支援事業の内容は以下のとおりである。

別表 11-① 被災農家経営再開支援事業

1. 事業名	被災農家経営再開支援事業
2. 事業目的	東日本大震災で被害を受けた地域において、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指す。
3. 補助対象者	被災地域において、営農再開に向けた復旧作業を共同で行う復興組合等
4. 補助対象事業等	事業の内容 復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払う。
	採択基準 国の被災農家経営再開支援事業に採択されたもの
5. 補助対象経費	国の被災農家経営再開支援事業に準じる。
6. 助成の内容	水田作物【3.5万円/10a】 露地野菜(花きを含む)【4.0万円/10a(7.0万円/10a※)】 施設野菜(花きを含む)【5.0万円/10a(14.0万円/10a※)】 果樹【4.0万円/10a(9.0万円/10a※)】 ※ ()内の金額は自力で施設の撤去等を行う場合の単価
7. 添付書類	(「要綱」第7条第2項第5号で規定する書類等)

	規約、対象地域地図、参加者名簿、復旧作業の内容、経営再開支援金の使途 及び活動状況報告書、経営再開に向けたスケジュール (「要綱」第13条第4号に規定する書類等) 活動状況報告書、作業写真等
--	--

③平成24年度の決算額

平成24年度に交付された金額は、経営再開支援金交付事業の水田作物・野菜・果樹のみであり、内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

対象組合等	概算受領額	精算額
高砂地域農業復興組合	124,173	124,173
七郷地域復興組合	123,692	123,692
六郷地域農業復興組合	153,706	153,706
合計	401,572	401,572

④決算額の推移

当交付金等は、東日本大震災の被災農家の経営再開のためのものであり、平成23年度より実施されている。決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

事業費の種類	平成23年度	平成24年度
水田・野菜・果樹	641,414	401,573

(2)実施した監査手続

- ①交付申請書及び添付書類の査閲
- ②申請額の計算の正確性検証
- ③申請額交付に係る要綱への準拠性検証
- ④申請に係る資料の適正性

(3)実施した監査手続の結果

指摘および意見はない。

22. 東日本大震災農業生産対策交付金、農業生産復旧緊急対策事業補助金、農業生産復旧促進事業について

(1) 概要

① 事業の概要

東日本大震災農業生産対策交付金、農業生産復旧緊急対策事業補助金及び農業生産復旧促進事業(以下、「交付金等」という。)は、東日本大震災からの農業生産の復旧等のためには、共同利用施設の復旧並びに営農用資機材及び農業用機械の確保と併せて、産地における生産力、供給力の回復や消費者の信頼回復、被災による営農環境の変化に対応するための新たな高付加価値化、低コスト化に向けた取組への支援を行い、かつ、平成24年産以降の速やかな農業生産の復旧等を図るための特別措置として行われる事業である。

仙台市において実施されているこの事業は、交付金等の対象となる同一の事業に対し、国からの財源分を東日本大震災農業生産対策交付金、宮城県からの財源を農業生産復旧緊急対策事業補助金、市の財源を農業生産復旧促進として、予算上及び決算上で区分している。

② 事業の内容

「仙台農林水産振興事業補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)別表に規定する東日本大震災農業生産対策交付金、農業生産復旧緊急対策事業補助金および農業生産復旧促進事業の内容は以下のとおりである。

別表 11-② 東日本大震災農業生産対策交付金

1. 事業名	東日本大震災農業生産対策交付金
2. 事業目的	平成 23 年に発生した東日本大震災から農業を復旧させるためには、共同利用施設の復旧並びに営農用資機材及び農業用機械の確保等が喫緊の課題である。このため、国の東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、必要な機械設備の整備、修繕等を行い、被害を受けた農業者の早期の営農再開を図る。
3. 補助対象者	仙台農業協同組合、農事組合法人、営農集団等 但し、国の東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱別表に定められた事業主体とする。
4. 補助対象事業等	事業の内容 ・共同利用施設の設置、修繕等 ・農業用機械等の導入
	採択基準 国の東日本大震災農業生産対策交付金に採択されたもの
5. 補助対象経費	国の東日本大震災農業生産対策交付金に採択された経費とする。
6. 助成の内容	事業費の 1/2 以内
7. 添付書類	(「要綱」第 7 条第 2 項第 5 号で規定する書類等)

	<p>設計図、見積書・見積明細書等 (東日本大震災農業生産対策交付金の宮城県への補助申請に必要な書類) (「要綱」第13条第4号に規定する書類等) 完成写真、請負契約書または請負等、入札・見積結果報告書、工事業者からの請求書の写し等 (東日本大震災農業生産対策交付金の宮城県への補助申請に必要な書類)</p>
--	--

別表 11-⑩ 農業生産復旧緊急対策事業補助金

1. 事業名	農業生産復旧緊急対策事業補助金
2. 事業目的	東日本大震災からの農業生産の復旧を目的として、「東日本大震災農業生産対策交付金」を活用し、共同利用施設の復旧並びに営農用資機材及び農業用機械等の導入に取り込む農業者の負担軽減を図るため本事業を実施する。
3. 補助対象者	営農集団、農事組合法人、農業生産法人、農業協同組合等 但し、国の宮城県農業生産復旧緊急対策事業補助金交付要綱に定められた事業主体とする。
4. 補助対象事業等	<p>事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設の設置、修繕等 ・農業用機械等の導入 <p>採択基準</p> <p>宮城県農業生産復旧緊急対策事業に採択されたもの</p>
5. 補助対象経費	宮城県農業生産復旧緊急対策事業に採択された経費とする。
6. 助成の内容	事業費の1/4以内 (宮城県農業生産復旧緊急対策事業補助金交付要綱に準じる)
7. 添付書類	(「要綱」第7条第2項第5号で規定する書類等) (宮城県農業生産復旧緊急対策事業の交付申請に必要な書類) (「要綱」第13条第4号に規定する書類等) (宮城県農業生産復旧緊急対策事業の交付申請に必要な書類)

別表 11-⑧ 農業生産復旧促進事業

1. 事業名	農業生産復旧促進事業
2. 事業目的	東日本大震災からの農業生産の復旧を目的として、共同利用施設・機械等の復旧・整備や農業用機械等の導入を東日本大震災農業生産対策交付金を活用して実施する場合、嵩上げ助成することにより、農業者の更なる軽減を図る。
3. 補助対象者	次のいずれかに該当するもので、法人にあつては市税の滞納をしていない者に限る。 仙台農業協同組合、農事組合法人、営農集団等 但し、国の東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱別表に定められた事業主体とする。
4. 補助対象事業等	事業の内容

	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設の設置、修繕等 ・農業用機械等の導入
	採択基準 国の東日本大震災農業生産対策交付金に採択されたもの
5. 補助対象経費	国の日本大震災農業生産対策交付金に採択された経費とする。
6. 助成の内容	交付金対象事業費の82.5%から、国の東日本大震災農業生産対策交付金と県の農業生産早期対策事業補助金との和に相当する金額を控除した金額とする。
7. 添付書類	(「要綱」第7条第2項第5号で規定する書類等) 事業実施計画書、実施設計書または内訳書等 (「要綱」第13条第4号に規定する書類等) 写真、領収書の写し等

③平成24年度の交付金等の概況

平成24年度の事業費、交付金等及び事業主負担の負担は以下のとおりである。

(単位:千円)

	事業費	東日本大震災 農業生産対策 交付金	農業生産復旧 緊急対策事業 補助金	農業生産復 旧促進事業	小計	事業主 負担
平成23年度採択明 許推進事業費	1,176,465	486,062	170,312	141,899	798,273	378,192
推進事業費	82,798	37,789	13,439	11,125	62,353	20,445
整備事業費	-	-	-	-	-	-
合計	1,259,263	523,851	183,751	153,024	860,626	398,637
翌年度繰越金額	-	352,740	64,000	169,010	585,750	-

④決算額の推移

当交付金等は、東日本大震災からの農業生産の復旧等のためのものであり、平成23年度より実施されている。決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

事業費の内訳	平成23年度	平成24年度
東日本大震災農業生産対策交付金	337,148	523,851
農業生産復旧緊急対策事業補助金	168,564	183,751
農業生産復旧促進事業	42,379	153,024
合計	548,091	860,626

(2)実施した監査手続

- ①交付申請書及び添付書類の査閲
- ②交付申請額の計算の正確性検証
- ③交付申請額交付に係る要綱への準拠性検証
- ④交付申請に係る資料の適正性

(3)実施した監査手続の結果

補助事業者の入札手続きに対する指導について(意見)

一般競争入札は、入札情報を公告し、多数の企業が入札に参加することで、契約金額の縮減をはかり、効率性を上げることに意義がある。

M社は、交付金対象事業である養液栽培施設工事(事業費 1,165,500 千円、うち国、県および市の補助金合計 915,750 千円)について、「要綱」第 7 条第 2 項第 5 号に規定する実施計画書の「(3)施設の施工方法及び施工業者選定方法」について、一般競争入札もしくは指名競争入札で行う旨を表示した上、条件付き一般競争入札を行っている。M社は、平成 24 年 10 月 19 日に自社のホームページに入札の公告を行い、平成 24 年 11 月 2 日を入札書受付締切り、すなわち 14 日間の公告期間を設けていた。この入札では、実際の入札業者は 1 社のみであった。

新規設立の小規模な一民間企業のホームページ上で、限られた期間の公告では、広く参入業者を集めることはできず、上記のような競争入札の効果を得ることは困難と思われる。

市の規則では一般競争入札の公告期間を 30 日間としており、民間事業者の行う入札手続きであっても高額な補助事業については市の規定に準じて十分な公告期間を確保させるなど、市による補助事業者の入札手続きに対する指導が望ましい。

23. 農業用機械施設等整備費補助金について

(1) 概要

① 対象事業

この補助金は、仙台市農林水産業の振興のため、事業を意欲的に実施する農林漁業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することを目的に定められた「仙台市農林水産振興事業補助金交付要綱」の内、転作共同利用機械施設整備事業、施設園芸推進(パイプハウス設置等)事業、東日本大震災農業生産対策交付金、農業生産復旧緊急対策事業および野菜・花きパイプハウス緊急設置事業に係る補助金である。

各事業の概要は以下のとおりである。

ア、転作共同利用機械施設整備事業

(事業目的)

仙台市地域水田農業ビジョン(以下、ビジョンという。)の実現に向け、生産性の高い水田営農を確立し、稲以外の作物の作付を図るため、その生産に必要な機械および施設の整備を行う。

(補助対象者)

- a. 仙台農業協同組合
- b. 3戸以上で構成される営農集団

(補助対象事業)

ビジョンに示された稲以外の振興作物等の生産に必要な機械・施設整備費への助成
なお、ビジョンに示されている振興作物等は、麦、大豆、そば、ハト麦、小豆、野菜、飼料作物、農産加工である。

(補助対象経費)

上記補助事業に必要な機械施設整備の事業費

(助成の内容)

事業費の 11/20 以内(県負担 1/3 または 8/20 以内、市負担 3/20 以内)

イ、施設園芸推進(パイプハウス設置等)事業

(事業目的)

軟弱野菜及び花き等の安定生産及び市民への安定供給を図るために必要な施設(パイプハウス等)を整備し、地場産農産物の生産拡大を図るとともに、農業経営の安定を目的とする。

(補助対象者)

- a. 営農集団。ただし、農業者 3 戸以上で組織運営するための代表者・規約を定めているものに限る。
- b. 市が認定した認定農業者及び認定新規就農者(以下、認定農業者等という。)
- c. エコファーマー

(補助対象事業)

パイプハウスの設置

a. 第1種施設 間口5m以上 パイプ径20mm以上 専用ドア付

b. 第2種施設 第1種施設基準以外のもの

(補助対象経費)

パイプハウス設置にかかる事業費

(助成の内容)

a. 第1種施設 事業費の1/3以内と1㎡当たり800円の低い方の金額

b. 第2種施設 事業費の1/3以内と1㎡当たり600円の低い方の金額

ウ、東日本大震災農業生産対策交付金

(事業目的)

平成23年に発生した東日本大震災から農業を復旧させるためには、共同利用施設の復旧並びに営農用資機材及び農業用機械の確保等が喫緊の課題である。

このため、国の東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、必要な機械施設の整備、修繕等を行い、被害を受けた農業者の早期の営農再開を図る。

(補助対象者)

a. 仙台農業協同組合

b. 農事組合法人

c. 営農集団等

但し、国の東日本大震災生産対策交付金実施要綱別表に定められた事業実施主体とする。

(補助対象事業)

a. 共同利用施設の設置、修繕等

b. 農業用機械等の導入

(補助対象経費)

国の東日本大震災農業生産対策交付金に採択された経費とする。

(助成の内容)

事業費の1/2以内

エ、農業生産復旧緊急対策事業

(事業目的)

東日本大震災からの農業生産の復旧等を目的として、「東日本大震災農業生産対策交付金」を活用し、共同利用施設・機械の復旧・整備や農業用資機材等の導入等に取り組む農業者等の負担軽減を図るため本事業を実施する。

(補助対象者)

a. 営農集団

b. 農事組合法人

c. 農業生産法人

d. 農業協同組合等

(補助対象事業)

a. 共同利用施設の設置、修繕等

b. 農業用機械等の導入

(補助対象経費)

宮城県農業生産復旧緊急対策事業に採択された経費とする。

(助成の内容)

事業費の1/4以内

オ、野菜・花きパイプハウス緊急設置事業

(事業目的)

被災農家のパイプハウス設置に対し助成を行うことにより、災害を受けて営農が困難となった畑作農家等の経営再建を支援することを目的とする。

(補助対象者)

農地の津波被害を受けた被災農業者で、次のいずれかに該当する者

a. 営農集団。ただし、農業者3戸以上で組織運営するための代表者・規約を定めているものに限る。

b. 市が認定した認定農業者及び認定新規就農者(以下、認定農業者等という。)

c. エコファーマー

(補助対象事業)

パイプハウス設置 間口5m以上 パイプ径20mm以上専用ドア付

(補助対象経費)

野菜・花き栽培用のパイプハウス設置にかかる事業費

(助成の内容)

事業費の1/2以内と1㎡当たり2,650円の低い方の金額

②事業の実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
転作共同利用機械施設整備事業					
事業費	18,520	18,788	18,673	17,256	15,192
県負担分	6,221	6,163	6,478	5,477	4,821
市負担分	2,644	2,731	2,666	2,463	2,168
件数	3	4	5	4	4
施設園芸推進(パイプハウス設置等)事業					
事業費	8,279	8,054	3,681	1,514	1,417
市負担分	1,776	1,783	644	327	290
件数	4	7	4	1	2
東日本大震災農業生産対策交付金					
事業費	-	-	-	798,095	79,250
国負担分	-	-	-	337,148	36,879
件数	-	-	-	48	3

農業生産復旧緊急対策事業					
事業費(再掲)	-	-	-	798,095	79,250
県負担分	-	-	-	168,564	18,439
件数	-	-	-	48	3
野菜・花きパイプハウス緊急設置事業					
事業費	-	-	-	55,471	139,887
市負担分	-	-	-	26,517	62,521
件数	-	-	-	15	11

※野菜・花きパイプハウス緊急設置事業は震災後の平成 23 年度から開始されたもの。

※平成 24 年度の東日本大震災農業生産対策交付金及び農業生産復旧緊急対策事業は平成 23 年度の繰越分である。平成 24 年度からは「農業生産早期再興対策事業」と名称変更し、別途監査している。

(2) 実施した監査手続

- ①事業概要のヒアリング及び資料の閲覧
- ②補助金の申請、決定、交付手続の要綱への準拠性検証
- ③実績報告書の適切性検証
- ④事業の有効性の検証

(3) 実施した監査手続の結果

野菜・花きパイプハウス緊急設置事業について(指摘)

この補助金の補助対象事業は、間口 5m 以上 パイプ径 20mm 以上 専用ドア付とされている。補助金交付請求書および添付資料を閲覧したところ、農業者 A 氏から申請のあった間口が 4.5m のパイプハウスに対して 343,000 円の補助金が交付されていることが判明した。当該パイプハウスは補助対象事業の要件を満たしていないため、補助されるべきではない。市は今後、農業者 A 氏に対して返還を求めるべきである。

また、担当者に誤って交付された原因について質問したところ、添付書類の見落としとのことであった。補助金の返還請求は、補助金受領者に対して予想外の支出を求めることになるため、市は今後申請書及び添付書類を複数人でチェックを行うなど、単純なミスを防止する体制を整えるべきである。

さらに、この補助金の交付誤りは、包括外部監査において補助金交付請求書および添付書類をサンプルベースで閲覧した結果であることから、市は、この事業を開始した平成 23 年度と平成 24 年度の申請書および添付書類を再度チェックし、交付した補助金が要綱にしたがっていることを再確認すべきである。

24. 被災地域農業復興総合支援事業について

(1) 概要

宮城県東日本大震災復興交付金交付要綱(被災地域農業復興総合支援事業)(以下、「要綱」という。)は、平成23年に発生した東日本大震災により被災した地域の農業復興を図るため、被災地域が策定した復興プランに掲げられた農業復興を実現するため、東日本大震災復興特別区法等の規定に基づき特定市町村が行う被災地域農業復興総合支援事業の対象事業に要する経費について、特定市町村の長に対し予算の範囲内において宮城県東日本大震災復興交付金(被災地域農業復興総合支援事業)(以下、「交付金」という。)を交付することを定めている。

交付金は、基金を造成または既存の基金に積み立てを行い、当該基金を活用することにより、復興交付金事業計画に基づく復興交付金事業のうち被災地域農業復興総合支援事業を実施することを目的としている。

仙台市は、東日本大震災により市東南部において約 1,800 ㌠に及ぶ被害を受け、農地への海水流入、農業機械・施設の流失、損壊等により、営農の継続が困難になっていたが、平成24年度には約 500 ㌠、平成25年度には約 900 ㌠、平成26年には約 400 ㌠の農地が作付可能となり営農再開する予定である。平成24年度再開予定地については、被害を免れた機械や東日本大震災農業生産対策交付金で整備した機械により営農再開が可能であるが、平成25年度以降の再開予定地については機械・施設は壊滅状態であり、その整備をこの要綱に基づく交付対象事業として実施するものである。

交付対象事業となる事業計画の内容は、平成24年度および平成25年度にわたり計画されており、市の六郷、七郷および高砂地区の集落営農組織に市が交付金等を原資として購入する農業機械等のリースを無償で行うことにより被災者の営農に向けた取り組みを加速させることにある。

この事業計画では、各地区の集落営農組織の保有する水田面積を基準に転作率を考慮した稲作面積を算出し、宮城県特定高性能農業機械導入計画に基づき、農業機械の導入台数を決定している。この宮城県特定高性能農業機械導入計画に基づく農業用機械の配置基準は以下のとおりである。

農業用機械種別	配置基準
乗用型田植機 8 条植	稲作面積 14ha ごとに 1 台
自脱型コンバイン刃幅 1.6m 以上	稲作面積 15ha ごとに 1 台
トラクター80ps	稲作面積 20ha ごとに 1 台
大豆専用コンバイン	耕作面積 17ha ごとに 1 台
畑用トラクター34ps	耕作面積 8ha ごとに 1 台

上記配置基準に基づき、六郷、七郷および高砂地区の集落営農組織への平成24年度の機械・施設等の導入台数および予算は以下のとおりである。なお、農業用機械施設の整備に関する事業について、交付金の補助率は4分の3以内である。

(単位:千円)

機械・施設名	仕 様	台 数	金 額
畑作用トラクター34ps	ホイール	23 台	121,900
トラクター65～83ps	ホイール、ハーフクローラ	20 台	224,000
田植機	8 条植	24 台	96,000
コンバイン	6 条刈	21 台	342,300
大豆専用コンバイン		11 台	132,000
レーザーレベラー		8 台	43,200
パイプハウス		105 棟	367,500
農業機械用格納庫		21 台	27,300
		合計 (うち復興交付金)	1,354,200 (1,015,650)

上記のうち平成 24 年度末までに納入済みの農業用機械は 624,746 千円、また、上記の他播種機およびその関連品の購入が 22,008 千円あり、平成 24 年度被災地域農業復興総合支援事業の決算額は 646,754 千円となった。

(2)実施した監査手続

- ①要綱のヒアリング
- ②交付申請書の検証
- ③農業用機械の導入計画の検証、実績との比較
- ④購入に係る手続の規則への準拠性検証
- ⑤貸与備品台帳の検証

(3)実施した監査手続の結果

営農再開面積に応じた農業用機械の購入について(意見)

田植機とコンバインに係る各地区の整備の必要な水田面積に対する農業用機械の必要数および年度ごとの導入計画数は以下のとおりである。

・農業用機械の取得に係る各地区の導入台数当初計画

	整備の必要な 水田面積(ha)※	機械名等	機械の能力基準	必要台数 (台)	24 年度導入 (台)	25 年度導入 (台)
六郷地区	223	田植機	14ha/台	15	12	3
	193	自脱型コンバイン	15ha/台	12	10	2
七郷地区	203	田植機	14ha/台	14	9	5
	182	自脱型コンバイン	15ha/台	12	8	4
高砂地区	132	田植機	14ha/台	9	3	6
	142	自脱型コンバイン	15ha/台	9	3	6
合計		田植機	14ha/台	38	24	14
		自脱型コンバイン	15ha/台	33	21	12

※東日本大震災農業生産対策交付金で導入された機械があるため田植機と自脱型コンバインの整備必要面積の

相違がある。

上記の計画に対する平成 24 年度の導入実績は以下のとおりである。

(単位:台)

	機械名等	24 年度導入計画	24 年度導入実績	差 異
六郷地区	田植機	12	10	2
	自脱型コンバイン	10	9	1
七郷地区	田植機	9	6	3
	自脱型コンバイン	8	6	2
高砂地区	田植機	3	8	△5
	自脱型コンバイン	3	6	△3
合 計	田植機	24	24	-
	自脱型コンバイン	21	21	-

平成 24 年度の農業用機械の導入は、基本的には 24 年度末まで導入し 25 年度の営農再開に向けてリースされるものである。

田植機は 1 台当たり 4,000 千円、コンバインは 1 台当たり 16,300 千円である。

上記のように田植機および自脱型コンバインの導入実績は合計値においては計画値と同じであるが、地区別にみると差異が生じている。

六郷地区および七郷地区においては、実績値が計画値を下回っているものの、転作率を考慮した稲作面積を基準にすると実績値で充分賄える台数である。

高砂地区においては、導入実績が計画値を上回っている。

高砂地区における稲作の整備が必要な面積は 132ha 分であるが、計画段階で平成 25 年度営農再開面積の割合を 33%、平成 26 年度営農再開面積の割合を 66%と予定した。高砂地区で必要とされる田植機およびコンバインは配置基準に基づく計算により、それぞれ 9 台であり、営農再開予定面積に応じてその前年である平成 24 年度にそれぞれ 3 台(9 台の 33%)、平成 25 年度にそれぞれ 6 台(9 台の 66%)を導入する予定であった。

しかし、その後の精査により、平成 25 年度営農再開面積のうち、稲作の整備が必要な面積は 131ha 分になることが判明し、その結果、上記の表に記載のとおり田植機およびコンバインの導入数を実際に整備が必要な面積に応じて配置したことから、実績値が計画段階の導入予定数を上回ることとなった。

しかしながら、その後さらに、平成 25 年度営農再開予定地の工事の遅れや転作面積の増加により、結果として平成 25 年度再開面積のうち稲作面積は 47ha となった。不測の事態に起因するものではあるが、当初配置予定数の田植機およびコンバインそれぞれ 3~4 台で賄える状況となり、結果的に加配となった。

平成 24 年度における高砂地区の田植機およびコンバインの購入台数は、平成 25 年度分を含めた必要台数を超過しているわけではないが、年度ごとの営農再開面積および転作面積を適切に予想しそれに応じた農業用機械の実際必要数を購入することが、当該農業用機械の有効利用および交付金の有効な使い方である。

25. 農業基盤復旧復興整備計画策定事業について

(1) 概要

① 事業の趣旨

農業基盤復旧復興整備計画策定事業実施要綱(平成 23 年 11 月 22 日付 23 農振第 1905 号)(以下、「要綱」という。)に基づく、事業の目的は、以下のとおりである。

「東日本大震災に伴う津波により、太平洋沿岸部の農業地域において、農地・農業用排水施設などの農業生産基盤が壊滅的な被害を受けた他、大規模な地盤沈下が発生しているなど、地域農業に大きな支障が生じている。このため、本格的な復旧・復興に先立ち、農業生産基盤の被災状況等の調査が進められてきた他、被災市町村においては、農業を含め地域再生に向けた復興計画の策定が行われている。

このような中で、地域農業の復興に向けた農業生産基盤の整備を円滑に進めるためには、市町村の復興計画の策定作業との密接な連携の下、農業生産基盤の整備計画を検討し、併せて、地域の合意形成を通じた農地の大区画化や利用集積を促進する必要がある。

このため、農業基盤復旧復興整備計画策定事業では、被災地を災害に強い新たな食糧供給基地として復興するために必要な農業生産基盤の整備計画を策定するとともに、農地の復旧・整備に併せて農地の利用集積を図るために必要な農業者団体等の調査・調整活動を支援することにより、津波被災地域の速やかな復旧・復興に資するものである。」

② 要綱に基づく仙台市の農業基盤復旧復興整備計画策定事業

市は、要綱に基づき仙台東地区の農地等の所有・利用状況や農業者の意向の調査、合意形成のための調整活動等を目的とした農業基盤復旧復興整備計画策定事業を策定し、事業採択申請書を東北農政局に提出、平成 24 年 3 月 5 日付で交付決定が通知されている。

なお、この事業は平成 23 年度補助事業等繰越承認申請が行われ、平成 24 年度での実施となっている。

事業の具体的内容は以下のとおりである。

- ・農地等の所有・利用状況や農業者等の意向の調査
- ・合意形成のための調整活動
- ・農地集積に関する関係機関・団体との調整活動
- ・営農計画に関する調整活動
- ・農地管理に関する調査・調整活動(その他の農地集積のための調査・調整活動)

事業に要する経費(予算)は以下のとおりである。

(単位:千円)

科目	金額
委託料	177,000
賃金	4,829
需用費	4,295
使用料および賃借料	4,965

その他	911
合計	192,000

③農地集約化等合意形成促進業務委託

市は、農業基盤復旧復興整備計画策定事業の以下の業務については、仙台東土地改良区と特命随意契約により業務委託契約を締結した。

委託業務の内容は以下のとおりである。

ア、農地集約化等調査・調整活動業務

国の直轄事業の対象区域内における農地集約化に向けて、農業者の代表者及び農業団体等から構成する体制を整備し、農業者の合意形成を図る。

イ、調査・調整支援業務

a. 集落指導業務

集落の農業者に対し、専門的な見地からほ場整備事業の円滑な取り組みがなされるよう説明会を企画・開催する。

b. 集落指導資料作成業務

集落指導業務に必要なデータを収集するため、農業者を対象としたアンケート調査を行う。

c. 集落の将来像作成業務

集落指導業務の各検討項目について、集落毎に合意した内容について取りまとめるとともに、目指すべき仙台東地区の農業の在り方についてまとめるものとする。

ウ、その他農地集約化等に関する相談業務

集落指導業務に関連し、電話照会、来訪相談等、ほ場整備事業に関する個別相談に対し、適切な指導・助言を行うものとする。

農地集約化等合意形成促進業務委託を特命随意契約とする理由は、次のとおり説明されている。

ア、業務特性

本業務は、地域農業の将来像の検討とその実現に向けた取り組みとして農地の集積や集約に対する、農業者個々の農地に関する意向を把握するためのアンケート調査や農業者への直接の面談による聞き取りが必要である。

また、換地計画原案の作成や区画計画原案など、地域の実情の即した計画づくりに向けた農業者の合意形成が必要なことから、本業務を履行する上で地域農業の実情に精通し熟知している能力・経験を有していることが求められる。

イ、選定理由

仙台東土地改良区は、農地等に関する業務に精通した仙台東地区で唯一の団体であり、地方公共団体並みの性格を有し利益を追求していない団体である。

また、大区画ほ場整備事業を円滑に進めるためには、個々の農業者の営農意欲の把握や利用集積に向けた啓発活動を組め細かく行うことが重要であり、仙台東土地改良区が行うことが適当である。

(2)実施した監査手続

- ①要綱および委託業務の内容ヒアリング
- ②委託契約の手続の規則への準拠性検証
- ③委託業務の内容の検証
- ④委託業務の実績報告書の検証

(3)実施した監査手続の結果

契約方法の適切性について(意見)

仙台東土地改良区による農地集約化等合意形成促進業務の事業費の見積もりは以下のとおりである。

(単位:千円)

費 目		金 額	摘 要
人 件 費	報酬	980	理事および職員の年間金額の30%を見積もっている。
	給料	6,000	
	職員手当	1,200	
	派遣料	30,000	宮城県土地改良団体連合会より、4名1年間の派遣料
庁 費	共済費	1,300	
	報償費	11,965	推進協議会、検討部会、集落指導謝礼金。38回、延べ2,393人 5,000円/人/回
	委託費	35,000	営農状況図および農地集積促進計画書作成業務(宮城県土地改良団体連合会へ再委託、予算15,000千円) 集落の将来像作成に係る農地集約等合意形成促進システム構築に係る業務(P社へ再委託、予算20,000千円)
	需用費	6,590	
	その他	7,464	
	小計	100,494	
	一般管理費	10,049	上記小計の10%
	計	110,543	
	消費税等	5,527	
	合計	116,070	

上記予算書によると、この業務に関して宮城県土地改良団体連合会から4人が1年間派遣されており、営農状況および農地集積促進計画書の作成業務も同連合会に再委託されている。また、農地集約等合意形成促進システム構築に係る業務もP社に再委託されている。これらに要する経費は65,000千円であり、仙台東土地改良区のこの業務に係る人件費および庁費合計100,494千円との比較において、この業務の大部分が外部の事業者により行われて

いることがわかる。

この業務は地域の農業者への直接の面談による聞き取りが必要なことや、地域の実情に即した換地計画原案および区画計画原案の作成が伴うことから、地域の農地に関する業務に精通した者、仙台東土地改良区、を選任しているが、これは地域の農業者との面談や折衝を行うという意味において適任である。

しかしながら、農地集約化に関する能力・経験は宮城県土地改良団体連合会が豊富に有しているであろうし、この業務に同連合会から4人が1年間派遣されている事実からもそのことは窺える。すなわち、この業務の中核となる農地集積促進計画書の作成や仙台東地区の農業のあり方のとりまとめ等は派遣社員および再委託先により実施されている。

したがって、市は、この業務を一つの団体と随意契約を締結するのではなく、農業者に対応する業務とその原案を作成する業務について、それぞれ仙台東土地改良区と宮城県土地改良団体連合会に分けて発注することが経済的かつ効率的な事務の執行方法であったと思われる。

26. 仙台東部地域農地集積促進業務委託について

(1) 概要

① 目的

市は、「震災復興計画」に基づき、震災で壊滅的な被害を受けた東部地域において大規模なほ場整備計画を進めているが、効率的な生産体制を実現するためには、農地の大規模化に加え、農地の集約・集積が必要である。それを円滑に進めるためには、中心となる担い手、農地の出し手の双方が、地域営農の方向性や必要な取り組みのイメージを共有し、農地集積について理解を深めることが不可欠となる。

また、農地集積や集積後の地域営農が軌道に乗るまで一定程度の期間が必要と思われることから、地域における継続的な取り組みが必要となるため、農地の集積や地域営農を牽引するような農業者の育成が必要とされる。

本業務の目的は、このような要請を満たし、今後の地域営農を見据えた農地集積の契機となるような取り組みを目指すものである。

② 仙台東部地域農地集積促進業務仕様書に基づく業務内容

本業務は、仙台東部地区(宮城野区、若林区、太白区四郎丸)の農業者を対象に下記講座のプログラムの作成、実施・運営管理及び各種資料の作成等の業務を行う。

ア、講座等のプログラムの作成

a. 講演会

農業に関連した講演会を開催し、農業者としてこれからの農業経営等に要求される多様な視点を養う。1回実施。

b. 農地集積後の営農等に関する講習会

農地集積による効果や集積後の具体的な営農の方法について理解を深め、農地集積についての気運の醸成を図る。地区ごとに2回実施、計8回。

c. 先進地研修

農地集積等の先進地において、実施主体等から話を聞き、今後の営農の主役になる事業推進員が整備後の地域営農の方向性や、必要な取り組みについての共有化を図ることにより、農地集積に向けた環境づくりを進める。

静岡県磐田市、千葉県香取市等先進地の視察・管理者からの情報提供を計9回程度実施。

イ、講座の実施・運営管理

農業者への通知・連絡、講座等の準備及び実施、講義記録作成、その他

ウ、各種資料の作成

農地集積後の営農等に関する資料の作成

農地管理手法調査検討委員会の報告結果を踏まえ、ほ場整備や農地集積の概要その効果、集積後の具体的な営農の方法等についての参考等の内容を含む。

エ、講座等の検証

a. 受講者アンケート

研修効果の検証等のため、アンケートを実施し、分析を行うこと。

b. 連絡会議の実施

全行程終了後、受講者代表、講師、受託者、仙台市等とで、効果的な講座の実施について検討する場を設置し、研修体制やカリキュラムについての検証及び発展に向けた話し合いを行うこと。

オ、実施状況の報告

受託者は、各講座の出欠状況と内容をまとめた記録を作成し、実施日から 14 日以内に委託者に提出すること。

③契約者および委託金額

委託先:一般財団法人 日本水土総合研究所

委託金額:当初契約金額 29,381 千円

講習会および先進地研修の回数減のため当初契約金額を減額。

最終確定額 22,087 千円

(2)実施した監査手続

①事業概要の把握

②委託先の選定および契約に係る手続の妥当性検証

③委託業務の実績報告の検証

(3)実施した監査手続の結果

実績報告に係る見積書の検証について(意見)

この業務に関しては、仙台東部地域農地集積促進業務仕様書に基づき見積もりされ、契約が締結されていたものの、農地集積後の営農等に関する講習会や先進地研修については、参加者の状況や時期的な問題から講習会の回数を 8 回から 5 回へ、先進地研修に関しても当初予定の 9 回から 7 回へと変更になり、この業務委託に係る契約金額 29,381 千円も 22,087 千円に減額され、変更契約書が締結された。

この変更契約の基礎となる新たな事業費の見積書を検証した結果、上記講習会や研修会等の回数の減少により講師謝金、旅費交通費等が減少しているものの、受託者側の直接人件費については当初見積もりと同額であった。仕様書においては講習会や研修会の実行時には必ず受託者は 1 名以上従事することとなっており、講習会等の回数の減少は受託者側の直接人件費の減少となるはずである。

また、当初見積もりでは、受託者側の直接人件費に含まれていた議事録作成費用が新たな事業費の見積書では雑役務費として別計上されていた。

この業務委託契約の変更に係る協議では、当初見積もり以上に受託者側の人的負担等が

大であったことなどから変更契約に係る見積書に合意したということであったが、この協議に係る書面は残されていない。

見積書は契約金額の基礎となる資料であることから、委託業務の実態を正確に反映しているか否かを検証する必要があり、また、契約書や見積書等に記載されない合意事項は書面で残す必要がある。